

鹿児島市児童相談所等複合施設
検討結果報告書

令和4年2月
鹿児島市

はじめに

本市では、平成30年度に公募市民や学識経験者等で構成する「鹿児島市児童相談所の設置に関する検討委員会」から提出された提言書を踏まえ、令和元年度に児童相談所設置に関する基本的な考え方をまとめた「鹿児島市児童相談所基本構想・基本計画」を策定した。

この基本構想・基本計画では、児童相談所と同じ建物、あるいは隣接地に関連のある組織や機能等を置き連携することで、児童相談所の本体機能の効果をより高めることができるとし、候補地の検討に合わせて、関連機能を付与できないか、可能性を検討するとしており、令和2年度の候補地発表時に、子育て支援機能や母子保健機能を有する施設の併設・複合化を検討するとの考えを示した。

これを受け、令和3年度は、候補地の周辺にあるすこやか子育て交流館（以下、「リぼんかん」という。）や中央保健センターの移転の可能性を含めた、子育て支援機能や母子保健機能等の併設・複合化について、公募市民や学識経験者等で構成する「鹿児島市児童相談所等複合施設検討委員会」からご意見を伺いながら、内部の関係部署による「鹿児島市児童相談所等複合施設検討会議」において協議・検討を行った。

この報告書は、検討にあたって実施した、児童相談所等を取り巻く現状や他都市の動向・事例、本市施設の状況の調査結果と、これを踏まえて設定した5つの複合化パターンについて、「関連機能の連携効果」、「施設管理・運用」、「コスト」、「交通アクセス」の面から、それぞれのメリットや課題を整理した結果を報告書としてまとめたものである。

<目次>

1. 児童相談所への子育て支援機能・母子保健機能等の併設・複合化の検討フロー..	1
2. 調査.....	3
2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査.....	3
2.1.1. 児童相談所.....	3
2.1.2. 子ども家庭総合支援拠点.....	7
2.1.3. 地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）.....	11
2.1.4. 子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）.....	14
2.1.5. 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査 まとめ.....	18
2.2 他都市の動向・事例調査.....	19
2.2.1. 児童相談所設置に関する他都市の動向.....	19
2.2.2. 他都市調査.....	20
2.2.3. 他都市の事例.....	29
2.2.4. 他都市の動向・事例調査 まとめ.....	35
2.3 本市の施設の状況調査.....	36
2.3.1. りぼんかん.....	36
2.3.2. 中央保健センター.....	48
2.3.3. 諸室の共用化・廃止の可能性.....	66
2.3.4. 本市の施設の状況調査 まとめ.....	74
3. 条件設定.....	75
3.1 条件設定の考え方.....	75
3.1.1. 条件設定にあたっての基本的な視点.....	75
3.1.2. 条件設定の内容.....	75
3.2 複合化パターンごとの条件設定.....	75
3.3 比較評価項目の設定.....	95
3.3.1. 比較評価項目と評価基準等.....	95

4. 分析・整理.....	99
4.1 複合化パターンの比較.....	99
4.2 分析・整理　まとめ.....	127
5. りぼんかん、中央保健センターの利用者団体からの意見聴取	128
6. 鹿児島市児童相談所等複合施設検討委員会における意見	129
7. 報告書まとめ	131

(資料編)

8. 会議開催	135
8.1 児童相談所等複合施設検討委員会.....	135
8.2 児童相談所等複合施設検討会議	139

1 児童相談所への子育て支援機能、母子保健機能等（以下、「関連機能」という。）の併設・複合化の検討フロー

下記の検討フローに従って、関連機能の併設・複合化について検討を行った。



表 1-1 児童相談所への関連機能の併設・複合化の検討フロー

月	検討フロー	検討会議 (内部)	検討委員会 (外部)
6月	I 調査 【児相・支援拠点・りぼんかん・中央HCを取り巻く現状の各種調査】 ・関係法令、国の計画・ガイドライン・財政支援策 など 【他都市の動向・事例調査】 ・関連機能の併設状況 ・児相との連携手法 など 【本市の施設の状況調査】 ・諸室利用状況調査 ・利用者アンケート など	★第1回内部 これまでの検討経過、今後のスケジュール報告	☆第1回外部 これまでの検討経過、今後のスケジュール報告
7月			
8月			
9月	II 条件設定 【複合化パターンの比較分析に向けた整理】 【比較評価項目の設定】	★第2回内部 I 調査 II 条件設定	
10月	III 分析・整理 【複合化パターンの比較分析】 ・調査結果の分析 ・メリット・デメリット ・概算コスト など		
11月		★第3回内部 III 分析・整理	☆第2回外部 I 調査 II 条件設定 III 分析・整理
12月 ～ 1月	IV 意見聴取、検討結果整理 【利用者意見聴取】 【検討報告書案の検討】	★第4回内部 IV 意見聴取、 検討結果整理	☆第3回外部 IV 意見聴取、 検討結果整理
検討報告書とりまとめ（メリット・デメリット、コスト比較 など）			

検討フローごとの作業内容詳細を以下に示す。

＜検討フローごとの作業内容詳細＞											
<p>I 調査</p> <p>【児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、国の計画・ガイドライン・財政支援策 など <p>【他都市の動向・事例調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年児相設置した中核市における、関連機能の併設状況や効果等に関する実態調査 ・児相との連携手法、コスト（イニシャル・ランニング、財源）等 <p>【本市の施設の状況調査（りぼんかん、中央HC）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸室利用状況調査（諸室の稼働率等調査、必要諸室整理、共用可能性検討 など） ・利用者アンケート（諸室の利用歴、子育て関連の相談先 など） ・施設管理者ヒアリング（施設の現状や課題、複合化による効果や期待、課題等） 											
<p>II 条件設定</p> <p>I の調査結果を踏まえ、子育て支援機能等の規模や療育機能などの追加関連機能について分析を行い複合化パターンを設定</p> <p>【複合化パターンの比較分析に向けた整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①-1 児相+りぼんかん（移転）+中央HC（移転） ・①-2 児相+りぼんかん（移転） ・①-3 児相+中央HC（移転） ・② 児相+子育て支援機能（新設）+母子保健機能（新設） ・③ 児相+関連機能窓口（子育て支援機能・母子保健機能以外の窓口機能） <p>【比較評価項目の設定】</p> <p>＜比較評価項目例＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">評価内容の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①関連機能の連携効果</td> <td>・複合化による連携効果の有無や大小</td> </tr> <tr> <td>②施設管理・運用</td> <td>・施設共用による効率化 ・利用者プライバシー確保上の課題</td> </tr> <tr> <td>③コスト （イニシャル・ランニング、財源）</td> <td>・イニシャル（施設整備費用、財源） ・ランニング（人件費、光熱水費、維持補修費）</td> </tr> <tr> <td>④交通アクセス</td> <td>・交通の利便性の向上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価内容の具体例	①関連機能の連携効果	・複合化による連携効果の有無や大小	②施設管理・運用	・施設共用による効率化 ・利用者プライバシー確保上の課題	③コスト （イニシャル・ランニング、財源）	・イニシャル（施設整備費用、財源） ・ランニング（人件費、光熱水費、維持補修費）	④交通アクセス	・交通の利便性の向上	
項目	評価内容の具体例										
①関連機能の連携効果	・複合化による連携効果の有無や大小										
②施設管理・運用	・施設共用による効率化 ・利用者プライバシー確保上の課題										
③コスト （イニシャル・ランニング、財源）	・イニシャル（施設整備費用、財源） ・ランニング（人件費、光熱水費、維持補修費）										
④交通アクセス	・交通の利便性の向上										
<p>III 分析・整理</p> <p>【複合化パターンの比較分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・II の条件設定のもと、調査結果を踏まえ、複合化パターンについて詳細分析・整理（必要諸室の整理、効率化を踏まえた各種ゾーニング、メリット・デメリット、概算工事費の算出） ・その他、必要事項の整理 											
<p>IV 意見聴取・検討結果整理</p> <p>【利用者意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等複合施設の検討状況について意見聴取 <p>【検討報告書案の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討委員会で出された意見を踏まえた追加調査、分析・整理結果の修正 ・検討報告書案の作成 											

2 調査

2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査

児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）について、目的、役割・業務内容、法改正等の経過、国の財政支援策等を調査した。

2.1.1 児童相談所

(1) 目的

子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する。

(2) 役割・業務内容

子ども及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うとされている。

- ア. 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- イ. 子ども及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- ウ. 子ども及びその保護者につき、イの調査又は判定に基づいて心理又は子どもの健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。
- エ. 子どもの一時保護を行うこと。
- オ. 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。
- カ. 里親に関する普及啓発、相談に応じ必要な情報の提供、助言、研修その他の援助 など
- キ. 養子縁組に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の援助 など

(3) 必要機能

児童相談所には、以下の機能が必要とされている。

表 2-1 児童相談所の必要機能

機能	内容
相談機能	<ul style="list-style-type: none">・子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。・必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。
一時保護機能	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する。
措置機能	<ul style="list-style-type: none">・子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、市町村、児童家庭支援センター等に指導させる。・子どもを児童福祉施設、又は指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させる。又は小規模住居型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託する。

2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査

(4) 法改正、制度改正等の経過

子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化し、児童虐待が増加したことを背景に、平成12年に児童虐待防止法が施行された。しかし、それ以降も児童虐待相談件数は急増し、深刻な児童虐待事例が続いたため、児童相談所の体制強化をはじめとする法改正等が繰り返されてきた。特に、平成30年3月の目黒区や平成31年1月の野田市における重篤な児童虐待事案を受け、子どもの命を守るとともに、全ての子どものために切れ目のない支援を提供するため、抜本的な対策強化が求められることとなった。

表 2-2 児童相談所に係る法改正、制度改正の経過

時期	法律等名称	法改正等の主旨・ポイント
平成16年	児童虐待防止法 児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 児童虐待対策における市町村の役割の明確化、要保護児童対策地域協議会の法定化等など児童虐待対策の充実・強化 ■ポイント ・H18年度から中核市における児童相談所の設置が可能となった。
平成28年	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化 ■ポイント ・特別区においても児童相談所の設置が可能 ・施行(H29.4)後5年を目途に、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。
平成30年	児童虐待防止対策体制総合強化プラン	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。 ■ポイント ・児童福祉司やその指導・教育を行うスーパーバイザーの増員、一時保護所の専門性向上や個室化、一時保護委託先の確保等、児童相談所の体制強化
令和元年	児童虐待防止法 児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化 ■ポイント ・児童相談所における介入的対応と保護者支援の職員の機能分化 ・施行(R2.4)後5年を目途に、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずる。

(5) 国の主な財政支援

平成30年度以降、施設整備に対する交付税措置や補助金の新設・拡充のほか、人員配置等に対する補助金の拡充が段階的に行われており、中核市や特別区における児童相談所の設置促進のための支援の充実が図られてきている。

【整備費に対する財政支援】

- ・ 児童相談所

表 2-3 整備費に対する財政支援【児童相談所】

財源	
区分	交付税措置
市債（施設整備事業債） 50.0%	特別交付税 57.5% (施設整備事業債分 35.0%+一般単独事業債分 22.5%)
市債（一般単独事業債） 45.0%	普通交付税（施設整備事業債分） 15.0%
	交付税措置無 22.5%
一般財源 5.0%	—

- ・ 一時保護所

表 2-4 整備費に対する財政支援【一時保護所】

財源	
区分	交付税措置
国庫補助金 50.0% ※実際の整備費が補助基準額を超える場合は 50%より低くなる。	—
市債（一般補助施設整備等事業債） 45.0% ※実際の整備費から国庫補助金を 差し引いた額の90%	特別交付税 22.5%
	交付税措置無 22.5%
一般財源 5.0% ※実際の整備費から国庫補助金を 差し引いた額の10%	—

2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査

【運営費に対する財政支援】

- ・児童相談所及び一時保護所

表 2-5 運営費に対する財政支援【児童相談所及び一時保護所】

費目	財源
扶助費等 (施設入所・一時保護 児童の生活等に必要 事業費など)	国庫負担金 50.0%
	一般財源 50.0% (普通交付税措置)
人件費	国庫負担金・補助金 約 5.0% ※専門職員の配置状況等により変動
	一般財源 約 95.0% (普通交付税措置)

(6) 他機関との連携

【子ども家庭総合支援拠点との連携】

児童相談所運営指針において、子ども家庭総合支援拠点は要支援児童等の早期発見や支援にあたり重要な役割を担っているとされ、児童相談所は日頃から支援拠点との情報共有を図るとともに、要支援児童等を発見した場合は、初期段階のアセスメントや援助方針の決定等を支援拠点と連携して行うなど連携体制を確保することとされている。

【子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）との連携】

平成 28 年の児童福祉法・母子保健法の改正により、国及び地方公共団体は母子保健施策を講ずるにあたっては、当該施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することとされた。児童相談所運営指針においても、児童相談所は日頃から、同センターと密に連携を図っておくことが必要であるとされている。

(7) 本市の状況

- ・令和 2 年 3 月に基本構想・基本計画を策定し、独自の児童相談所設置について検討中
- ・現在の本市の所管は、県中央児童相談所（県内に中央、大隅、大島の 3 児童相談所が設置）
- ・令和 2 年度の県中央児童相談所における虐待認定件数のうち、本市分は 53.6%

表 2-6 （参考）県中央児童相談所の虐待認定件数のうち、鹿児島市分が占める割合

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
①県中央児相の虐待認定件数 (鹿児島市分を含む全体)	559	887	1386	1552
②県中央児相の虐待認定件数 (鹿児島市分)	242	470	805	832
県中央児相の虐待認定件数のうち、 鹿児島市分が占める割合 (②/①)	43.3%	53.0%	58.1%	53.6%

2.1.2 子ども家庭総合支援拠点

(1) 目的

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談の対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う。

(2) 役割・業務内容

- ア. 子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報提供、相談等への対応、総合調整）
- イ. 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦への支援業務（相談・通告の受付、調査、アセスメント、支援計画の作成、支援及び指導の実施 等）
- ウ. 関係機関との連絡調整（要対協の活用、児童相談所との連携・協働、他関係機関等との連携）
- エ. その他の必要な支援

(3) 法改正、制度改正等の経過

平成 28 年の児童福祉法改正により、市区町村において、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援に係る業務を適切に行わなければいけないことが明確化され、同時に、これらの支援全般を行う拠点（＝子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることが規定された。

児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、令和 4 年度までに全市町村で拠点を設置することが目標とされ、本市においても令和 4 年 4 月に開設を予定している。

2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査

表 2-7 子ども家庭総合支援拠点に係る法改正、制度改正等の経過

時期	法律等名称	法改正等の主旨・ポイント
平成16年	児童虐待防止法 児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 児童虐待対策における市町村の役割の明確化、要保護児童対策地域協議会の法定化など児童虐待対策の充実・強化 ■ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の役割の明確化（相談、調査、指導等。虐待通告先に追加） ・要保護児童対策地域協議会の法定化
平成20年	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 家庭的な保育など子育て支援事業の制度化や要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実等 ■ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化（協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大）
平成28年	児童福祉法 母子保健法	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化 ■ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・国・地域公共団体の役割・責務の明確化 ・市町村における子ども家庭総合支援拠点の整備 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化（保健師等専門職の配置） ・母子保健施策を通じた虐待予防等
平成30年	児童虐待防止対策体制総合強化プラン	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。 ■ポイント <ul style="list-style-type: none"> ・全市町村への、子ども家庭総合支援拠点の設置及び職員の専門性確保 ・要保護児童対策地域協議会の体制強化

(4) 国の主な財政支援

【交付税措置】

子ども家庭総合支援拠点の職員及び要保護児童対策地域協議会調整担当者の配置に対する普通交付税措置（人口10万人あたり2人）

【児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金】

運営経費の一部に対する補助（補助率：国1/2、市区町村1/2）

(5) 他機関との連携

【児童相談所との連携】

児童福祉法において、児童及び妊産婦の福祉に関する相談対応、調査、指導等の業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならないとされている。また、市町村子ども家庭支援指針において、児童相談所に送致したケースについても、引き続き市町村が実施する母子保健サービスや一般の子育て支援サービス、障害児支援施策が必要である場合や、児童相談所の措置後に市町村が中心となって対応する場合があることから、市町村は児童相談所と十分に連携を図り、協働して支援していく必要があるとされている。

【子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）との連携】

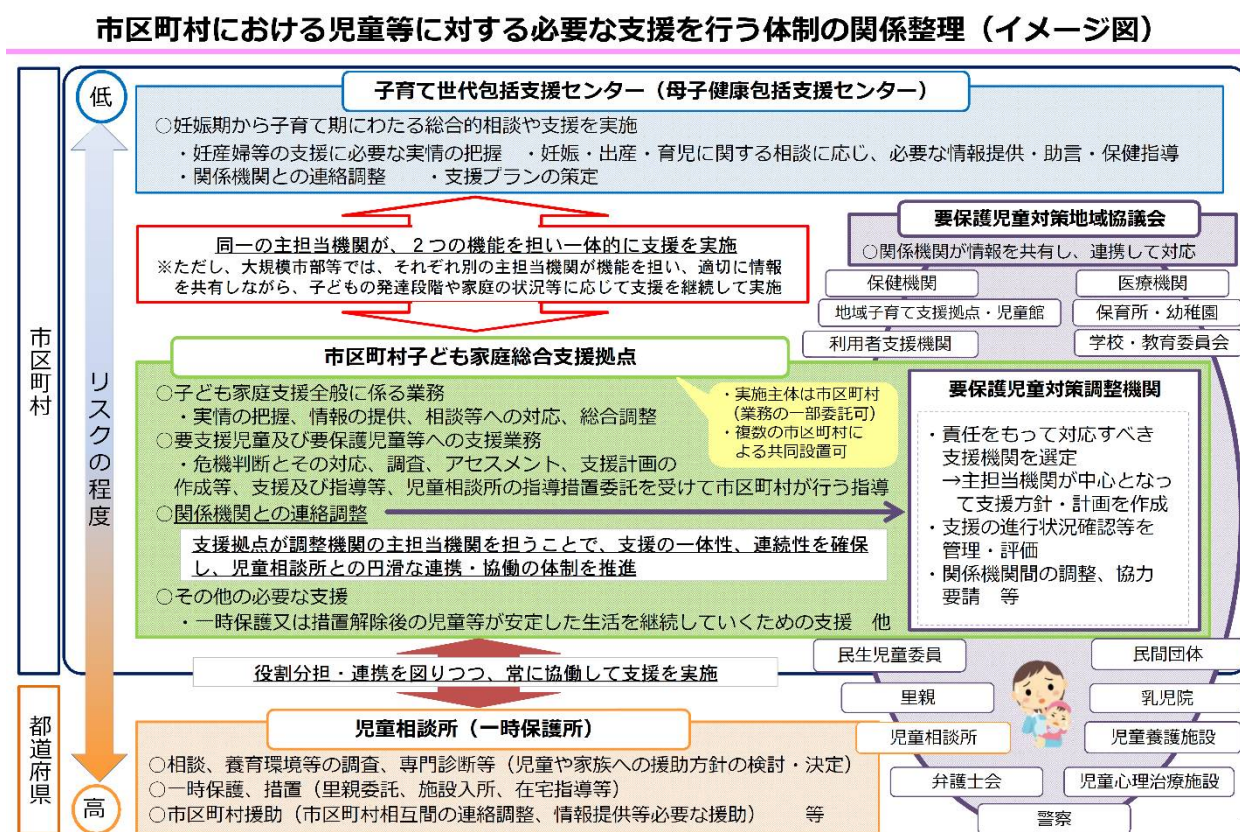
市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱において、子ども家庭総合支援拠点は特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、同拠点と子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）は同一の主担当機関が2つの機能を担い一体的に支援を実施することが求められており、それぞれ別の主担当機関が機能を担う場合も、適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援を実施することとされている。

【地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）との連携】

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱において、同拠点は一般子育てに関する相談にも応じ、適切な支援に有機的につないでいく役割も担っているため、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業やその他の子育て支援が円滑に利用できるよう、利用者支援事業実施機関（りぼんかんや親子つどいの広場等）と適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて連携して対応し、継続した支援を実施することが求められている。

2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査

図 2-1 （参考）市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理



(5) 本市の状況

- ・ R 4 年 4 月設置に向けて、現在、組織や人員体制、業務内容等の検討を進めている。
- ・ 児童相談所設置後は、支援拠点を同所の支援部門と一体的に運営することを想定している。（令和 2 年 3 月、鹿児島市児童相談所基本構想・基本計画）
- ・ 小規模型から大規模型まで、人口規模に応じた類型ごとに職員の最低配置基準が定められている。本市は大規模型に該当し、常時 1 1 名の職員配置が必要となる。

表 2-8 「大規模型」における職員の最低配置基準

職種	資格等	必要人数
①子ども家庭支援員	社会福祉士、保健師、保育士等	常時 5 名 (1 名は非常勤可)
②心理担当支援員	公認心理師、大学で心理学を専攻した者等	常時 2 名 (非常勤可)
③虐待対応専門員	社会福祉士、保健師、保育士等	常時 4 名 (非常勤可)
合計		常時 1 1 名

※児童人口概ね 7.2 万人以上（人口約 45 万人以上）

2.1.3 地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）

(1) 目的

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

(2) 役割・業務内容

【基本事業】

- ア. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ. 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ. 地域の子育て関連情報の提供
- エ. 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

【加算対象事業（一般型）】 ※下線は、りぼんかんにおいて実施している事業

- ア. 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組
- イ. 出張ひろば
- ウ. 地域支援（子育てサークルへの支援やボランティアとの協働・育成等）
- エ. 配慮が必要な子育て家庭等への支援
- オ. 休日における育児参加促進のための講習会の実施の支援

(3) 法改正、制度改正等の経過

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感・負担感の増大等が問題となっていることを背景に、平成19年度に地域子育て支援拠点事業が創設され、その後も事業の法定化や再編等により充実が図られてきている。

表 2-9 地域子育て支援拠点に係る法改正、制度改正等の経過

時期	法律等名称	法改正等の主旨・ポイント
平成19年	地域子育て支援拠点事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨・ポイント ・子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、<u>地域における子育て支援拠点の設置を推進</u> ・地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供
平成20年	児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨・ポイント ・子育て支援事業を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進 ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援家庭訪問事業、一時預かり事業、<u>地域子育て支援拠点事業を法定化</u>
平成25年	地域子育て支援拠点事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨・ポイント ・地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援 ・「センター型・ひろば型・児童館型」から「一般型・連携型」に再編、<u>地域に対する積極的な取組として「地域機能強化型」を新設</u>

2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査

平成26年	地域子育て支援拠点事業実施要綱	■主旨・ポイント ・子ども・子育て支援新制度の開始に先行して、利用者支援事業が開始 ・地域子育て支援拠点事業を「一般型・連携型」に再整理、「 <u>地域機能強化型</u> 」を利用者支援事業に移行
-------	-----------------	--

(4) 国の主な財政支援

【子ども・子育て支援交付金】

ア. 地域子育て支援拠点事業

基本分として開所日や職員配置に応じて、加算分として対象事業の実施等の有無に応じて補助（補助率：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3）

イ. 利用者支援事業

基本分のほか、加算分として対象事業の実施等の有無に応じて補助（補助率：国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6）

ウ. 一時預かり事業（一般型）

基本分として利用児童数等に応じて、加算分として対象事業の実施等の有無に応じて補助（補助率：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3）

(5) 他機関との連携

【児童相談所及び保健所との連携】

地域子育て支援拠点事業実施要綱において、近隣地域の拠点施設は互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めることとされている。

(6) 本市の状況

- ・ 主な地域子育て支援拠点として、以下の施設をそれぞれ設置

表 2-10 本市の主な地域子育て支援拠点

設置年度	親子つどいの広場名	延床面積	併設施設
平成20年	なかまっち (東部親子つどいの広場)	613.61 m ²	ファミリー・サポート・センター
平成22年	りぼんかん (すこやか子育て交流館)	2581.95 m ²	—
平成25年	たにっこりん (南部親子つどいの広場)	768.20 m ²	南部子育て世代包括支援センター
平成26年	なかよしの (北部親子つどいの広場)	599.80 m ²	北部子育て世代包括支援センター 高齢者福祉センター吉野
平成29年	いしきらら (西部親子つどいの広場)	615.00 m ²	高齢者福祉センター伊敷

- ・ このほか、地域子育て支援センター（8か所）及び児童センター（城南、三和、郡山）を地域子育て支援拠点として位置付け、育児や子育てに関する幅広い相談業務等を実施している。
- ・ このうち、りぼんかんについては、設置条例において「子育て家庭等への支援を推進するための総合的な拠点施設」に位置付けており、本市の子育て支援の中心的な役割を担っている。

表 2-11 本市の地域子育て支援拠点の機能等（令和3年度）

	りぼんかん (1か所)	親子つどいの 広場 (4か所)	地域子育て支援 センター (8か所)	児童センター (3か所)
・ 地域子育て支援拠点事業の統括	○	/	/	/
・ つどい、交流の場の提供	○ (小3まで)	○ (未就学児まで)	○ (未就学児まで)	○ (未就学児まで)
・ 講習会等の実施	○	○	○	○
・ 利用者支援事業	○	△ (西部以外)	×	×
・ 情報の収集提供	○	○	○ (地域の)	○
・ 子育て相談・援助	○ (専門相談有)	○ (専門相談有)	○	○
・ 子どもの一時預かり	○	△ (東部以外)	×	×
・ ネットワークの構築	○	○	○	○
・ 地域に出向いた支援活動	×	×	○	×

2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査

2.1.4 子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）

本市では、地域保健法に基づき、健康相談、保健指導及び健康診査等を行うため5つの保健センターを設置している。これらの保健センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、地域における妊産婦や乳幼児の相談支援等に加え、乳幼児健診等の母子保健事業を一体的に実施している。

(1) 目的

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築する。

(2) 役割・業務内容

- ア. 妊産婦・乳幼児の実情を把握すること
- イ. 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。
- ウ. 支援プランを策定すること。
- エ. 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。

また、これらに加えて、地域の実情に応じて、母子保健事業や子育て支援事業を行うことや、地域において不足している母子保健事業や子育て支援事業を実施するための体制づくりを行うことができるとされている。

(3) 法改正、制度改正等の経過

妊産婦・乳幼児等へは、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援が実施されているが、支援には多くの関係機関が関わることから、関係機関同士の十分な情報共有や連携が難しく、制度や機関により支援が分断されてしまうという課題があった。これらの課題を解決するため、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握するとともに、保健師等の専門家による相談対応や関係機関との連絡調整等を行い、切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置が進められている。

表 2-12 子育て世代包括支援センターに係る法改正、制度改正等の経過

時期	法律等名称	法改正等の主旨・ポイント
平成26年	まち・ひと・しごと創生総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨・ポイント ・妊娠・出産包括支援モデル事業の1事業として実施していた母子保健相談支援事業を、「子育て世代包括支援センター」として概ね5年後までに<u>全国展開</u>する方針が打ち出された。
平成27年	子ども・子育て支援法	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 ・現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を立ち上げ、切れ目ない支援を実施 ■ポイント ・<u>地域子ども・子育て支援事業（法第57条第1項）の利用者支援事業の一類型（母子保健型）として位置付け</u> ・母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱において、妊娠・出産包括支援事業を創設（前年度モデル事業だったものを本格実施）
平成28年	母子保健法	<ul style="list-style-type: none"> ■主旨 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行うこととし、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）を法定化 ■ポイント ・<u>子育て世代包括支援センターの全国展開</u> ・<u>母子保健施策を通じた虐待予防等</u>

(4) 国の主な財政支援

【子ども・子育て支援交付金】

ア. 乳児家庭全戸訪問事業

ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業の実施状況、家庭訪問数に応じた補助（補助率：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3）

イ. 養育支援訪問事業

支援内容及び家庭訪問数等に応じた補助（補助率：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3）

(5) 他機関との連携

【児童相談所との連携】

地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針において、児童虐待防止対策に関する取組として、市町村保健センターは児童相談所と十分な連携を取りつつ、虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努めるとともに、児童虐待の疑いのある家庭については、児童相談所等へ通告し、関係機関と連携、協力の上組織的に援助することとされている。

2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査

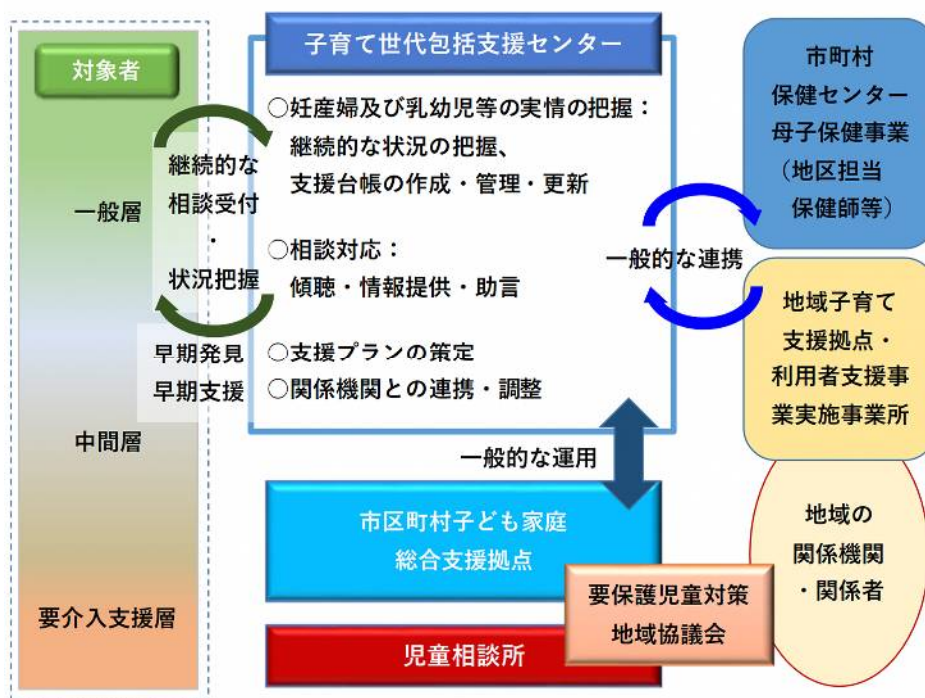
【子ども家庭総合支援拠点との連携】

子育て世代包括支援センター業務ガイドラインにおいて、子育て世代包括支援センターの対象者の中には、子ども家庭総合支援拠点の対象者も含まれる場合もあることから、連携した支援が必要であるとされている。また、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の担当機関が子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の2つの機能を担い、一体的に支援することが求められている。

【地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）との連携】

子育て世代包括支援センター業務ガイドラインにおいて、一般的な子育て支援よりも手厚い支援を必要とする子どもやその保護者等の早期発見やさらなる情報収集、適切な支援の実施のために、特に、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業実施機関との連携・協働が求められている。

図 2-2 子育て支援包括支援センターにおける支援イメージ



出典：（厚生労働省）子育て世代包括支援センター業務ガイドライン

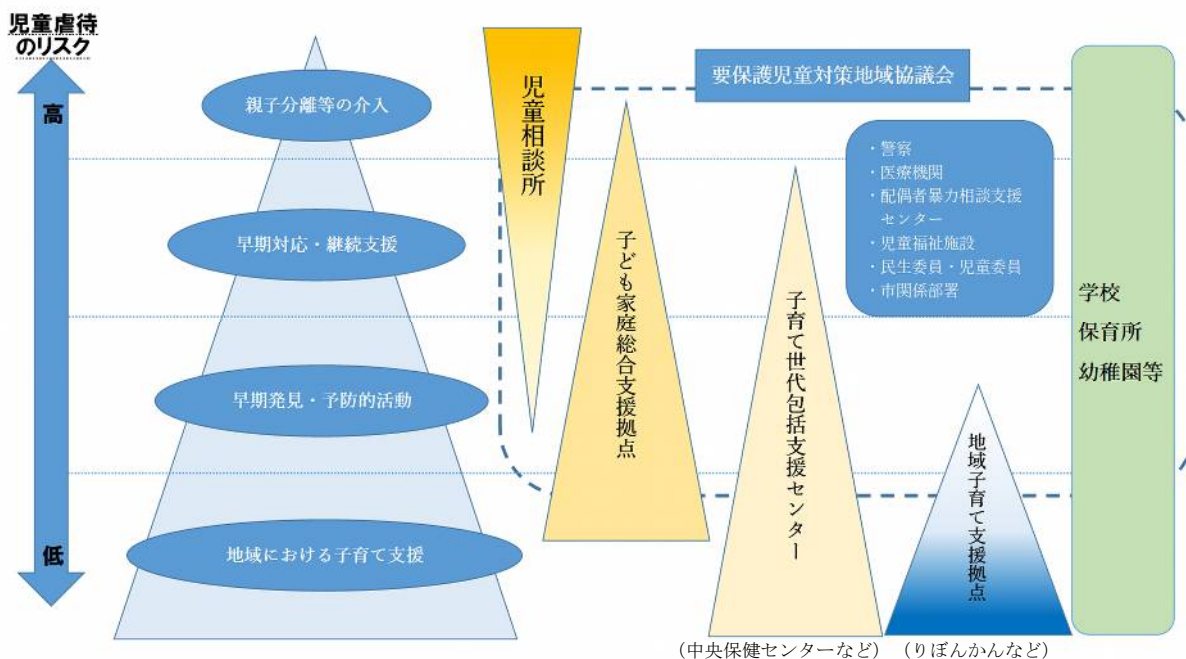
(6) 本市の状況

市内の5保健センター（北部・東部・西部・中央・南部）をそれぞれ子育て世代包括支援センターに位置付け、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談対応や助言・指導、支援プランの策定等の業務を担っている。

表 2-13 各保健センターの管内人口・主な業務実績等

	北部	東部	西部	中央	南部
管内人口 (R3. 3. 1 推計人口)	51,849 人	86,588 人	93,504 人	167,528 人	134,415 人
施設延床面積	1,739 ㎡	1,134 ㎡	1,901 ㎡	3,126 ㎡	2,417 ㎡
地区担当保健師 配置数(R3 年度)	5 人	6 人	7 人	12 人	10 人
業務実績(R2 年度)					
妊娠届出数	311 件	614 件	648 件	1,654 件	1,473 件
訪問指導延件数 (妊産婦、新生児、乳幼児等)	319 件	879 件	699 件	943 件	728 件
ケアプラン (支援プラン) の策定	110 件	289 件	101 件	472 件	556 件

図 2-3 児童相談所等各機関の役割分担・連携イメージ図（鹿児島市作成）



2.1 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査

2.1.5 児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）を取り巻く現状の各種調査 まとめ

児童相談所は、子どもに関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、必要に応じて、子どもの安全を確保するための一時保護や入所措置などを行う役割を、子ども家庭総合支援拠点は、子ども家庭支援全般に係る業務や、要支援児童等への支援業務などを主に担っている。

また、地域子育て支援拠点は、子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する情報提供など、子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児の実情の把握や、妊娠・出産・子育てに関する情報提供・助言・保健指導などを主な役割としている。

このように、各施設等の主要な役割には違いがあるが、子どもや妊産婦及びその家庭を支援するという点は共通しており、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てをめぐる環境が変化してきていることを背景に、これまで法改正等により、それぞれの制度の充実が図られてきている。また、子どもや子育てに関するニーズが多様化するとともに、複雑で困難な課題を抱える子どもや家庭も増えてきていることから、施設等が効果的に連携し、きめ細かで、切れ目のない支援を行うことが強く求められるようになっている。

2.2 他都市の動向・事例調査

近年、児童相談所を設置した他都市における、関連機能を持つ施設の併設・複合化の状況等について調査した。

2.2.1 児童相談所設置に関する他都市の動向

(1) 近年の動向

- ・H29年度施行の児童福祉法改正以降、従前から設置が可能であった中核市に加え、特別区でも児童相談所の設置が可能となった。
- ・また、これに合わせて、中核市等の児童相談所設置を促進するため、国による財政支援の充実が図られてきたこともあり、近年、中核市等において児童相談所の設置が進められている。
- ・これらの市においては、児童相談所の設置効果を高めるため、関連機能を付加・併設した複合施設を設置する事例が多く見られる。

※付加機能…国が定める児童相談所の機能に加えて、児童相談所が独自に担う機能

※併設機能…児童相談所と同じ建物又は同じ敷地内、若しくは隣接する敷地内に配置する関係部署が担う機能

表 2-14 近年の中核市の児童相談所設置状況（予定を含む）

		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
中核市	明石市	■	→		★								
	奈良市			◎	◎	→		☆					
	A市						◎	→			☆		
	柏市						◎	→				☆	
	鹿児島市				◎	→				設置時期未定			→

※奈良市はH30年度に基本計画策定後、R元年度に計画改訂

※凡例 ★…設置 ☆…設置予定 ◎…基本構想・計画等策定

■…設置表明・準備開始

2.2.2 他都市調査

(1) 調査概要

① 目的

近年、児童相談所を設置、または設置予定があり構想や計画が策定されている中核市における、付加・併設機能や施設規模、関連機能との連携による効果等を把握するもの。

② 調査対象

中核市 4市：明石市（H31.4設置済）、奈良市、A市、柏市

③ 調査期間

令和3年8月25日（水）～9月6日（月）

④ 調査項目

調査項目は大きく分けて3つ

問1 付加機能・併設機能の状況

問2 複合施設に関する基本情報

問3 児童相談所と関連施設の連携強化

(2) 調査結果（概要）

【付加機能・併設機能の状況】

- ・ 4市全てが、子ども家庭総合支援拠点を設置（付加：3市（明石、A、柏）、併設：1市（奈良））
- ・ 3市（明石、奈良、柏）が、子育て支援機能を有する施設として「地域子育て支援拠点」を設置
- ・ 3市（明石、奈良、柏）が障害支援・療育機能を設置、奈良市は一定の規模を有する施設、明石市、柏市は児童相談所の機能に簡易な窓口機能を付加
- ・ そのほか、柏市は既存の「青少年センター」の敷地内に児童相談所や子ども家庭総合支援拠点を設置する計画で、同センターとの連携により、高校生等の支援を継続的に提供できる体制の構築を目指している。
- ・ 2市（奈良、A）が、施設の複合化にあたって相談室や会議室等を共有化

【複合施設に関する基本情報】

- ・施設規模は、児童相談所部分（一時保護所含む）の平均が約2,463㎡（明石、奈良）。本市は基本構想・基本計画において、児童相談所（一時保護所含む）を3,500㎡としており、明石市、奈良市よりも大規模だが、人口規模に基づく職員配置数等を踏まえると適正規模であると考えられる。
- ・付加・併設機能部分の平均は約445㎡（明石、奈良）
- ・イニシャルコスト（※1）については、各市負担が発生
- ・ランニングコスト（※2）については、奈良市やA市では、交付税（基準財政需要額）を含めると、各市の負担分はほとんど発生していない。

※1 イニシャルコスト：施設整備費などの初期費用。

※2 ランニングコスト：人件費、光熱水費、維持補修費などの運営費用。

【児童相談所と関連施設の連携強化】

- ・子ども家庭総合支援拠点との連携については、A市が、受理会議や援助方針会議を児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の合同で実施することで、一体的な対応を行うことを想定しているほか、奈良市では、児童相談所設置推進課と子ども家庭総合支援拠点の間で、児童相談所設置後の連携に向けてジョブローテーションを行っている。
- ・子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）との連携については、明石市が、乳幼児健診時の確認や保健師等による家庭訪問で子どもに会えないケースなど、必要に応じて連携しているほか、設置予定の市は、要保護児童対策地域協議会を通じた連携等を想定している。
- ・子育て支援施設との連携については、明石市が、明石子どもセンター（児童相談所）と子育て支援センターを併設することで、子どもの育ちに関する様々な相談や情報の提供、子どもを守っていくための積極的な取組の実施など、子どもに対する総合的な支援を目指しているほか、設置予定の市は、要保護児童対策地域協議会を通じた連携等を想定している。

(3) 調査及び分析結果

①付加機能・併設機能の状況

ア. 子ども家庭総合支援拠点（設置済み1市、設置予定3市）

- 4市全てが設置
- このうち3市が付加機能として児童相談所と一体的に運営、1市が併設機能として児童相談所と連携

<子ども家庭総合支援拠点を付加・併設している市>

表 2-15 子ども家庭総合支援拠点を付加・併設している市

市名		付加	併設
設置済	明石市	○	
設置予定	A市	○	
	柏市	○	
	奈良市		○

- 本市においても、「子ども家庭総合支援拠点」を児童相談所に付加することとしており、他都市の傾向と一致
- 児童相談所と子ども家庭総合支援拠点を一体的に運営することで、基礎自治体としての子どもと家庭への支援に関する資源やノウハウを活かし、児童相談所の設置効果を高めることが可能

イ. 子育て支援機能（設置済み1市、設置予定2市）

- 3市が設置
- 3市全てが子育て支援機能を有する施設として「地域子育て支援拠点」を設置
- 「地域子育て支援拠点」の施設規模（延床面積）は、明石市が約300㎡、奈良市が約400㎡で、本市の児童センター（地域子育て支援拠点）と同規模

<機能の内容と規模>

表 2-16 子育て支援機能の内容と規模

市名		機能の内容と規模（延床面積）
設置済	明石市	【併】地域子育て支援拠点 …… 約300㎡ プレイルーム、来所子育て相談（ことばの相談、発達相談、子育て相談、身体測定）、こども図書室 ※こども図書室のみ小学生以下が対象。その他は3歳児の学年までが対象
設置予定	奈良市	【併】地域子育て支援拠点 …… 約410㎡ 遊び場、相談、関連情報の提供、講座、子育てサークルへの援助等、地域に出向いての講座 ※0～3歳が対象
	柏市	【併】地域子育て支援拠点 遊び場、他の親子との交流・情報交換、相談、子育て情報の提供、講座 ※就学前の乳幼児が対象

<設置済みの市が感じている主な連携効果・メリット>

- ・距離が近いことによる相互利用のしやすさ（明石市）

■本市においても、子育て支援機能を有する施設として、りぼんかんの移転の可能性を含めて「地域子育て支援拠点」の併設を検討しており、他都市の傾向と一致

■他都市においても、基礎自治体としての子育て支援の資源やノウハウを活かし、児童相談所の設置効果を高める狙いがあると考えられる。

ウ. 母子保健機能（なし）

- 4市いずれも設置していない。

■本市においては、中央保健センターの機能の移転の可能性を含めて、「子育て世代包括支援センター」の併設を検討しているが、調査した4市においては、同様の事例はなく、その背景としては、母子保健事業と一体的な実施体制が既に構築されていることなどが考えられる。

エ. 障害支援・療育機能（設置済み1市、設置予定2市）

- 3市が設置
- 奈良市は、療育相談、発達検査、専門相談などの療育相談室、児童発達支援の通所支援事業所等の機能を持つ「子ども発達支援センター」を設置
- 明石市と柏市は、児童相談所が持つ障害児等に対する相談支援機能に、療育手帳の申請・交付の窓口機能など簡易な機能を加える形となっている。
- 施設規模（延床面積）は、回答から把握できた奈良市は、約180㎡
- また、いずれの市も療育手帳の発行や障害児支援の支給決定の機能はない。

<機能の内容と規模>

表 2-17 障害支援・療育機能の内容と規模

市名		機能の内容と規模（延床面積）
設置済	明石市	【付】療育相談、療育手帳の申請・交付窓口
設置予定	奈良市	【併】子ども発達支援センター・・・約180㎡
	柏市	【付】相談支援、発達に関する情報や支援状況の一元管理

<設置済みの市が感じている主な連携効果・メリット>

- ・距離が近いことによる相互利用のしやすさ（明石市）

- 本市では、県のこども総合療育センターや市の障害者基幹相談支援センターのほか、民間の児童発達支援センターや障害児相談支援事業者など、地域における相談・支援体制が整備されているため、奈良市のように大規模な機能を新たに併設する必要性は低いと考えられる。
- 明石市や柏市で見られるように、児童相談所及び子ども家庭総合支援拠点の機能に簡易な機能を加えることについては、市民サービスの向上という観点から今後検討する可能性が考えられる。

オ. 教育支援機能（設置予定1市）

- 柏市が設置
- 機能の具体的な内容は、スクールソーシャルワーク業務や就学相談、適応指導教室等

<機能の内容と規模>

表 2-18 教育支援機能の内容と規模

市名		機能の内容と規模（延床面積）
設置予定	柏市	【付】SSW業務、就学相談、特別支援学級等相談 【併】適応指導教室

- 本市では、候補地の隣接地に、不登校児童等の集団生活への適応や基礎学力の補充等を図り学校復帰を支援する適応指導教室を実施している勤労青少年ホームがあり、運用面での連携の検討も可能であることを踏まえると、教育委員会や学校との密接な連携が必要なSSWや教育センターの機能を併設する必要性は低いと考えられる。

カ. その他の機能（設置予定 1 市）

○柏市が設置

○柏市は既存の「青少年センター」の敷地内に児童相談所を設置する計画で、同センターとの連携により、高校生等の支援を継続的に提供できる体制の構築を目指している。

<機能の内容と規模>

表 2-19 その他の機能の内容と規模

市名		機能の内容と規模（延床面積）
設置予定	柏市	【併】青少年センター

- 柏市では、既存の「青少年センター」の敷地内に児童相談所を設置する計画であり、本市においても候補地の立地条件や周辺の既存施設の状況等を踏まえて、関連機能の必要性を検討すべきと考えられる。
- DV・女性相談機能については、設置している事例がなく、本市においても、既存の相談機能の設置状況や、住民登録や税等の他の手続きを伴うという業務の特殊性を踏まえると併設の必要性は低いと考えられる。

②施設規模（延床面積）

- 施設規模について回答のあった2市における施設全体の平均延床面積は、約2,908㎡
- 児童相談所部分の平均は、約2,463㎡
- 児童相談所以外の部分の平均は、約445㎡

<各市の施設規模（延床面積）>

表 2-20 各市の施設規模（延床面積）

市名	総人口 (人)	児童人口 (人)	延床面積 (㎡)			備考	
			児童相談 所	付加・併設 機能	合計		
設置 済み	明石市	304,189	50,022	2,000.00	300.00	2,300.00	
設置 予定	奈良市	354,287	56,256	2,926.00	589.00	3,515.00	
平均				2,463.00	444.50	2907.50	

※総人口、児童人口（18歳未満）は、R3.4.1住民基本台帳人口

※「一時保護所」、「子ども家庭総合支援拠点」の延床面積は「児童相談所」に含む。

- 本市は、基本構想・基本計画において、児童相談所（一時保護所含む）を3,500㎡としており、明石市、奈良市よりも大規模だが、人口規模に基づく職員配置数等を踏まえると適正規模であると考えられる。
- 付加機能・併設機能部分については、機能の内容に応じて適正な規模を検討する必要がある。

③イニシャルコスト・ランニングコスト

- イニシャルコスト・ランニングコストともに、市によって把握・整理している内容が異なるため、平均費用などの全体的な傾向を把握することが困難
- おおよその傾向としては、イニシャルコストについては、各市負担分が発生している。
- ランニングコストについては、奈良市やA市では、交付税（基準財政需要額）を含めると、各市の負担分はほとんど発生していない。

<各市のイニシャルコスト・ランニングコスト>

表 2-21 各市のイニシャルコスト・ランニングコスト

単位：千円

市名		イニシャル	ランニング
設置済	明石市	○歳出 777,341	○歳出 915,350
		○歳入 145,015	○歳入 563,665
		○交付税 不明	○交付税 不明
	奈良市	○歳出 1,661,200	○歳出 1,157,100
		○歳入 336,000	○歳入 370,100
		○交付税 664,300	○交付税 936,000
設置予定	A市	○歳出 2,049,000	○歳出 2,253,000
		○歳入 1,703,000	○歳入 593,000
		○交付税 645,000	○交付税 1,848,000

④施設の統廃合・共有

- 奈良市とA市では、相談室、会議室など共通の目的で使用するスペースを共有化

<付加機能・併設機能の設置にあたって効率化等を図った点>

表 2-22 各市で付加機能・併設機能の設置にあたって効率化等を図った点

市名	効率化等を図った点	
設置予定	奈良市	・児童相談所、一時保護所、子ども家庭総合支援拠点、子ども発達センターの事務室をひとつにまとめる。
	A市	・相談室、会議室を共用化

■本市においても、関連機能を併設・複合化する場合は、相談室や会議室等の共有化を検討し、効率的な運営に努める必要がある。

2.2.3 他都市の事例

調査を行った他都市の設置事例等について示す。

(1) 明石市

【施設の基本方針・コンセプト等】

市による一貫した子ども家庭支援

図 2-4 こどもセンター（児童相談所+子ども家庭総合支援拠点）



図 2-5 子育て支援センター（子育て相談・子育ての情報提供・子どもの遊び場）



表 2-23 明石こどもセンターの基本情報

項目	内容			備考		
人口 (R3.4.1)	293,409人					
名称	明石こどもセンター					
住所	明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7			JR大久保駅から徒歩3分		
供用開始日	平成31年4月1日					
付加・併設 機能	付加	併設	機能名			
	○	○	子育て支援機能	(付加) 子ども家庭総合支援拠点 (併設) 子育て相談、子育てに関する 情報提供、子どもの遊び場		
	○		障害・療育機能	(付加) 療育相談		
建物の主な 組織等の配 置と延床面 積	建物・階		延床面積 (㎡)	主な組織機能		
	児童 相談 所	1	1,000	明石こどもセ ンター	児童相談所の本来機能以外に、児童相 談所が子ども家庭総合支援拠点、療育 相談などを担っている。	
		2	1,000			
		合計	2,000			
	児相 以外	1	300	子育て支援セ ンター		
		2	300			
合計		600				
コスト	イ ニ シ ャ ル コ ス ト	(歳入)	・国庫補助金		145,015千円	
		145,015千円				
		(交付税)	不明			
	ラ ン ニ ン グ コ ス ト	金額	(歳出)	主な内訳 (1,000千円以上)		
			777,341千円	・建設工事費	616,421千円	
				・設計費	32,000千円	
				・システム構築費	59,652千円	
			・備品購入費	49,533千円		
	・消耗品費・その他	19,735千円				
ラン ニ ン グ コ ス ト	(歳入)	・分担金及び負担金		2,928千円		
		・国庫負担金		363,411千円		
		・国庫補助金		192,722千円		
		・県支出金		3,328千円		
(歳出)	・諸雑入		1,276千円			
915,350千円	(交付税)			不明		
	(歳出)					
	・国庫補助金精算等償還金		22,807千円			
	・児童相談所運営事業		800,303千円			
	・児童福祉施設運営事業		4,000千円			
	・西日本こども研修センターあかし運営事業		67,079千円			
	・新型コロナウイルス感染症対策事業		1,072千円			
	・事業経費(ショートステイ、里親推進等)		20,089千円			

※1 イニシャルコスト：施設整備費などの初期費用

※2 ランニングコスト：人件費、光熱水費、維持補修費などの運営費用

(2) 奈良市

【施設の基本方針・コンセプト等】

妊娠期から切れ目のない子ども・家庭への総合的な支援体制の拠点を目指す

図 2-6 奈良市子どもセンター



図 2-7 奈良市子どもセンター



表 2-24 奈良市子どもセンターの基本情報

項目	内容			備考											
人口 (R3.4.1)	354,287人														
名称	奈良市子どもセンター														
住所	奈良市柏木町255番の1(奈良市柏木公園内)			奈良市役所から車で8分の場所											
供用開始日	令和4年4月1日(予定)														
付加・併設機能	付加	併設	機能名												
		○	子育て支援機能	(併設) 子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援センター(親子の交流・情報交換)、キッズスペース											
		○	障害・療育機能	(併設) 療育相談、発達検査											
建物の主な組織等の配置と延床面積	建物・階		延床面積(m ²)	主な組織機能	その他、建物全体が緑地公園に面しており、気軽に相談しやすい雰囲気づくりを行っている。										
	児童相談所	1	1,647	児童相談所											
		2	1,181	一時保護所											
		3	98	子ども家庭総合支援拠点											
		合計	2,926												
	児相以外	1	182	子ども発達センター											
		2	175	地域子育て支援センター											
		3	232	キッズスペース											
合計		589													
コスト	イニシャルコスト	金額		主な内訳(1,000千円以上)											
		(歳入)	336,000千円	・国庫補助金	336,000千円										
		(交付税)	664,300千円	・特別・普通交付税	664,300千円										
		(歳出)	1,661,200千円	・設計費	78,900千円	・建設工事費	1,432,200千円	・システム開発	83,100千円	・PC購入費	10,000千円	・遊具等設置	57,000千円		
	ランニングコスト	金額		主な内訳(1,000千円以上)											
		(歳入)	370,100千円	・国庫負担金・補助金	370,100千円										
		(交付税)	936,000千円	・普通交付税	936,000千円										
		(歳出)	1,157,100千円	・人件費(一部正規含む)	392,000千円	・児童措置費	459,000千円	・一時保護所運営経費	20,000千円	・児童相談所運営経費	11,000千円	・管理経費・事業経費	210,000千円	・委託料	58,900千円

(3) A市

【施設の基本方針・コンセプト等】

全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する
拠点

表 2-25 A市児童相談所の基本情報

項目	内容				備考
人口 (R3. 4. 1)	●●●●●●●人				
名称	●●市児童相談所				
住所	●●市				
供用開始日	令和●年●月1日 (予定)				
付加・併設機能	付加	併設	機能名		
	○		子育て支援機能	(付加) 子ども家庭総合支援拠点	
建物の主な組織等の配置と延床面積	建物・階		延床面積 (㎡)	主な組織機能	
	児童相談所	1	未定		
		2			
		3			
		合計			
	児相以外	1	未定		
		2			
		3			
合計					
コスト	イニシャルコスト	金額		主な内訳 (1,000千円以上)	
		(歳入)		・国庫補助金	270,000千円
			1,703,000千円	・市債	1,433,000千円
		(交付税)		・特別・普通交付税	645,000千円
		645,000千円			
	(歳出)		※概算金額の為、内訳不明		
		2,049,000千円			
	ランニングコスト	金額		主な内訳 (1,000千円以上)	
(歳入)			・国庫負担金・補助金	593,000千円	
		593,000千円			
(交付税)			・普通交付税	1,848,000千円	
	1,848,000千円				
(歳出)		・人件費 (一部正規含む)	1,065,000千円		
	2,253,000千円	・管理運営費	138,000千円		
		・児童措置費	1,050,000千円		

(4) 柏市

【施設の基本方針・コンセプト等】

子ども・子育て支援事業計画の理念である「すべての子どもの幸せをともに育てるまち かしわ」の実現に向けて、一貫した児童福祉行政を推進する。

表 2-26 (仮称) 柏市子ども家庭総合支援センターの基本情報

項目	内容			備考
人口 (R3. 4. 1)	434, 734人			
名称	(仮称) 柏市子ども家庭総合支援センター			
住所	柏市十余二313-92 (青少年センター敷地内)		つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅から徒歩5分の場所	
供用開始日	令和8年(予定)			
付加・併設機能	付加	併設	機能名	
	○	○	子育て支援機能	(付加) 子ども家庭総合支援拠点 (併設) 地域子育て支援拠点
	○		障害・療育機能	(付加) 療育相談
	○	○	教育相談機能	(付加) スクールソーシャルワーカー業務、就学相談や特別支援学級等への相談 (併設) 適応指導教室
		○	その他	(併設) 青少年健全育成事業
建物の主な組織等の配置と延床面積	建物・階		延床面積 (㎡)	主な組織機能
	児童相談所	1	未定	
		2		
		3		
		合計		
	児相以外	1	未定	
		2		
		3		
合計				
コスト	イニシャルコスト	金額		主な内訳 (1,000千円以上)
		(歳入)	未定	
		(交付税)	未定	
		(歳出)	未定	
	ランニングコスト	金額		主な内訳 (1,000千円以上)
		(歳入)	未定	
		(交付税)	未定	
(歳出)		未定		

2.2.4 他都市の動向・事例調査 まとめ

調査を行った中核市4市ではいずれも、「子ども家庭総合支援拠点」を児童相談所に付加あるいは併設することとしているほか、子育て支援機能についても3市が地域子育て支援拠点を児童相談所に併設し、親子の交流や情報交換の場において、気軽に相談できるような場を設けている。

また、児童相談所や子ども家庭総合支援拠点との連携が求められる母子保健機能については、本市が想定する各保健センターのような規模の施設を併設している市はないが、その背景としては、母子保健事業と一体的な実施体制が既に構築されていることなどが考えられる。

障害支援・療育機能については、3市が設置しており、奈良市は民間の児童発達支援事業所を併設しているほか、明石市、柏市は児童相談所の機能に簡易な窓口機能を付加している。本市においては県のこども総合療育センターや民間の事業者など地域における相談・支援体制が整備されているため、大規模な機能を有する施設を新たに設置する必要性は低いと考えられるが、児童相談所及び子ども家庭総合支援拠点の機能に簡易な機能を加えることについては、市民サービスの向上という観点から今後検討する可能性が考えられる。

その他、教育支援機能等を設置している事例も見られたところであり、いずれの市においても、基礎自治体としての子どもと家庭への支援に関する資源やノウハウを活用するとともに、候補地の立地条件など、各市の実情を踏まえた検討がなされているものと考えられる。

施設規模については、本市は、基本構想・基本計画において、児童相談所（一時保護所含む）を3,500㎡としており、明石市、奈良市よりも大規模だが、人口規模に基づく職員配置数等を踏まえると適正規模であると考えられる。また、付加機能・併設機能部分については、機能の内容に応じて適正な規模を検討する必要がある。

コスト面については、イニシャルコストは各市負担分が発生している。ランニングコストは奈良市やA市では交付税（基準財政需要額）を含めると各市の負担分は発生していないとしているが、いずれにしても本市としては、国の支援策がさらに充実されるよう、引き続き中核市市長会等を通じて要請する必要があるとともに、施設整備を行うにあたっては、国の財政支援を十分に活用し、財源確保に努める必要がある。

2.3 本市の施設の状況調査

関連機能の併設・複合化を検討するにあたって、本市の既存施設であるりぼんかんと中央保健センターを対象として、状況調査を実施した。状況調査では、施設概要、利用状況の実績、今後の見通しについて施設別に調査し、この結果を踏まえて、諸室の共用化・廃止の可能性を検討した。調査結果を以下に示す。

2.3.1 りぼんかん

(1) 調査の概要

施設の概要や利用状況の実績と今後の見通し等について、各種資料の確認や施設管理者ヒアリング、利用者アンケート等による調査を実施

① 施設管理者ヒアリング

- ・調査対象：りぼんかんの施設管理者（交流係長）、担当者 等
- ・調査方法：調査項目の事前送付及びオンラインによるヒアリング
- ・調査日時：令和3年9月1日（水）10：00～12：00

② 利用者アンケート

- ・調査対象：りぼんかんを利用したことがある方
- ・調査方法：アンケート用紙を各施設で直接回収又はWEBフォームからの回答
- ・調査期間：令和3年8月20日（金）～9月17日（金）
- ・回収数：281件（中央保健センターとの併用者127件を含む）

(2) 調査結果

① 建物概要

供用開始：平成22年（建物自体は昭和55年に建築。大規模改修して使用）
目標耐用年数：築70年（令和32年度）
所在地：与次郎1丁目10番
建物規模：本館…地上4階建て、別館…地上1階建て
延床面積：本館…2061.75㎡、別館…520.20㎡
敷地面積：7,515.73㎡（駐車台数113台）

② 他の地域子育て支援拠点との違い

設置条例において、「親子が気軽につどい、相互に交流する場の提供、子育てに関する活動を行う団体等との情報の共有化、市民への情報発信等を行うことにより、**子育て家庭等への支援を推進するための総合的な拠点施設**」と位置づけられており、他の拠点と同様に、親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談・援助などを行っているほか、市全体の地域子育て支援拠点事業の統括機能を有しており、施設も大規模なものになっている。

③ 利用者数等

表 2-27 りぼんかんの利用者数の過去の推移と令和22年度の推計

年度	施設利用者数	相談件数	一時預かり件数	講座等参加者数
H 2 7	131,363	2,421	2,512	12,075
H 2 8	127,806	2,134	2,799	11,618
H 2 9	112,640	3,165	3,059	11,903
H 3 0	114,575	2,726	3,000	12,111
R 元	101,573	2,225	2,773	9,781
R 2	53,053	1,993	1,995	4,023
R 2 2 推計	112,398	2,674	2,943	11,881

<推計方法>

- ・本市の人口ビジョン、推計人口等、施設利用者数等をもとに、将来的にりぼんかんが標準耐用年数を迎える令和22年度（築60年）の見込みを推計する。
 ※本市公共施設等総合管理計画では目標耐用年数を平均築70年としているが、人口ビジョンでは、りぼんかんの築70年にあたる令和32年度の年齢区別の将来人口が示されていないことから、令和22年度（築60年）の見込みを推計する。
- ・本市人口ビジョンでは、出生率や移動率を変えた3つのパターンで将来人口を推計しているが、現在策定中の第六次鹿児島市総合計画では「パターン③」が用いられていることから、ここでの推計においても「パターン③」の数値を用いる。
- ・また、同ビジョンにおける将来人口（推計人口）の年齢区分「0～14歳」、「15～64歳」「65歳以上」のうち、りぼんかんの利用者数等に最も影響を与えられられる「0～14歳」の数値を用いる。
- ・推計人口は、通常は年齢区分ごとの統計がないことから、住民基本台帳人口の総人口に占める「0～14歳」人口の割合を用いて、推計人口の「0～14歳」人口を算出する。
- ・利用者数等は、令和元年度と2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると思われるため、平成30年度の実績をもとに推計する。

<利用者数見込みの算出>

- ・平成 30 年 10 月現在 市住民基本台帳人口

(総人口)	601,738 人
" (0～14 歳)	84,178 人 (対総人口 14.0%)
- ・平成 30 年 10 月現在 市推計人口 (総人口) 597,193 人
 →平成 30 年 10 月現在 市推計人口 (0～14 歳) $597,193 \text{ 人} \times 14.0\% = 83,607 \text{ 人}$ …①
- ・令和 22 年度市人口ビジョン人口 (0～14 歳) 82,000 人 …②
 人口減少率 (0～14 歳) 98.1% …②/①
- ・平成 30 年度施設利用者数 114,575 人
- ・令和 22 年度施設利用者数見込み $114,575 \text{ 人} \times 98.1\% = \underline{112,398 \text{ 人}}$
 ※相談件数等についても同様に推計

④ 主な事業

<主な事業>

りぼんかんの主な事業は下表の通りである。

表 2-28 りぼんかんの主な事業

事業名	事業目的 (概要等)
すこやか子育て交流館管理運営等事業、親子つどいの広場運営事業、児童センター運営事業、地域子育てセンター事業 (地域子育て支援拠点事業)	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大に対応するため、地域において子育て支援の交流等を促進する子育て支援拠点の設置により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
ファミリー・サポート・センター事業 (なかまっち (東部親子つどいの広場) で実施)	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を推進することで、子育てに関する負担の軽減等を図る。
利用者支援事業 (利用者支援事業基本型分)	子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や子育て支援事業等の利用に結び付ける支援を行うとともに、子育て応援ポータルサイト等を活用し、積極的な情報提供を図る。
子育て支援ネットワーク事業	すこやか子育て交流館を核とした子育て支援施設や子育て団体、関係機関とのネットワークを強化し、多様な情報発信と、さまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。

子育てサークル支援事業	地域において、児童の健全育成に関心のある子育てサークル等の活動に対し助成などを行い、活動を支援する。
地域子育て支援活動推進事業	子育てサロン運営者等を対象とした研修を実施する。
にこにこ子育て応援隊支援事業	様々な分野・地域で子育てを応援する企業や店舗・市民活動団体などを隊員とする「にこにこ子育て応援隊」を結成し、それらの活動に関する情報発信を行う。

<利用者向け主な講座等>

りぼんかんの利用者向けに開催されている主な講座等は下表の通りである。

表 2-29 りぼんかんの主な講座等

種別	事業	事業目的	使用する部屋
子育て相談	あかちゃん相談会	子育て悩み相談	おはなしサロン
	ママと赤ちゃんの相談会		
	子育てお悩み相談		
	ことばの相談		
子育て教室・講座	楽しい離乳食、初めての離乳食	料理教室	おりょうりのへや
	料理教室		
	トイレトレーニング	育児教室	多目的ルーム
	卒乳・授乳ケア		
	働きたい女性の就活応援講座	就活相談	多目的ルーム
チャイルドシート講習会	チャイルドシートの使い方講習	多目的ルーム	
イベント	あかちゃんあつまれ！	子育て親子の交流	多目的ルーム
	〇歳児あつまれ！		
	お誕生日会		
	移動図書館	図書館の利用ができない住民のために巡回・図書館サービスの提供	屋外（情報コーナーで読み聞かせ）
	おもちゃ病院	おもちゃの修理	多目的ルーム（受付）、こうさくのへや（作業）
	はいよちタイム	子育て親子の交流	ぴよぴよガーデン（混雑時はげんきひろばを利用）

⑤ 諸室ごとの利用状況及び今後の利用意向等

<稼働状況について> ① 区分 A…使用率 80%以上 (ほぼ、毎日全ての時間で使用中) B…使用率 60～80% (週 5 日・8 時間開館する建物で、週 3～4 回程度終日使用又は毎日 6 時間程度使用) C…使用率 40～60% (週 5 日・8 時間開館する建物で、週 2～3 回程度終日使用又は毎日半日程度使用) D…使用率 20～40% (週 5 日・8 時間開館する建物で、週 1～2 回程度終日使用又は毎日 2～3 時間程度使用) E…使用率 20%以下 (週 5 日・8 時間開館する建物で、週 1 回以下終日利用又は毎日 1 時間程度利用) ② 区分の判定方法 市施設管理者ヒアリングでの聴取結果等による。	
---	--

表 2-30 りぼんかんの諸室ごとの利用状況及び今後の利用意向等

階	部屋名	広さ (㎡)	使用目的 (事業等)	使用 頻度	施設の今後の 使用意向	稼働 状況	(参考) 稼働率
1 階	ふれあい らんど	418	遊戯、誕生日会 (大人数が参加 するイベント)	毎日	毎日	A	
	ぴよぴよ ガーデン	46	遊戯	毎日	毎日	A	
			はいよちタイム				
	ママサロ ン	12	授乳、オムツ交換	常時	常時	B	
	さらさら ひろば	27	屋内用砂場	毎日	毎日	B	
	足洗い場	12	足洗	毎日	毎日	B	
	じゃぶじゃ ぶひろば	57	水遊び場	毎日	毎日	B	
	リフレッ シュコー ナー	25	休憩室	週 3～4 日 程度	週 3～4 日程度	B	
	情報コー ナー	61	情報の掲示	毎日	毎日	E	
読み聞かせボラ ンティア							
ベビーカ ー置場	20	ベビーカー置き 場	あまり頻 度は多く ない	現状より縮小 可	E		
倉庫	12	倉庫	常時	現状より広い 倉庫が必要	A		
		脚立やイベント 時の物品の保管 (きねや臼など)					

階	部屋名	広さ (㎡)	使用目的 (事業等)	使用 頻度	施設の今後の 使用意向	稼働 状況	(参考) 稼働率
2階	みはらし カフェ	132	飲食	毎日(昼食 時間は混 雑してい る。)	毎日(昼食時間 は混雑してい る。)	C	
	おりょう りのへや	89	調理関係の講座	週1~2回	週1~2回	D	9.0%
	しおかぜ テラス	91	テラス	現在は使 用不可	毎日	—	
	託児ルー ム	71	託児所	毎日	毎日	A	
	倉庫	28	倉庫	常時		A	
3階	サポータ ールーム	34	休憩室	毎日	毎日	E	
	学習室	69	研修や講座	週2~3回	週2~3回	C	15.8%
	事務室	69	事務室	常時	常時	A	
	おはなし サロン	16	相談室	週1~2回	週1~2回	D	12.3%
	倉庫	22	倉庫	常時		A	
4階	おんぷの へや	35	楽器の演奏、イベ ント	週1~2回	週1~2回	D	26.3%
	こうさく のへや	69	おもちゃの修理	月1~2回	月1~2回	E	15.6%
			親子教室				
	多目的ル ーム	106	遊び場、講座、会 議	週2~3回	週2~3回	C	26.4%
			・赤ちゃんあつ まれ!				
			・〇〇歳児あつ まれ!				
・おもちゃ病院 (受付)							
・チャイルドシ ート講習会							
倉庫	10	倉庫	常時		A		
各階	ベビーケ アコーナ ー	40 (各階 10)	授乳室、おむつ替 え	随時	常時	1階 B 2~4階 E	
	湯沸室	32 (各階 8)	湯沸室	随時 (4階は 臨時的に 倉庫とし て利用)	常時 (倉庫確保後 も給湯室とし て利用)	1階 B 2~4階 E	
			4階のみ倉庫				
ちびっこ トイレ	48 (各階 12)	1階には足洗い場 が設置	随時	常時	1階 B 2~4階 E		

階	部屋名	広さ (㎡)	使用目的 (事業等)	使用 頻度	施設の今後の 使用意向	稼働 状況	(参考) 稼働率
屋外	おひさま 広場	400	親子ふれあい、運 動あそび	月 1~2 回	活動回数を増 やす (現在、芝の手 入れに時間を 要するため、人 口芝がよい)	E	

※「(参考) 稼働率」の欄は、予約簿や使用申請書等により使用実績が確認できるものについて、稼働率を算定(急な来客や内部打合せなど予約簿等に記録が残らない場合の利用実績は含まれない)

⑥ 利用者アンケートの結果

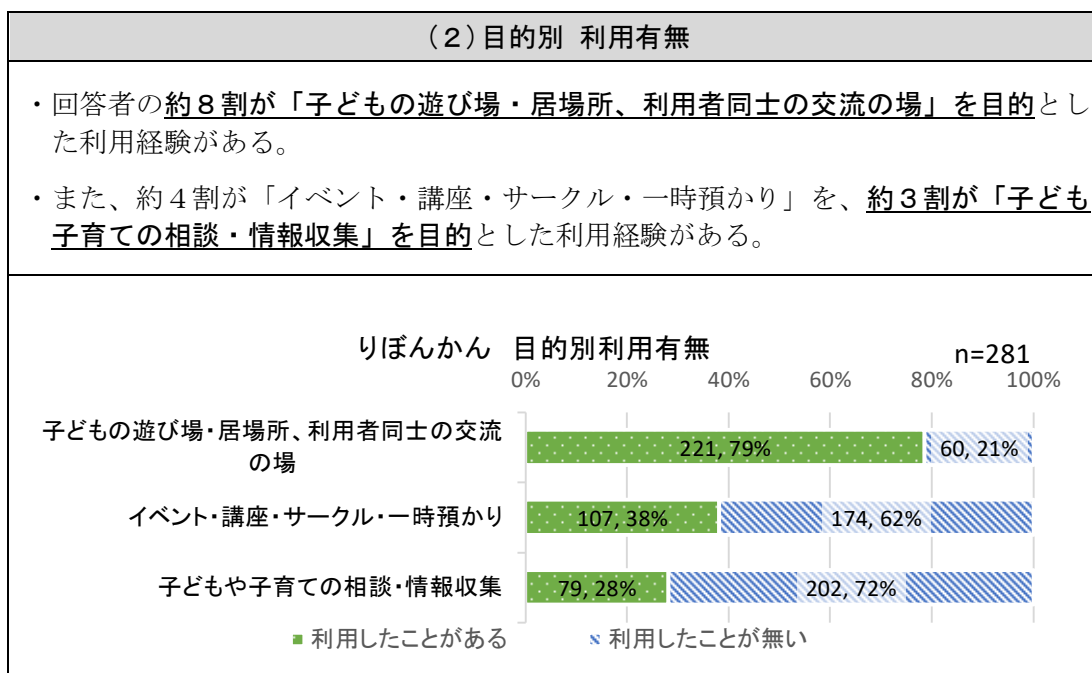
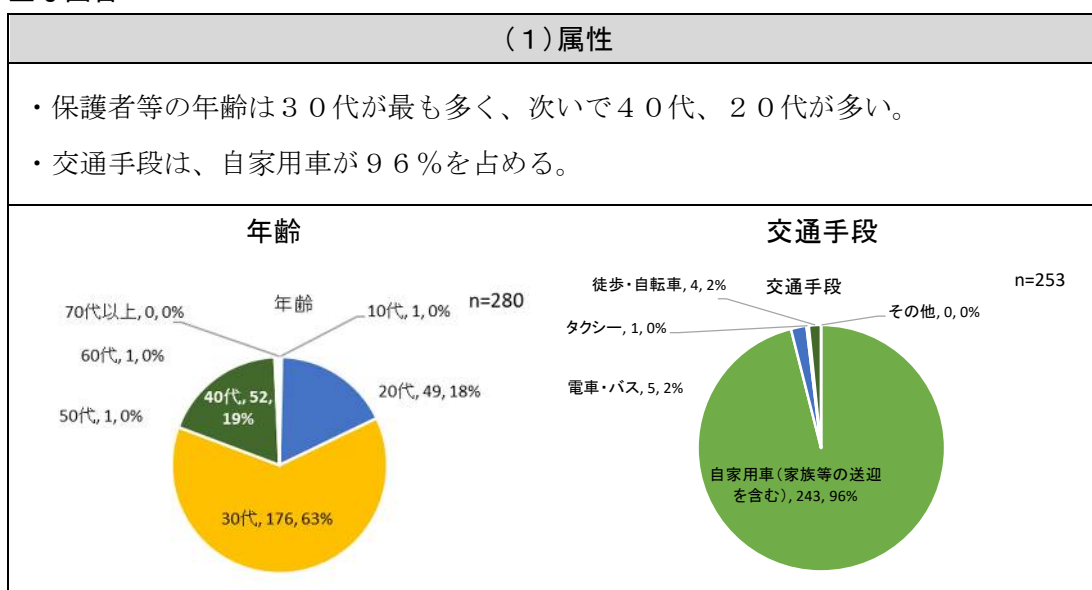
ア 概要

- ・回答者属性は 20~40 代(子育て世代)の利用が多く、交通手段は 96%が自家用車
- ・回答者の 約 8 割が「子どもの遊び場・居場所、利用者同士の交流の場」を、約 4 割が「イベント・講座・サークル・一時預かり」を、約 3 割が「子どもや子育ての相談・情報収集」を目的とした利用経験がある。
- ・「子どもや子育ての相談・情報収集」を目的に利用するケースでは、相談員等からの声掛けが利用のきっかけとなったケースが約 3 割となっている。
- ・「子どもや子育ての相談・情報収集」を目的に利用した回答者の 約 6 割が利用して良かった点として、「子どもを遊ばせながら、気軽に相談できた」と回答している。また、約 3 割がもっと充実した方がよい点として、「相談日や相談時間など、相談できる機会を増やしてほしい」「特にない」と回答している。
- ・「調理講座のスペース」、「学習会等をくつろぎながらできるスペース」、「授乳スペース」は、今後の利用見込みが無い回答者が半数近くで、複合化によりスペースを共用化できる可能性が他のスペースに比べて高い。
- ・子どもや子育てに関する悩みや不安としては、「子どもの育ち(性格・生活習慣)に関すること」が 36%と最も多く、次いで「育児の方法に関すること」が 23%となっている。次に、「子どもの知能・言語・療育・障害に関すること」が 18%となっており、より専門的な相談対応が必要な方が一定数いると考えられる。

- ・子どもや子育てに関する悩みや不安の相談先として、「相談したことはない」が38%となっており、相談機能の強化や相談しやすい場づくり・関係づくり等が必要とみられる一方、「保健センター等が実施する各子育て支援サービス」と「保健センターへの相談」の合計も32%となっており、りぼんかん利用者の3人に1人は保健センターにおいて悩みや不安を相談している。

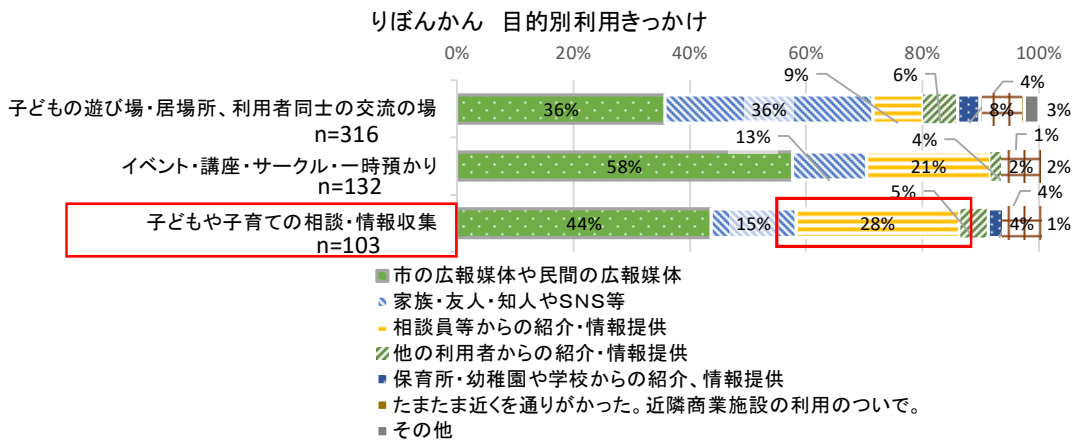
- ・相談しやすい窓口に求められることとして、「子どもを遊ばせたり、預けながら相談できること」や「個室などのプライバシーが確保されていること」、「一般的な相談から専門的な相談まで内容に応じて適切な担当者や窓口につないでもらえること」などが挙げられている。

イ 主な回答



(3) 目的別 利用のきっかけ

- ・いずれの目的も「市の広報媒体や民間の広報媒体」が利用のきっかけとして最も割合が大きい。
- ・「イベント・講座・サークル・一時預かり」及び「子どもや子育ての相談・情報収集」では、次いで「相談員等からの紹介・情報提供」の割合が多いことから、相談や情報収集に関しては、相談員等の声掛けが窓口となるケースも一定数あることがわかる。



(4) 目的別 利用して良かった点

- ・子どもや子育ての相談・情報収集を目的として利用した回答者のうち、約6割が良かった点として、「子どもを遊ばせながら、気軽に相談できた」と回答



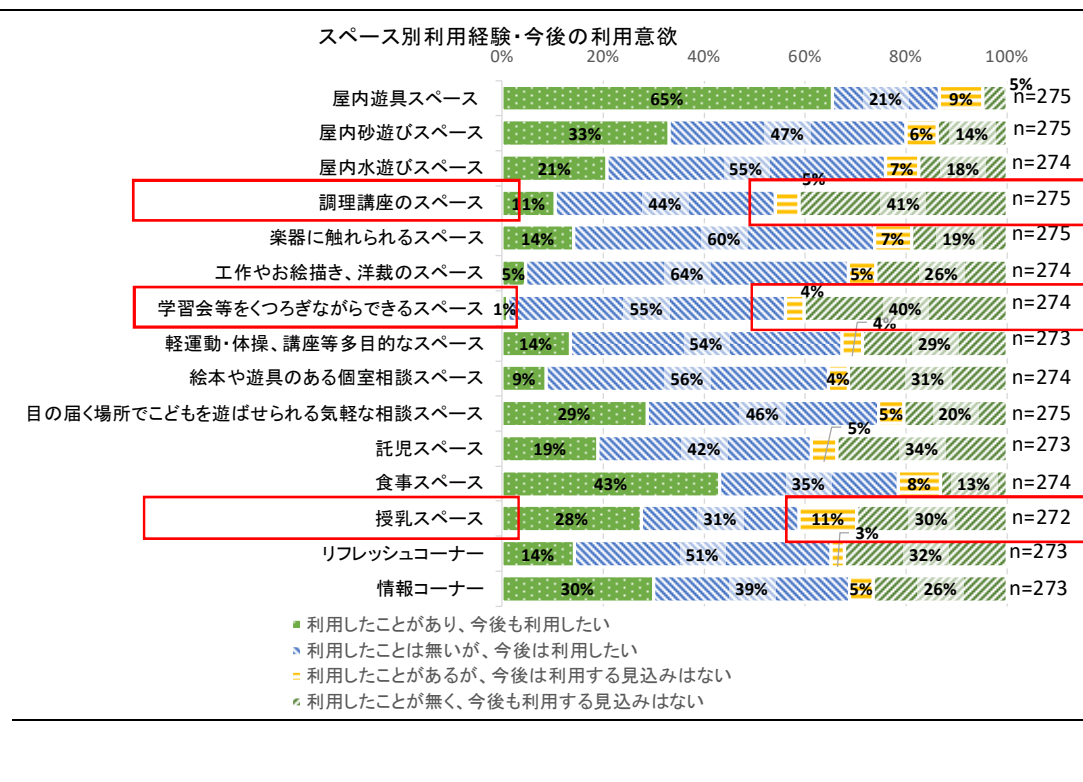
(5) 目的別 もっと充実した方が良い点

- 子どもや子育ての相談・情報収集を目的として利用した回答者のうち、約3割がさらに充実した方が良い点として、「相談日や相談時間など、相談できる機会を増やしてほしい」、「特になし」と回答



(6) スペース別利用経験・今後の利用意欲

- 「調理講座のスペース」、「学習会等をくつろぎながらできるスペース」、「授乳スペース」は、今後の利用見込みが無い回答者が半数近く。
- 複合化により共用できる可能性が他のスペースより比較的高い。



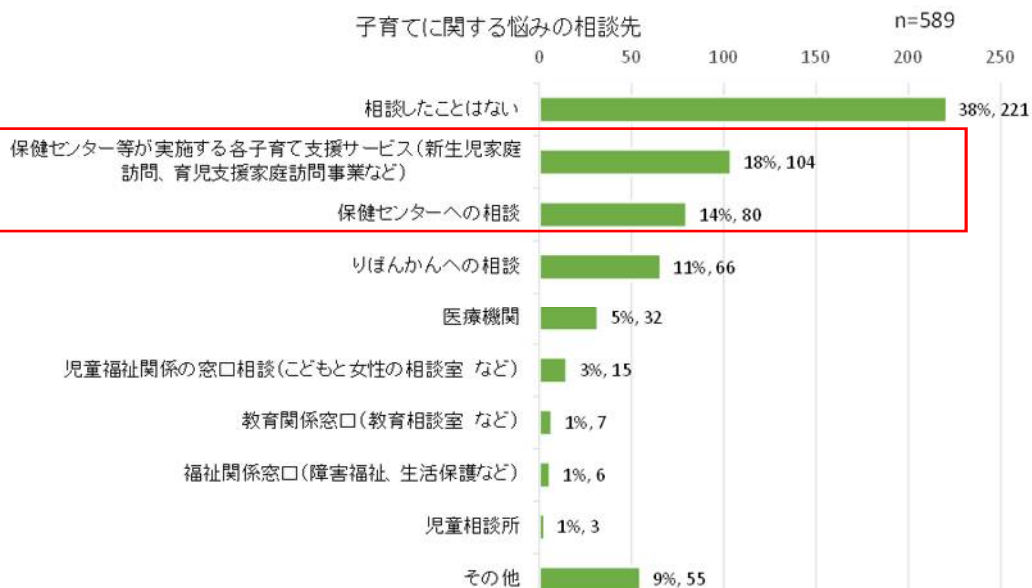
(7) 子どもや子育てに関する悩みや不安

- ・「子どもの育ち（性格・生活習慣）に関すること」が36%と最も多く、次いで「育児の方法に関すること」が23%となっている。
- ・次に、「子どもの知能・言語・療育・障害に関すること」が18%となっており、より専門的な相談対応が必要な方が一定数いると考えられる。



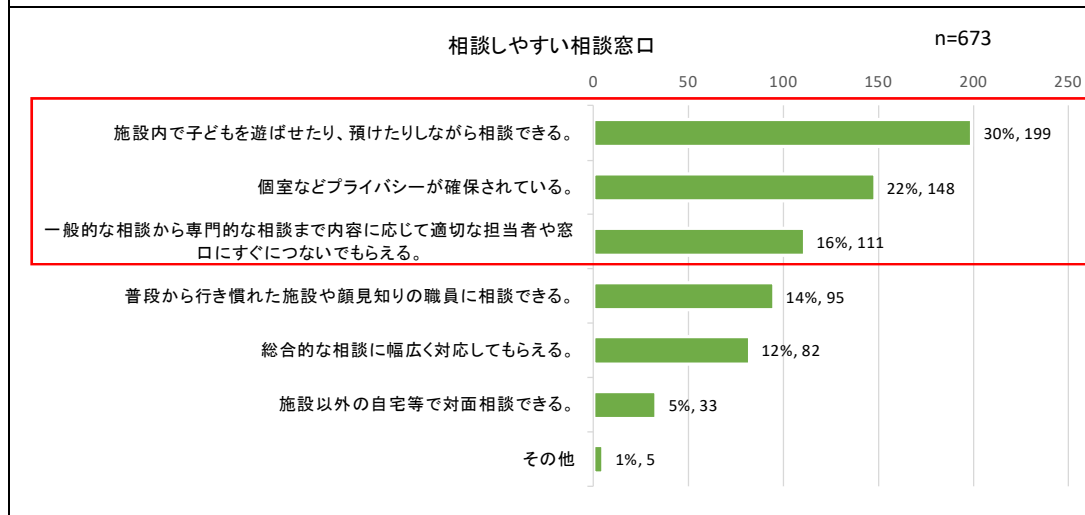
(8) 子どもや子育てに関する悩みや不安の相談先

- ・「相談したことはない」が38%と最も多く、相談機能の強化や相談しやすい場づくり・関係づくり等が必要と考えられる。
- ・次に、「保健センター等が実施する子育て支援サービス」、「保健センターへの相談」が多くなっている。



(9) 相談しやすい相談窓口

- ・相談しやすい窓口としては、「施設内で子どもを遊ばせたり、預けたりしながら相談できる」が3割と最も多く、次いで、「個室などプライバシーが確保されている」、「一般的な相談から専門的な相談まで内容に応じて適切な担当者や窓口につないでもらえる」が約2割となっている。



2.3.2 中央保健センター

(1) 調査の概要

施設の概要や利用状況の実績と今後の見通し等について、各種資料の確認や施設管理者ヒアリング、利用者アンケート等による調査を実施

① 施設管理者ヒアリング

- ・調査対象：中央保健センターの施設管理者（所長）、地域保健係長 等
- ・調査方法：調査項目の事前送付及びオンラインによるヒアリング
- ・調査日時：令和3年8月31日（火）15：00～17：00

② 利用者アンケート

- ・調査対象：中央保健センターを利用したことがある方
- ・調査方法：アンケート用紙を各施設で直接回収又はWEBフォームからの回答
- ・調査期間：令和3年8月20日（金）～9月17日（金）
- ・回収数：「妊娠・出産・母子保健」関係利用者 161件
「成人保健・栄養・感染症予防」関係利用者 53件

(2) 調査結果

① 建物概要

- 供用開始：昭和47年
 目標耐用年数：築70年（令和24年度）
 所在地：鴨池2丁目25番1-11号
 建物規模：地下1階、地上10階建て（中央保健センターは地下1階及び地上2階部分）
 延床面積：3126.08㎡（地下1階及び地上2階部分のみ。別目的使用の3階及び別館等は含まず）
 敷地面積：5,222㎡（駐車台数54台）

② 主な事業の利用者数

表 2-31 中央保健センターの利用者数の過去の推移と令和22年度の推計

年度	成人健診等 (県民)	成人関係 (健康相談等)	栄養教室等	母子関係 (乳幼児健診等)	合計
H27	不明	4,324	844	11,824	16,992
H28	不明	3,047	520	8,452	12,019
H29	13,303	2,438	868	10,349	26,958
H30	9,239	2,644	776	10,279	22,938
R元	10,683	2,328	667	10,122	23,800
R2	9,355	1,953	572	9,765	21,645
R22推計	8,638	2,472	726	10,084	21,920

※「成人健診等（県民）」は、H28年度より以前の統計がないため、不明

「母子関係（乳幼児健診）」はH27～28は算定方法がH29年度以降と異なるため参考

<令和22年度の推計方法>

- ・本市の人口ビジョン、推計人口等、利用者数をもとに、将来的にりぼんかんが標準耐用年数を迎える令和22年度（築60年）の見込みを推計する。
 ※本市公共施設等総合管理計画では目標耐用年数を平均築70年としているが、人口ビジョンでは、りぼんかんの築70年にあたる令和32年度の年齢区分別の将来人口が示されていないことから、令和22年度（築60年）の見込みを推計する。
- ・本市人口ビジョンでは、出生率や移動率を変えた3つのパターンで将来人口を推計しているが、現在策定中の第六次鹿児島市総合計画では「パターン③」が用いられていることから、ここでの推計においても「パターン③」の数値を用いる。
- ・また、同ビジョンにおける将来人口（推計人口）の年齢区分「0～14歳」、「15～64歳」「65歳以上」のうち、母子関係の推計では「0～14歳」の数値を、それ以外の推計では、「15歳以上」（「15～64歳」と「65歳以上」の合計）の数値を用いる。
- ・推計人口は、通常は年齢区分ごとの統計がないことから、住民基本台帳人口の総人口に占める年齢区分ごとの人口の割合を用いて、推計人口の「0～14歳」人口と「15歳以上」人口を算出する。
- ・利用者数は、令和元年度と2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると思われるため、平成30年度の実績をもとに推計する。

<利用者数見込みの算出>

- ・平成 30 年 10 月現在 市住民基本台帳人口
 - (総人口) 601,738 人
 - 〃 (0～14 歳) 84,178 人(対総人口 14.0%)
 - 〃 (15 歳以上) 517,560 人(対総人口 86.0%)

- ・平成 30 年 10 月現在 市推計人口 (総人口) 597,193 人
 - 平成 30 年 10 月現在 市推計人口 (0～14 歳) $597,193 \text{ 人} \times 14.0\% = 83,607 \text{ 人}$ …①
 - 平成 30 年 10 月現在 市推計人口 (15 歳以上) $517,560 \text{ 人} \times 86.0\% = 513,586 \text{ 人}$ …②

- ・令和 22 年度市人口ビジョン人口 (0～14 歳) 82,000 人 …③
 - 人口減少率 (0～14 歳) 98.1% …③/①

- ・令和 22 年度市人口ビジョン人口 (15 歳以上) 480,000 人 …④
 - 人口減少率 (15 歳以上) 93.5% …④/②

- ・平成 30 年度 利用者数 母子関係 10,279 人
成人健診等 9,239 人

- ・令和 22 年度 利用者数見込み
 - 母子関係 $10,279 \text{ 人} \times 98.1\% = \underline{10,084 \text{ 人}}$
 - 成人健診等 $9,239 \text{ 人} \times 93.5\% = \underline{8,638 \text{ 人}}$
 - ※成人関係等も同様に推計

③ 主な事業

<主な事業>

中央保健センターの主な事業は下表の通りである。

表 2-32 中央保健センターの主な事業

事業名	事業目的 (概要等)
利用者支援に関する事業 (利用者支援事業母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健に関する相談に対応する。
子育て世代包括支援センター地域連携協議会の開催	地域における子育てに対する課題を共有するとともに、子育て世代包括支援センターのさらなる支援体制の充実を図るため、関係者で連携して必要な施策を検討する。

事業名	事業目的（概要等）
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
新生児・妊産婦訪問指導事業	新生児・妊産婦への訪問による保健指導等を行うとともに、出産直後の母親に必要な情報を掲載したパンフレットを作成し、産後入院中の母親に配布する。
妊婦健康診査・健康相談事業	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査を公費で実施するとともに、母子健康手帳交付時に、歯科健診と栄養指導を行う。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を図るとともに心身の異常を早期に発見し、適切な治療等につなげるため、健康診査や栄養・歯科・育児相談、新生児聴覚検査に対する助成を行う。
妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を充実させるため、母子保健支援員を配置し、相談支援等を行うとともに、母子保健サポーター活動による地域との連携や、産後に育児不安などを持つ産婦に対して産後ケア事業等を実施し、保健指導を行う。
母親・父親になるための準備教室	妊婦やその家族に対し、必要な知識や情報を提供し、受講者同士の交流を図り、安心して出産・育児に臨めるようにする。
母と子の健康教室事業	生後2～6か月までの乳児をもつ初めて育児をする母親とその家族を対象とした育児教室を開催し、家族の健康管理に重要な役割を果たす母親等に知識及び技術の普及を図る。
育児支援事業	保健センターや公民館等で定期的実施し、母と子の健康や育児に関する相談、子どもの身体測定を行うほか、参加者同士の交流を図る。
妊娠期間中から育児不安等を抱えた家庭の把握と支援	妊娠の届け出時面接や妊娠・出産・産後の子育ての相談を受けた保健・福祉・医療機関等の情報等から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を準備する。（産婦健康診査・産婦支援小児科連携事業）
子どもすこやか安心ねっと事業	関係機関との連携のもと、子どもの発達障害に応じた相談等を行うほか、子どもの発達に気がかりのある保護者を対象にした子育て講座を実施する。

<利用者向け主な健診、講座等>

中央保健センター利用者向けに実施・開催されている主な健診、講座等は下表の通りである。

表 2-33 中央保健センターの主な健診、講座等

種別	事業名	事業目的	使用する部屋
成人健診等 (県民)	特定健診、がん検診等	生活習慣病の予防・早期発見、市民の健康の保持増進	講堂、畳部屋、予診室、集団指導室、計測室、個人指導室
成人関係 (健康相談等)	健康相談	生活習慣病の予防・早期発見、市民の健康の保持増進	予診室、歯科室、個人指導室 計測室
	特定保健指導		歯科室、予診室、集団指導室、 個人指導室
	生活習慣改善事業 (教室)		講堂
	運動普及推進員養成 講座		講堂
栄養教室等	料理教室	栄養指導、市民の健康・体力の維持向上	栄養指導室
	食生活改善推進員養成講座、会議、研修会		栄養指導室、講堂
結核・感染症	接触者健診	感染症の予防、早期発見、早期治療	直接撮影室、更衣室、待合室、 計測室、診察室、個人指導室
	エイズ相談		予診室、集団指導室、相談室、 計測室、個人指導室
母子関係 (乳幼児健診等)	妊産婦健康相談	妊娠期から子育て期における不安の軽減、相談・支援 発育・発達における早期発見・早期支援	精神保健相談室、歯科室、予 診室、集団指導室、相談室、個 人指導室
	1歳6か月児健診、 3歳児健診、乳幼児 約束健診(親子)		精神保健相談室、歯科室、予 診室、集団指導室、相談室、計 測室、診察室、個人指導室、プ レイルーム
	育児教室(親子)、マ マパパ教室(父母)		講堂、畳部屋、プレイルーム
	ひだまり発達相談 (親子)		個人指導室、プレイルーム
	総合発達相談会(親 子)		予診室、集団指導室、計測室、 個人指導室、プレイルーム、 会議室
	すくすく、ペアトレ (親子)		集団指導室、プレイルーム
	育児サークル活動、 交流会(親子)		交流・仲間づくり

④ 諸室ごとの利用状況及び今後の利用意向等

<p><稼働状況について></p> <p>② 区分</p> <p>A…使用率 80%以上（ほぼ、毎日全ての時間で使用中）</p> <p>B…使用率 60～80%（週 5 日・8 時間開館する建物で、週 3～4 回程度終日使用又は毎日 6 時間程度使用）</p> <p>C…使用率 40～60%（週 5 日・8 時間開館する建物で、週 2～3 回程度終日使用又は毎日半日程度使用）</p> <p>D…使用率 20～40%（週 5 日・8 時間開館する建物で、週 1～2 回程度終日使用又は毎日 2～3 時間程度使用）</p> <p>E…使用率 20%以下（週 5 日・8 時間開館する建物で、週 1 回以下終日利用又は毎日 1 時間程度利用）</p> <p>② 区分の判定方法</p> <p>市施設管理者ヒアリングでの聴取結果等による。</p>	
---	--

表 2-34 中央保健センターの諸室ごとの利用状況及び今後の利用意向等

階	部屋名	広さ (㎡)	使用目的 (事業等)	使用 頻度	施設の今後の 使用意向	稼働 状況	(参考) 稼働率
地 階	プレイ ーム	84.1	倉庫（貸し）	未使用（倉庫 として他部署 が使用）	使用予定なし	—	—
	監視室	6.6	施設の監視	常時	常時	A	—
	第 1 会 議 室	37.8	倉庫（貸し）	未使用（倉庫 として他部署 が使用）	使用予定なし	—	—
	第 2 会 議 室	37.8	講師の控室	週 3～4 回	週 3～4 回	C	43.6%
	講堂	132.0	教室、講座、健 診	週 3～4 回	週 3～4 回	C	47.0%
	デイケア 室	91.5	倉庫（一部貸 し）	常時 （一部は倉庫 として他部署 が使用）	使用予定なし	—	—

階	部屋名	広さ (㎡)	使用目的 (事業等)	使用 頻度	施設の今後の 使用意向	稼働 状況	(参考) 稼働率
地 階	畳部屋	77.8	成人健診、パ パママ教室、 ふれママほっ とスペース	月3回	月3回(講堂の奥 にあるため、講堂 使用時は使用で きない。畳部屋と なる必要はない。 (他保健所には 畳部屋はない。) この面積を含め て講堂にし、用途 に合わせて分割 して使用できると よい。)	E	23.1%
	倉庫1	8.8	倉庫	常時	常時	A	—
	倉庫2	6.8	倉庫	常時	常時	A	—
	倉庫3	11.3	倉庫	常時	常時	A	—
	倉庫4	24.5	倉庫(貸し)	未使用 (倉庫として 他部署が使用)	使用予定なし	—	—
	倉庫5	37.8	倉庫(貸し)	未使用 (倉庫として 他部署が使用)	使用予定なし	—	—
	住宅課倉庫	25.9	倉庫(貸し)	未使用 (倉庫として 他部署が使用)	使用予定なし	—	—
	シャワー 室	6.8	職員身体洗浄	必要時	必要時	E	—
	休憩室	18.9	倉庫	常時	常時	A	—
	清掃員室	16.2	控室	清掃員1人が 使用	清掃員1人が使 用	B	—
ごみ置場	7.8	一般廃棄物用	常時	常時	A	—	
1 階	健康福祉 相談室	23.6	歯科材料倉庫	常時	常時(倉庫を別途 確保すれば廃止 可)	A	—
	精神保健 相談室	20.4	相談、妊産婦 健康相談、1歳 6か月、3歳児 健診	常時	常時 (個別相談室と して利用)	B	—
	栄養指導 室	78.7	料理教室、相 談	週4回	週4回	C	8.8%

階	部屋名	広さ (㎡)	使用目的 (事業等)	使用 頻度	施設の今後の 使用意向	稼働 状況	(参考) 稼働率
1 階	歯科室	40.0	歯科健診(1歳6 か月,3歳、妊産 婦、成人)	週4回	週4回	B	—
	予診室	28.8	成人健診、1歳6 か月,3歳児健 診、妊産婦健康 相談、健康相談、 特定保健指導、 スタッフのカン ファレンス	週4回	週4回 (広さ拡充が必 要)	B	70.1%
	集団指導室	60.0	成人健診、妊産 婦健康相談、1歳 6か月,3歳児健 診等	週4回	週4回	B	68.4%
	授乳室	15.8	授乳・おむつ交 換	随時	随時	B	—
	相談室	9.5	相談、妊産婦健 康相談、1歳6か 月,3歳児健診、 匿名のエイズ相 談等	随時	随時 (緊急時や随時 使用のため、常 時確保が必要)	C	—
	間接撮影室	4.5	エックス線画像 処理	常時 (現在、間接 撮影はない。 画像処理機 器を設置し ている。)	未定 (市としてのレ ントゲン関連諸 室の設置方針を 踏まえ判断)	A	—
	撮影室	29.2	倉庫	常時		A	—
	レントゲン 事務室	18.3	事務室	常時		A	—
	現像室	9.2	リネン室	— (現在デジ タル化して いるため現 像室として 使用してい ない。洗濯し た受診者検 査着を乾燥・ 保管してい る。)		A	—
直接撮影室	28.9	レントゲン撮影	週3日		B	—	

階	部屋名	広さ (㎡)	使用目的 (事業等)	使用 頻度	施設の今後の 使用意向	稼働 状況	(参考) 稼働率
1 階	操作室	2.4	レントゲン撮 影	週3日	未定 (市としてのレント ゲン関連諸室の設置 方針を踏まえ判断)	B	—
	更衣室(階段 近く)	5.0	レントゲンの 際着替え	必要時		E	—
	待合室	9.6	レントゲンの 際着替え	必要時 (更衣室 として使 用)		E	—
	計測室	41.3	身長体重測 定、採血	週3日	週3日	B	49.6%
	心電室	9.9	視力検査(3歳 児)	週1回	視力検査ができる個 室があればよい	E	—
	更衣室(診察 室横)	7.8	医師(スタッ フ)の更衣室	週3日	週3日	E	—
	診察室	38.9	健診の診察	週4日	週4日	B	—
	処置室	31.7	衛生材料の保 管・準備室	常時	常時	A	—
	個人指導室	49.2	指導・相談室	毎日	毎日	B	82.1%
	受付	12.8	受付	常時	常時	A	—
	待合ホール	186.0	健診の待ち時 間に利用	常時	常時	A	—
湯沸室	8.4	給湯やバスタ オル等の洗濯	必要時	必要時	B	—	
2 階	倉庫(階段 横)	7.1	端末サーバー 設置、倉庫	常時	常時	A	—
	昼部屋	6.0	倉庫(災害時 の非常食の保 管)	常時	常時 (畳でなくフローリ ングでよい。)	A	—
	電話交換室	10.8	電話交換機設 置、倉庫	常時	常時	A	—
	プレイルーム	72.9	相談、ママパ パ・育児・親子 教室等	週4日	週4日 (すすく親子教室 では15組くらいが 使用(今は個別に変 更して5組程度で対 応))	B	—
	授乳室	7.2	授乳・おむつ 交換	随時	随時	C	—
男子更衣室	8.2	女子更衣室 (女子更衣室 を拡張した。)	常時	常時	A	—	

階	部屋名	広さ (㎡)	使用目的 (事業等)	使用 頻度	施設の今後の 使用意向	稼働 状況	(参考) 稼働率
2 階	湯沸室	13.5	給湯	随時	随時	B	—
	執務室(打 合せス ペース 等も 含む)	151.2	事務室、応接、 打ち合わせ	常時	常時 (スタッフ(39 名分)の机・椅子、 端末等を設置)	A	
	長寿あん しん相 談セ ンター、 地 域 福 祉 倉庫	200.0	事務室、倉庫	未使用 (他部署及び 他部署倉庫と して使用)	使用予定なし (他部署及び他 部署倉庫として 使用)	—	—
	倉庫(会議 室横)	18.9	プレイルーム で使用する遊 具等を収納	常時	常時	A	—
	会議室	27.0	会議、ママほ っとスペース 等	随時	随時	C	—

※「(参考)稼働率」の欄は、予約簿や使用申請書等により使用実績が確認できるものについて、稼働率を算定(急な来客や内部打合せなど予約簿等に記録が残らない場合の利用実績は含まれない)

⑤ 利用者アンケートの結果

ア 概要

【妊娠・出産・母子保健】関係の利用者

- ・回答者の年齢は、30代が最も多く、次いで40代、20代で、りぼんかんの年齢層と類似
- ・交通手段は、87%が自家用車、電車・バスは7%
- ・回答者の57%が「1歳6か月児健診、3歳児健診」を、20%が「出産や育児に関するイベントや講座、サークル活動への参加」を目的とした利用経験がある。
- ・「妊娠・出産・子育てに関する相談」を目的とした利用経験がある回答者は13%で、相談を主目的に来所する利用者よりも、健診時に悩みや不安等を相談する利用者が多いと推測される。
- ・「妊娠・出産・子育てに関する相談」を目的に利用するケースでは、相談員等からの紹介・情報提供が利用のきっかけとなったケースが52%と最も多い。

- ・「1歳6か月児健診、3歳児健診」を目的に利用した回答者の67%が、利用して良かった点として、健診だけでなく、「専門的な相談が受けられた」と回答している。また、もっと充実した方が良い点として、46%が「健診日や健診時間など、受診可能な機会を増やしてほしい」、36%が「特になし」、17%が「支援が必要な家庭が必要なサービスにつながるよう総合的な支援をしてほしい」と回答している。
- ・「妊娠・出産・子育てに関する相談」を目的に利用した回答者の50%が、利用して良かった点として、「不安や悩みが軽減された」、「専門的な助言等が得られた」と回答している。また、もっと充実した方が良い点として、30%が「相談できる機会を増やしてほしい」、「特になし」と、25%が「健診や相談を受ける間や前後で子どもを遊ばせる場や預けられる場がほしい」と回答している。
- ・「調理室」は、今後の利用見込みが無いとの回答が60%以上、「妊産婦の健康相談スペース」、「ぷれママ、ママの交流スペース」、「育児サークル活動のスペース」は約50%
- ・子どもや子育てに関する悩みや不安としては、「子どもの育ち（性格・生活習慣）に関すること」が35%と最も多く、次いで「育児の方法に関すること」が25%となっている。次に、「子どもの知能・言語・療育・障害に関すること」が17%となっており、より専門的な相談対応が必要な方が一定数いると考えられる。
- ・相談しやすい窓口に求められることとして、「子どもを遊ばせたり、預けながら相談できること」や「個室などのプライバシーが確保されていること」などが挙げられている。

【成人保健・栄養・感染症予防】関係の利用者

- ・回答者の年齢は60代、70代以上が多く、次いで40代が多い。
- ・交通手段は、68%が自家用車、電車・バスは17%
- ・利用目的は、「相談、教室・講座」が51%と最も多く、次いで「各種健診」が49%、「料理教室」、「食生活改善推進員関係」が26%
- ・全ての部屋で、回答者の過半数が今後も利用したいと回答

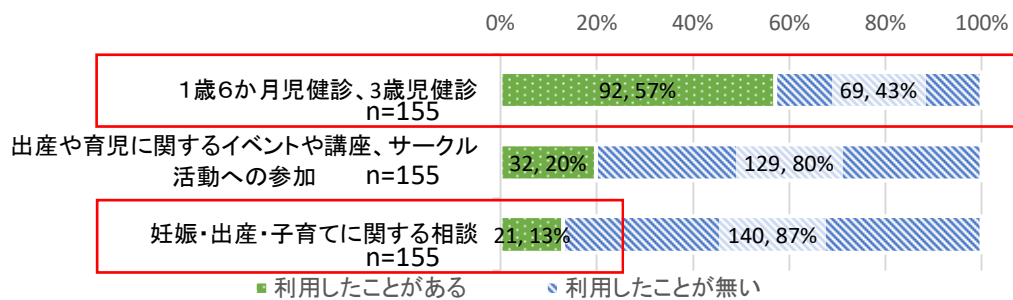
イ 主な回答

(1)属性																																																	
<p>【妊娠・出産・母子保健】 ・年齢は30代が最も多く、次いで40代、20代と、<u>リぼんかんの年齢層と類似</u>している。</p> <p>【成人保健・栄養・感染症予防】 ・年齢は60代、70代以上が多く、次いで40代も多い。</p> <p>【共通】 ・交通手段は、<u>自家用車が最も多い</u>が、電車・バス、徒歩・自転車等もいる。</p>																																																	
<p>年齢【妊娠・出産・母子保健】</p> <table border="1"> <caption>年齢【妊娠・出産・母子保健】 (n=160)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70代以上</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>1</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>19</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td>102</td> <td>64%</td> </tr> <tr> <td>20代</td> <td>37</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>10代</td> <td>1</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	人数	割合	70代以上	0	0.0%	60代	1	1.1%	50代	0	0.0%	40代	19	12%	30代	102	64%	20代	37	23%	10代	1	1.0%	<p>年齢【成人保健・栄養・感染症予防】</p> <table border="1"> <caption>年齢【成人保健・栄養・感染症予防】 (n=53)</caption> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70代以上</td> <td>14</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>60代</td> <td>15</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>50代</td> <td>8</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>40代</td> <td>11</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>30代</td> <td>3</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>20代</td> <td>2</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>10代</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	人数	割合	70代以上	14	26%	60代	15	28%	50代	8	15%	40代	11	21%	30代	3	6%	20代	2	4%	10代	0	0.0%
年齢	人数	割合																																															
70代以上	0	0.0%																																															
60代	1	1.1%																																															
50代	0	0.0%																																															
40代	19	12%																																															
30代	102	64%																																															
20代	37	23%																																															
10代	1	1.0%																																															
年齢	人数	割合																																															
70代以上	14	26%																																															
60代	15	28%																																															
50代	8	15%																																															
40代	11	21%																																															
30代	3	6%																																															
20代	2	4%																																															
10代	0	0.0%																																															
<p>交通手段【妊娠・出産・母子保健】</p> <table border="1"> <caption>交通手段【妊娠・出産・母子保健】 (n=159)</caption> <thead> <tr> <th>交通手段</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用車(家族等の送迎を含む)</td> <td>138</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>徒歩・自転車</td> <td>8</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>電車・バス</td> <td>12</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>1</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table>	交通手段	人数	割合	自家用車(家族等の送迎を含む)	138	87%	徒歩・自転車	8	5%	電車・バス	12	7%	タクシー	1	1%	その他	0	0%	<p>交通手段【成人保健・栄養・感染症予防】</p> <table border="1"> <caption>交通手段【成人保健・栄養・感染症予防】 (n=53)</caption> <thead> <tr> <th>交通手段</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用車(家族等の送迎を含む)</td> <td>36</td> <td>68%</td> </tr> <tr> <td>徒歩・自転車</td> <td>5</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>電車・バス</td> <td>9</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>	交通手段	人数	割合	自家用車(家族等の送迎を含む)	36	68%	徒歩・自転車	5	9%	電車・バス	9	17%	タクシー	0	0%	その他	3	6%												
交通手段	人数	割合																																															
自家用車(家族等の送迎を含む)	138	87%																																															
徒歩・自転車	8	5%																																															
電車・バス	12	7%																																															
タクシー	1	1%																																															
その他	0	0%																																															
交通手段	人数	割合																																															
自家用車(家族等の送迎を含む)	36	68%																																															
徒歩・自転車	5	9%																																															
電車・バス	9	17%																																															
タクシー	0	0%																																															
その他	3	6%																																															

(2) 目的別 利用有無【妊娠・出産・母子保健】

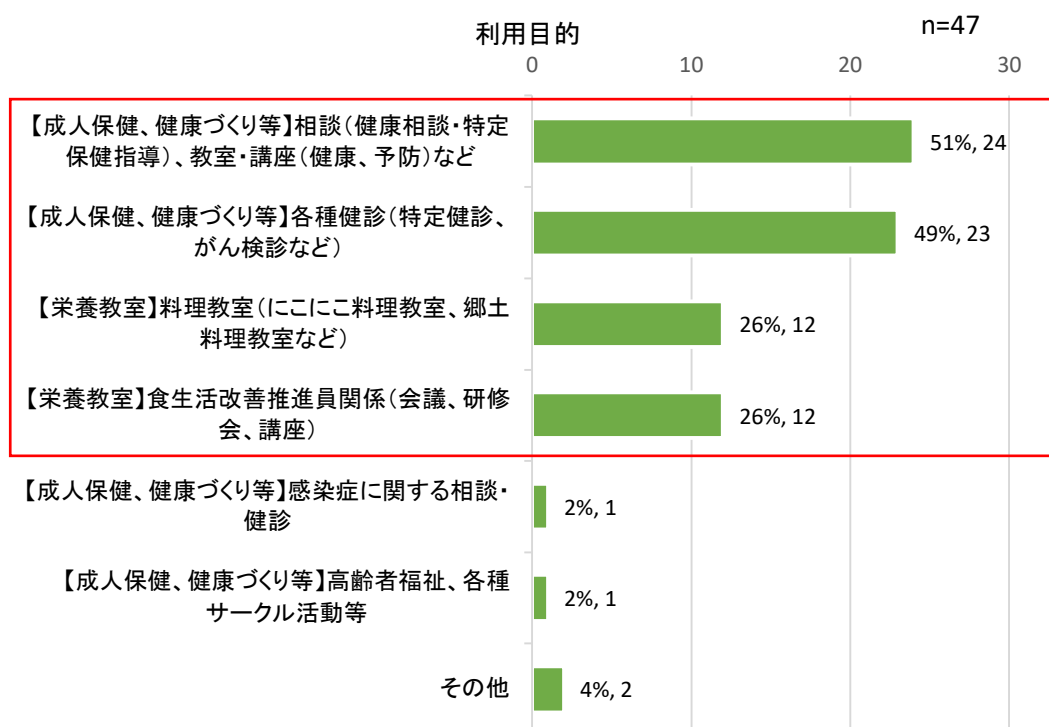
- ・妊娠・出産・母子保健では、**健診を目的とした利用が57%**と最も多く、次に「出産や育児に関するイベントや講座、サークル活動への参加」が多い。また(5)の「利用して良かった点」を見ると、乳幼児健診利用者にとって良かった点は「**子どもの育ちに関して専門的な相談が受けられた**」が58%でもっとも多い。
- ・「**妊娠・出産・子育てに関する相談**」は14%となっており、相談を主目的に来所する利用者よりも、**健診時に悩みや不安等を相談する利用者が多い**と推測される。また、(5)の「利用して良かった点」を見ると、相談利用者にとって良かった点は「子どもの育ちや疾病に関する専門的な助言等が得られた」が56%、「妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みが軽減された」が44%と多い。

中央保健センター【妊娠・出産・母子保健】目的別利用有無



(3) 利用目的【成人保健・栄養・感染症予防】

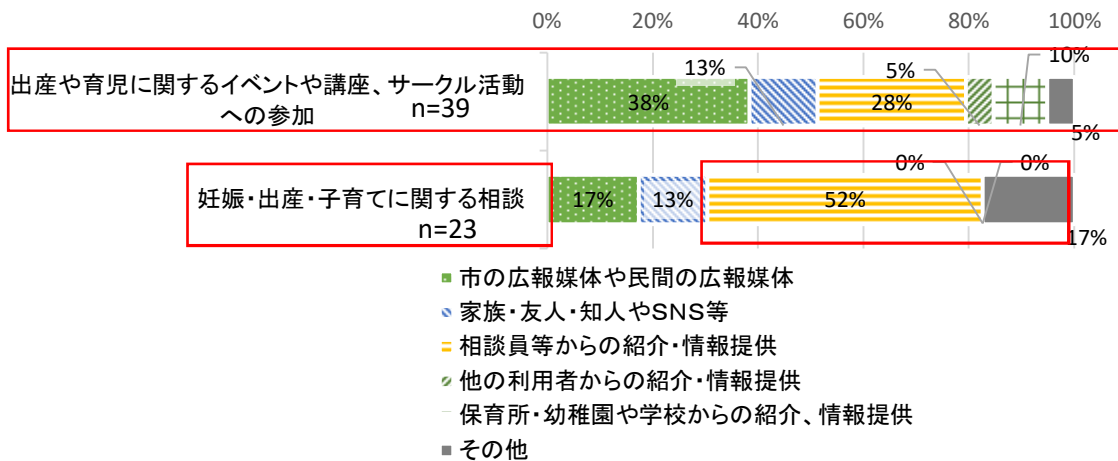
- ・相談、教室・講座が最も多く、次いで各種健診、料理教室、食生活改善推進員関係が多い。



(4) 目的別 利用のきっかけ【妊娠・出産・母子保健】

- ・「出産や育児に関するイベントや講座、サークル活動への参加」は市の広報媒体や民間の広報媒体が最も多く、次いで相談員等からの紹介・情報提供が多い。
- ・「妊娠・出産・子育てに関する相談」は、相談員等からの紹介・情報提供が最も多く、次いで市の広報媒体や民間の広報媒体、家族・友人・知人やSNS等が多い。

目的別利用のきっかけ【妊娠・出産・母子保健】



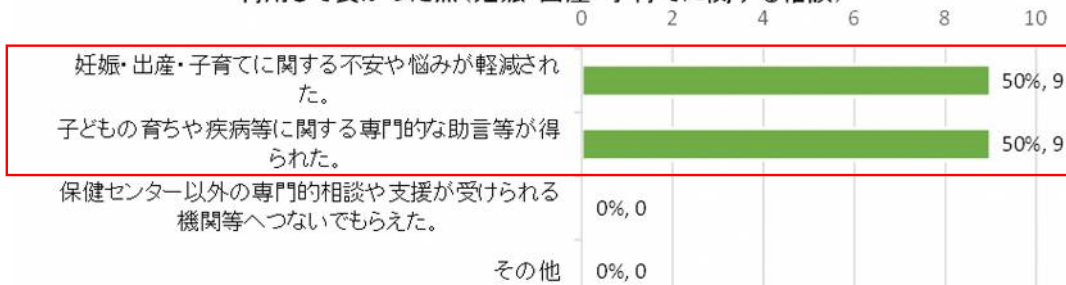
(5) 目的別 利用してよかった点【妊娠・出産・母子保健】

- ・「1歳6か月児健診、3歳児健診」では、健診だけでなく、「専門的な相談が受けられた」ことを過半数が挙げている。
- ・「妊娠・出産・子育てに関する相談」でも、半数が「不安や悩みが軽減された」「専門的な助言等が得られた」ことを回答している。

利用して良かった点(1歳6ヶ月児健診、3歳児健診)



利用して良かった点(妊娠・出産・子育てに関する相談)

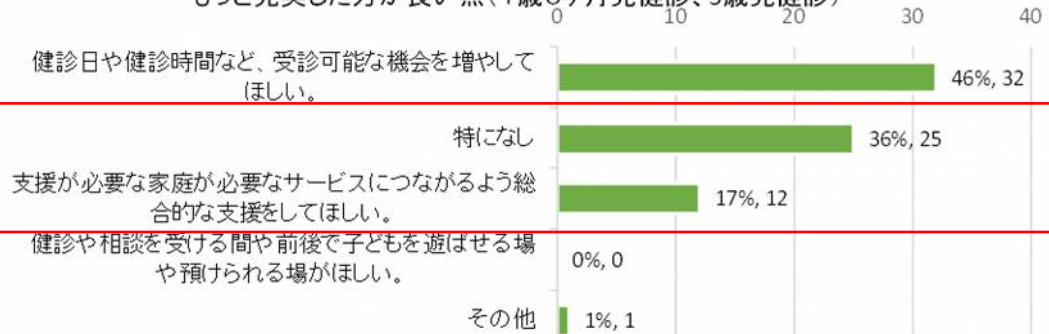


(6)目的別 もっと充実した方が良い点【妊娠・出産・母子保健】

- ・「1歳6か月児健診、3歳児健診」では、「健診日や健診時間など、受診可能な機会を増やして欲しい」が46%と最も多く、次いで、「特になし」が36%、「支援が必要な家庭が必要なサービスにつながるよう総合的な支援をしてほしい」が17%となっている。
- ・「妊娠・出産・子育てに関する相談」では、「相談できる機会を増やしてほしい」、「特になし」がそれぞれ30%、「健診や相談を受ける間や前後で子どもを遊ばせる場や預けられる場がほしい」が25%となっている。

もっと充実した方が良い点(1歳6ヶ月児健診、3歳児健診)

n=70



もっと充実した方が良い点(妊娠・出産・子育てに関する相談)

n=20



(7)スペース別利用経験・今後の利用意欲

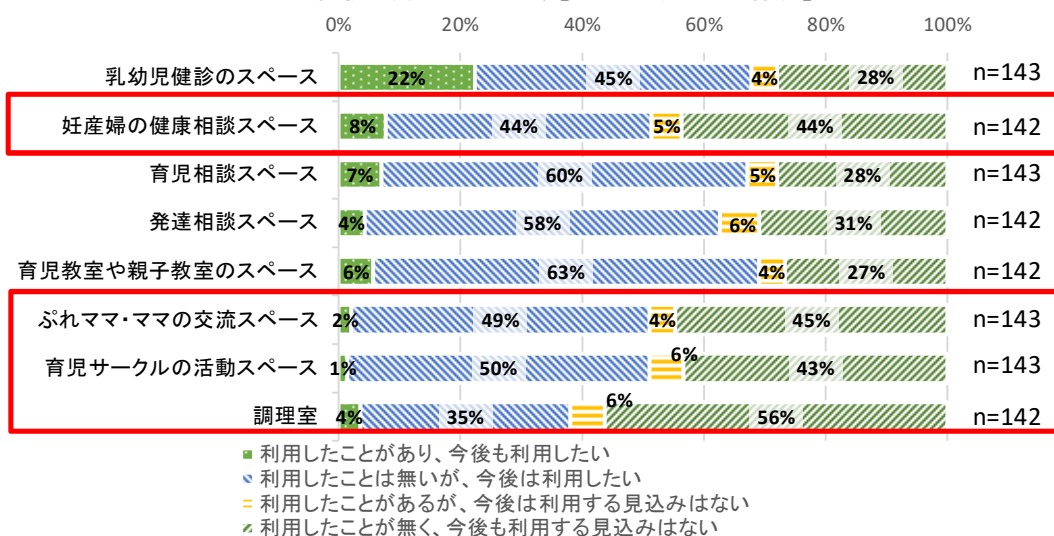
【妊娠・出産・母子保健】

・「調理室」は、今後の利用見込みが無いとの回答が60%以上となっており、それ以外でも「妊産婦の健康相談スペース」、「ぶれママ・ママの交流スペース」、「育児サークルの活動スペース」は今後の利用見込みが無いとの回答が約半数いる。

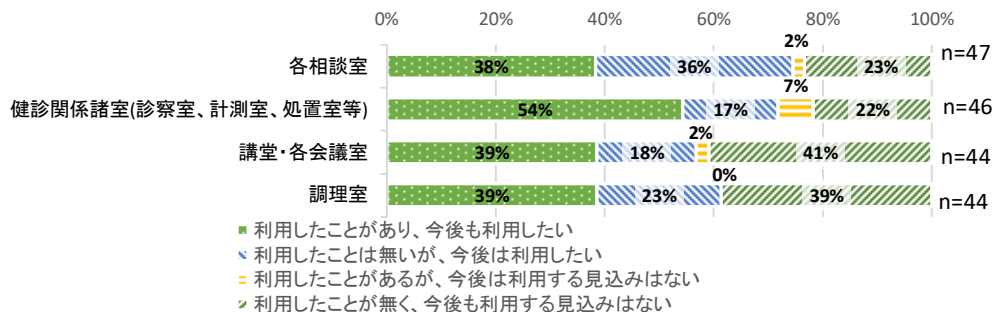
【成人保健・栄養・感染症予防】

・健診、相談、教室・講座、料理教室を目的とした利用が多いことから、これらで使用する健診関係諸室、講堂、調理室のニーズが高い。

スペース別利用経験・今後の利用意欲【妊娠・出産・母子保健】

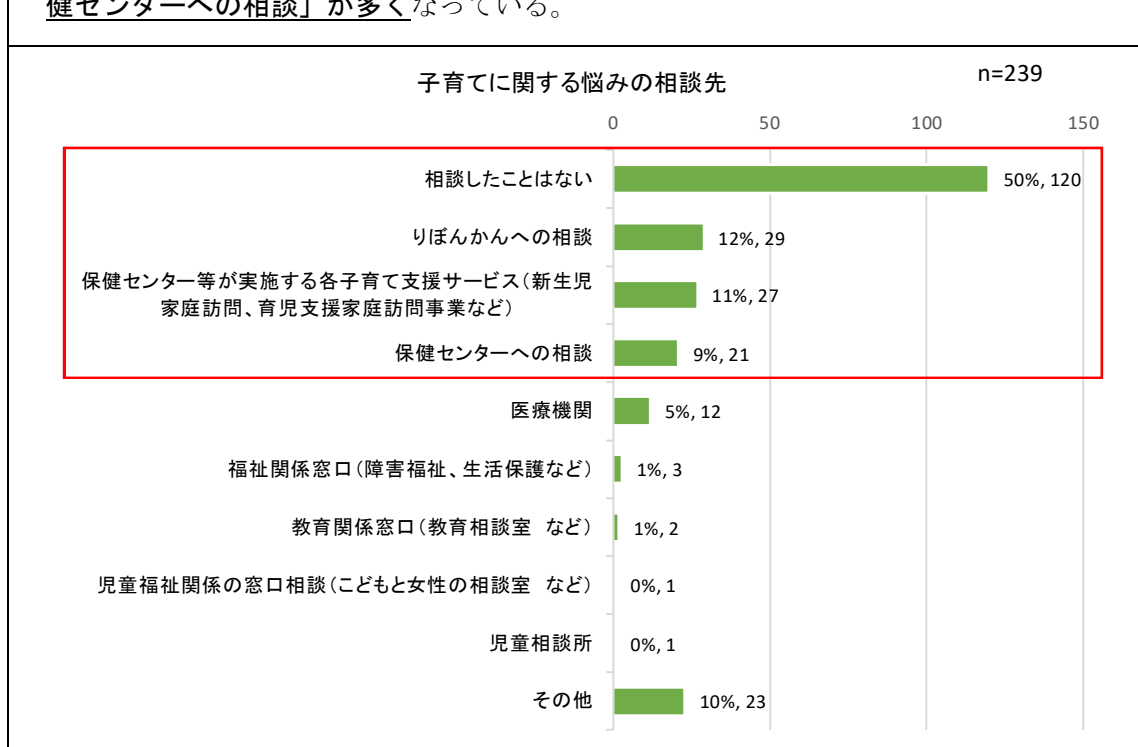


スペース別利用経験・今後の利用意欲【成人保健・栄養・感染症予防】



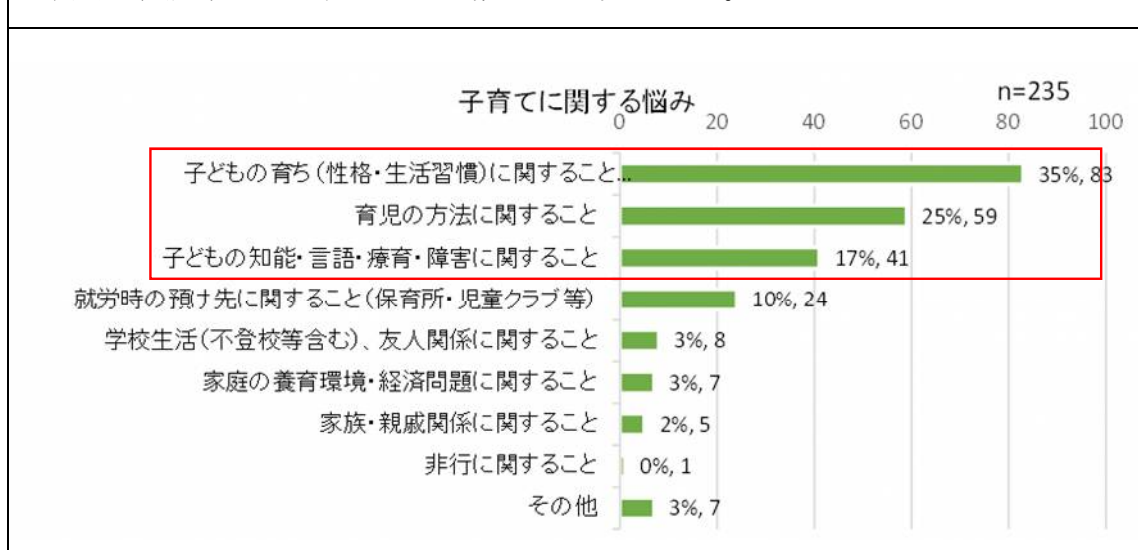
(8) 子どもや子育てに関する悩みや不安の相談先

- ・「相談したことはない」が50%と最も多く、相談機能の強化や相談しやすい場づくり・関係づくり等が必要と考えられる。
- ・次に、「りぼんかんへの相談」、「保健センター等が実施する子育て支援サービス」、「保健センターへの相談」が多くなっている。



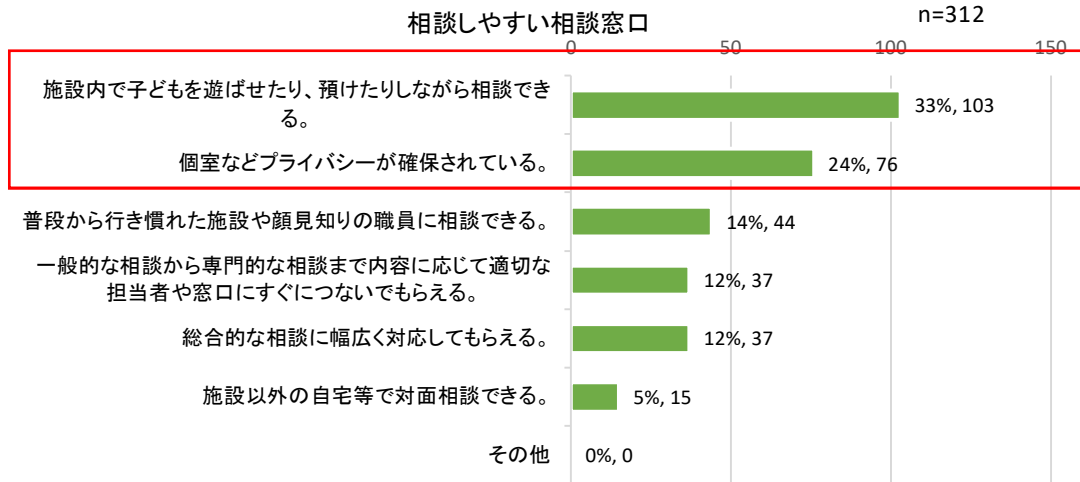
(9) 子どもや子育てに関する悩みや不安

- ・「子どもの育ち(性格・生活習慣)に関すること」が35%と最も多く、次いで「育児の方法に関すること」が25%となっている。
- ・次に、「子どもの知能・言語・療育・障害に関すること」が17%となっており、より専門的な相談対応が必要な方が一定数いると考えられる。



(10) 相談しやすい相談窓口

- ・相談しやすい窓口としては、「施設内で子どもを遊ばせたり、預けたりしながら相談できる」が約3割と最も多く、次いで、「個室などプライバシーが確保されている」が約2割となっている。



2.3.3 諸室の共用化・廃止の可能性

(1) 基本的な考え方

- ・りぼんかんと中央保健センターを移転し、児童相談所と併設・複合化する場合の適正な施設規模を想定するため、諸室の共用化や廃止の可能性を検討する。
- ・検討にあたっては、将来の利用者数の推計や施設管理者ヒアリング等をもとに整理した各諸室の使用目的や稼働状況を踏まえるとともに、利用者アンケートにおける利用者ニーズも参考とする。

(2) 共用化の可能性検討

<表の見方>

- ・各表は、使用目的が類似する諸室をひとつの表にまとめ、延床面積、稼働状況等を整理したもの。
- ・「アンケート」欄は、参考として、利用者アンケート（中央保健センターは「妊娠・出産・母子保健」関係の利用者分）における諸室の利用意向に関する設問に対して、今後の利用見込みがないとの回答数が、特に多かった諸室に「○」を記載
- ・「共用化の可能性」「廃止の可能性」欄は、共用化または廃止が可能と考えられる諸室に「○」を記載
- ・「共用化により削減可能と考えられる延床面積」「廃止により削減可能と考えられる延床面積」欄は、「共用化の可能性」「廃止の可能性」欄に「○」が記載された諸室の延床面積の合計の1/2（廃止の場合は10/10）を記載（ただし、複合化パターンの比較検討を行うために想定するもので、実際に移転し、複合施設を整備する場合は、整備計画の中で改めて検討が必要）

① 会議室（会議、講座・教室等で使用）

表 2-35 会議室（会議、講座・教室等で使用）

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	共用化の可能性
りぼんかん	学習室	69.0	研修や講座	C (15.8%)	○	○
	おんぷのへや	35.0	楽器演奏、イベント	D (26.3%)		○
	こうさくのへや	69.0	おもちゃの修理、親子教室	E		○
中央保健センター	第2会議室	37.8	講師の控室	C (43.6%)		
	会議室(2階)	27.0	会議、ママほっとスペース等	C		
りぼんかんと中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						86.5 ㎡
りぼんかんで共用化により削減可能と考えられる延床面積						86.5 ㎡
中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡

② 相談室、指導室

表 2-36 相談室、指導室

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	共用化の可能性
りぼんかん	おはなしサロン	16.0	相談室	D (12.3%)		○
中央保健センター	精神保健相談室	20.4	相談、妊産婦健康相談、1歳6か月、3歳児健診	B		
	予診室	28.8	成人健診、1歳6か月、3歳児健診、妊産婦健康相談、健康相談、特定保健指導、スタッフのカンファレンス	B (70.1%)		
	相談室	9.5	相談、妊産婦健康相談、1歳6か月、3歳児健診、匿名のエイズ相談等	C		○
	個人指導室	49.2	指導・相談室	B (82.1%)		
	プレイルーム (2階)	72.9	相談、ママパパ・育児・親子教室等	B	○	
りぼんかんと中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						12.8 ㎡
りぼんかんで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡
中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡

③ 調理室

表 2-37 調理室

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	共用化の可能性
りぼんかん	おりょうりのへや	89.0	調理関係の講座	D (9.0%)	○	○
中央保健センター	栄養指導室	78.7	料理教室、相談	C (8.8%)	○	○
りぼんかんと中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						83.9 ㎡
りぼんかんで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡
中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡

④ 多目的ルーム・講堂（大規模ホール）

表 2-38 多目的ルーム・講堂（大規模ホール）

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	共用化の可能性
りぼんかん	多目的ルーム	106.0	遊び場、講座、会議	C		○
中央保健センター	講堂	132.0	教室、講座、健診	C (47.0%)		○
	畳部屋 (地階) ※講堂と同じスペース	77.8	成人健診、パパママ教室、ふれママほつとスペース	E	○	○
りぼんかんと中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						157.9 ㎡
りぼんかんで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡
中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						104.9 ㎡

⑤ 受付ロビー・待合ホール

表 2-39 受付ロビー・待合ホール

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	共用化の可能性
りぼんかん	情報コーナー	61.0	情報掲示、読み聞かせ	E		○
中央保健センター	待合ホール	186.0	健診の待ち時間に利用	A		
りぼんかんと中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						30.5 ㎡
りぼんかんで共用化により削減可能と考えられる延床面積						30.5 ㎡
中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡

⑥ 子どもの遊び場、キッズスペース

表 2-40 子どもの遊び場、キッズスペース

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	共用化の可能性
りぼんかん	ふれあいらんど	418.0	遊戯、誕生日会 (大人数が参加)	A		
	ぴよぴよガーデン	46.0	遊戯、はいよちタイム	A		
	さらさらひろば	27.0	屋内用砂場	B		
	じゃぶじゃぶひろば	57.0	水遊び場	B		
りぼんかんと中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡
りぼんかんで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡
中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡

⑦ 倉庫

表 2-41 倉庫

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	共用化の可能性
りぼんかん	倉庫 (1階)	12.0	倉庫	A		
	倉庫 (2階)	28.0	倉庫	A		
	倉庫 (3階)	22.0	倉庫	A		
	倉庫 (4階)	10.0	倉庫	A		
中央保健センター	倉庫 1	8.8	倉庫	A		
	倉庫 2	6.8	倉庫	A		
	倉庫 3	11.3	倉庫	A		
	休憩室	18.9	倉庫	A		
	健康福祉相談室	23.6	倉庫	A		
	撮影室	29.2	倉庫	A		
	倉庫 (2階、階段横)	7.1	倉庫	A		
	畳部屋 (2階)	6.0	倉庫	A		
	電話交換室 (倉庫)	10.8	電話交換機設置、倉庫	A		
	倉庫 (2階、会議室横)	18.9	倉庫	A		
りぼんかんと中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡
りぼんかんで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡
中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡

⑧ 授乳室、子ども用トイレ、更衣室等

表 2-42 授乳室、子ども用トイレ、更衣室等

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	共用化の可能性
りぼんかん	ママサロン	12.0	授乳室、オムツ交換	B	○	
	ベビーケアコーナー	40.0 (各階 10)	授乳室、オムツ交換	1階 B 2～4階 E	○	○ (2～4階)
	ちびっこトイレ	48.0 (各階 12)	トイレ	1階 B 2～4階 E		○ (2～4階)
中央保健センター	授乳室 (1階)	15.8	授乳室、オムツ交換	B		
	授乳室 (2階)	7.2	授乳室、オムツ交換	C		○
	男子更衣室	8.2	女子更衣室 (女子更衣室の拡張)	A		
りぼんかんと中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						36.6 ㎡
りぼんかんで共用化により削減可能と考えられる延床面積						33.0 ㎡
中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡

⑨ 湯沸室

表 2-43 湯沸室

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	共用化の可能性
りぼんかん	湯沸室	32.0 (各階 8)	湯沸室 (4階は臨時的に倉庫)	1階 B 2～4階 E		○ (2～4階)
中央保健センター	湯沸室 (1階)	8.4	給湯やバスタオル等の洗浄	B		
	湯沸室 (2階)	13.5		B		
りぼんかんと中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						12.0 ㎡
りぼんかんで共用化により削減可能と考えられる延床面積						12.0 ㎡
中央保健センターで共用化により削減可能と考えられる延床面積						0 ㎡

⑩未使用、その他

表 2-44 未使用、その他

施設名	諸室名	延床面積 (㎡)	使用目的	稼働状況 (稼働率)	アンケート	廃止の可能性
中央保健センター	プレイルーム (地下)	84.1	倉庫 (貸し)	未使用 (倉庫として他部署が使用)		○
	第1会議室	37.8	倉庫 (貸し)	未使用 (倉庫として他部署が使用)		○
	デイケア室	91.5	倉庫 (一部貸し)	常時 (一部は倉庫として他部署が使用)		○
	倉庫4	24.5	倉庫 (貸し)	未使用 (倉庫として他部署が使用)		○
	倉庫5	37.8	倉庫 (貸し)	未使用 (倉庫として他部署が使用)		○
	住宅課倉庫	25.9	倉庫 (貸し)	未使用 (倉庫として他部署が使用)		○
	シャワー室	6.8	職員身体洗浄	必要時		○
	長寿あんしん相談センター、地域福祉倉庫	200.0	事務室、倉庫	未使用 (他部署及び他部署倉庫として使用)		○
中央保健センターで廃止により削減可能と考えられる延床面積				508.4 ㎡		

※「共用化により削減可能と考えられる延床面積」「廃止により削減可能と考えられる延床面積」は複合化パターンの比較検討を行うために想定するもので、実際に移転し、複合施設を整備する場合は、整備計画の中で改めて検討が必要

【児童相談所とりぼんかん、中央保健センターを複合化する場合】

○ 共用化により削減可能と考えられる 延床面積 920.0m²

(内訳)

- ・ ①～⑨の合計 420.2m²
- ・ ①～⑨に記載のない廊下、男女トイレ、EV、階段などの
共用可能スペース 約500.0m²

○ 廃止により削減可能と考えられる 延床面積 508.4m²

(内訳)

- ・ ⑩ (全て保健センターの諸室であるため、同センターから差し引く) 508.4m²

【児童相談所とりぼんかんを複合化する場合】

○ 共用化により削減可能と考えられる 延床面積 162.0m²

(内訳)

- ・ ①～⑨の合計 162.0m²

【児童相談所と中央保健センターを複合化する場合】

○ 共用化により削減可能と考えられる 延床面積 104.9m²

(内訳)

- ・ ①～⑨の合計 104.9m²

○ 廃止により削減可能と考えられる 延床面積 508.4m²

(内訳)

- ・ ⑩ (全て保健センターの諸室であるため、同センターから差し引く) 508.4m²

2.3.4 本市の施設の状況調査 まとめ

本市の人口ビジョン、推計人口等、施設利用者数等をもとに、将来的にりぼんかんが標準耐用年数を迎える令和22年度（築60年）のりぼんかん、中央保健センターの施設利用者数の見込みを推計したが、これによると両施設ともに、今後も現状と同程度の利用者数が見込まれる施設である。

建物については、りぼんかんは、昭和55年に建築された建物を大規模改修して平成22年から供用開始している。中央保健センターは昭和47年に建築しており、以前は保健所や消費生活センターも入っていたが、これらは既に移転している。両施設とも建設から一定の年数が経過した施設であり、りぼんかんは令和32年度に、中央保健センターは令和24年度に、本市公共施設等総合管理計画で70年とする目標耐用年数を迎える。

諸室ごとの利用状況を見ると、会議室や調理室など、両施設で同じ目的で使用されている諸室があるほか、あまり活用されていない諸室や他の目的で貸し出されている諸室などもある。利用者アンケートでも、今後の利用意向が低い諸室があることから、これらの施設を複合化することで、共用化や廃止によるスペースの効率化が期待できる。

利用者アンケートでは利用目的等も調査しており、りぼんかんや中央保健センターの利用者の中には、「子どもの育ちに関すること」や「子どもの知能・言語・障害に関すること」など、児童相談所等が行う専門的な相談対応が必要な方も一定数いると考えられる。

また、相談しやすい場所として、「施設内で子どもを遊ばせたり、預けたりしながら相談できる」、「個室などプライバシーが確保されている」などが求められており、児童相談所の利用者がりぼんかん等の施設を利用したり、りぼんかん等の利用者が児童相談所で専門的な相談をしたり、相互に他施設の利用ニーズがあると考えられる。

3 条件設定

3.1 条件設定の考え方

児童相談所と関連機能の複合化について、複数のパターンを比較分析するための条件設定の考え方は以下のとおりである。

3.1.1 条件設定にあたっての基本的な視点

児童相談所の設置効果や必要なコスト等を長期的な視点から比較できるよう、児童相談所等複合施設に係るこれまで検討経過や候補地の条件、他都市の事例のほか、りぼんかん及び中央保健センターの現状と今後の利用ニーズ等を踏まえ、本市の実情に応じた複合化パターンや適正な施設規模等の各種条件を設定する。

【検討にあたってのポイント】

- ・児童相談所、りぼんかん、中央保健センターの複合化の必要性について、長期的な視点で各面から十分な検討を行う。
- ・適正な施設規模について十分な検討を行う。
- ・コスト縮減と財源確保に努める。

3.1.2 条件設定の内容

(1) 複合化パターン

- ・施設構成
- ・フロア配置
- ・機能の内容
- ・敷地面積
- ・施設規模
- ・建物配置

(2) 比較評価方法

- ・比較評価項目
- ・評価に用いる指標等
- ・評価内容
- ・評価基準

3.2 複合化パターンごとの条件設定

複合化パターンとパターンごとの条件設定は以下のとおりである。

(1) 複合化パターン

①経過

- ・令和元年度に策定した鹿児島市児童相談所基本構想・基本計画において、設置効果を高めるものとして考えられる5つの関連機能を整理し、これらの機能について、候補地を踏まえ、付加・併設の可能性を検討することとした。
- ・令和2年度には、候補地の選定と併せて、関係課長を委員とする検討会議において考え方を整理し、子育て支援機能や母子保健機能を有する施設の併設・複合化を検討することとした。また、その検討にあたっては、りぼんかんと中央保健センターの移転の可能性も含めて検討することとした。

②複合化パターンとパターンごとの条件設定

- ・今後検討を行う複合化パターンについて、5通りのパターンについて検討を行う。
- ・検討を行う複合化パターンと同パターンを検討する上での条件等は以下のとおり。
- ・ただし、これらの条件等は、複合化パターンの比較検討を行うために設定するもので、実際の建設施設の規模やゾーニング等については今後の整備計画の中で検討する。

複合化パターン①-1

ア. 施設構成

児童相談所（一時保護所含む）＋りぼんかん（移転）【子育て支援機能を有する施設】
＋中央保健センター（移転）【母子保健機能を有する施設】

イ. 各施設の機能

○児童相談所（一時保護所含む）

- ・児童相談所及び一時保護所の機能
- ・子ども家庭総合支援拠点の機能

○りぼんかん【子育て支援機能を有する施設】

- ・現行の機能を維持（将来の利用見込み等を踏まえ、適切な施設規模等を検討する）

○中央保健センター【母子保健機能を有する施設】

- ・現行の機能を維持（将来の利用見込み等を踏まえ、適切な施設規模等を検討する）

ウ. 施設規模（延床面積）

7, 800㎡（A+B+C）

<積算内訳>

A. 児童相談所（一時保護所含む）・・・ 3, 500㎡

基本構想・基本計画における想定面積

B. りぼんかん・・・ 2, 100㎡（現行2, 582㎡）

現施設の延床面積から、複合化により効率化が可能な延床面積を中央保健センターと均等に按分した数値を差し引いて算出

$2, 582 \text{ m}^2 - 920 \text{ m}^2 \times 1 / 2 \doteq 2, 100 \text{ m}^2$

C. 中央保健センター・・・ 2, 200㎡（現行3, 127㎡）

現施設の延床面積から、複合化により効率化できる延床面積をりぼんかんと同様に按分した数値と中央保健センターの諸室で削減可能な延床面積を差し引いて算出

$3, 127 \text{ m}^2 - (920 \text{ m}^2 \times 1 / 2 + 508.4) \doteq 2, 200 \text{ m}^2$

※会議室等の共用施設の所管の割り当てに応じて、りぼんかん、中央保健センターの延床面積は変動する。

エ. フロア配置

同フロア複数機能配置（3階建て）

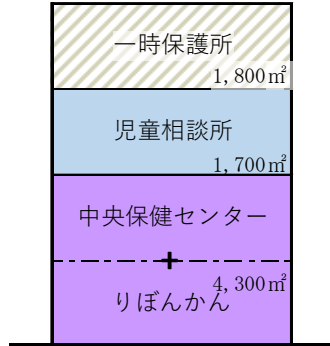
<考え方>

敷地の有効活用や景観への配慮の観点から、主に以下の①から③のゾーニングが考えられるが、機能間の連携のしやすさや、りぼんかん及び中央保健センターの利用者の利便性、複合化によるスペースや設備の共有化のメリットが最も大きいと考えられる「②同フロア複数機能配置」を採用する。

<ゾーニングのパターン【複合化パターン①—1】>

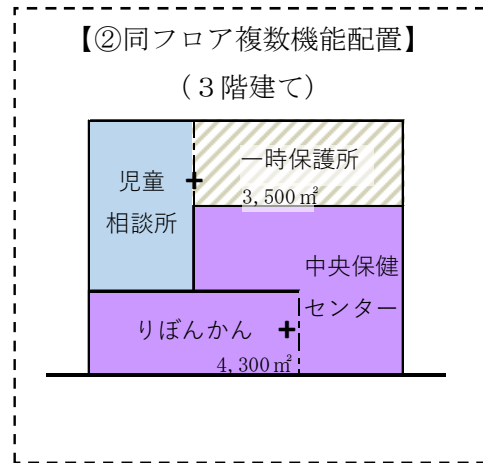
【①フロア別機能配置】

(4階建て)



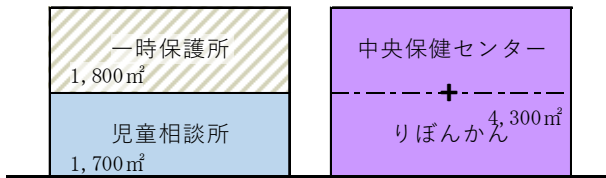
【②同フロア複数機能配置】

(3階建て)



【③フロア別・棟別機能配置】

(2階建て+2階建て)



<評価>

項目	評価基準	①	②	③
機能連携・利用者の利便性	<ul style="list-style-type: none"> 機能間（特に、一般の利用者が多いりぼんかんと中央保健センター）の連携のしやすさ 利用目的が複数の機能に及ぶ場合の利用者の利便性 	○	◎	△
施設管理	<ul style="list-style-type: none"> 施錠や機械警備等のセキュリティ管理、各種設備の維持管理のしやすさ 	○	○	○
スペース・設備の効率性	<ul style="list-style-type: none"> スペースや設備（相談室、トイレ、階段、EV等）の共有化による効率性 	○	◎	△
プライバシー	<ul style="list-style-type: none"> 利用者（特に、秘匿性の高い一時保護所）のプライバシー確保のしやすさ 	○	○	◎

※ゾーニングの各パターンを比較した場合の相対評価

オ. 敷地面積

5, 936 m² (A+B+C+D)

<積算内訳>

A. 建築面積 . . . 3, 000 m²

施設規模及び建物の階数等から算出

7, 800 m² ÷ 3階 ≒ 2, 600 m² + 400 m² (採光等を考慮した必要
想定面積)

= 3, 000 m²

B. 駐車場敷地 . . . 1, 036 m²

(想定条件)

- ・ 3施設の公用車用及び児童相談所の利用者用駐車場は、複合施設に付設することを想定し、必要スペースを複合施設の敷地面積に含める。なお、職員駐車場は想定しない。
- ・ りぼんかん及び中央保健センターの利用者用駐車場は、鴨池公園駐車場を含め他の敷地を確保することを想定し、複合施設の敷地面積には含めない。

(算出根拠)

- ・ 駐車台数 . . . 軽自動車または普通自動車38台／大型車2台

<内訳>

	想定駐車台数		想定駐車台数の考え方	(参考) 現行 駐車台数
児童相談所	公用車 (軽・普通)	6台	県中央児相を参考	6台
	利用者 (軽・普通)	25台		25台
りぼんかん	公用車 (軽・普通)	1台	現行と同じ	1台
中央保健センター	公用車 (軽・普通)	6台	現行と同じ	6台
	公用車 (大型)	2台		2台

・ 敷地面積 . . . 1, 036 m²

軽・普通 : 38台 × 25 m² = 950 m²

大型 : 2台 × 43 m² = 86 m²

C. りぼんかん屋外ひろば敷地 . . . 400 m²

現行の屋外ひろば (おひさま広場) と同じ広さを確保する。

D. その他敷地 . . . 1, 500 m²

駐車場の通路や滞留スペース、中央保健センターの健診時の大型車駐車スペース、歩行者用通路、建物の周囲など

カ. 建物配置

北側配置

<考え方>

主に以下の①・②のゾーニングパターンが考えられるが、一時保護所への専用動線の確保が容易で、周辺の交通状況への影響も少ないと考えられる「①北側配置」を採用する。

<建物配置のパターン>

【①北側配置】



- 北側に一時保護児童を搬送する車両の専用動線を設けることが可能。
- 入口を南側の3車線道路からとれるため「②南側配置」に比べ、駐車場利用者の影響により周辺道路の混雑を招く可能性が低い。

【②南側配置】



- 建物が南側の3車線道路に面しており、「①北側配置」に比べ、一時保護児童を搬送する車両の専用動線の動線の確保が難しい。
- 東側道路は1車線のみであるため、「①北側配置」に比べ、駐車場利用者の影響により周辺道路の混雑を招く可能性が高い。

複合化パターン①-2

ア. 施設構成

児童相談所（一時保護所含む）＋りぼんかん（移転）【子育て支援機能を有する施設】

イ. 各施設の機能

○児童相談所（一時保護所含む）

- ・児童相談所及び一時保護所の機能
- ・子ども家庭総合支援拠点の機能

○りぼんかん【子育て支援機能を有する施設】

- ・現行の機能を維持（将来の利用見込み等を踏まえ、適切な施設規模等を検討する）

ウ. 施設規模（延床面積）

6,000㎡（A+B）

<積算内訳>

A. 児童相談所（一時保護所含む）・・・ 3,500㎡

基本構想・基本計画における想定面積

B. りぼんかん・・・ 2,500㎡（現行2,582㎡）

現施設の延床面積から、複合化により効率化が可能な延床面積を差し引いて算出

$2,582\text{㎡} - 162\text{㎡} = 2,420\text{㎡} \div 2 = 2,500\text{㎡}$

エ. フロア配置

同フロア複数機能配置（3階建て）

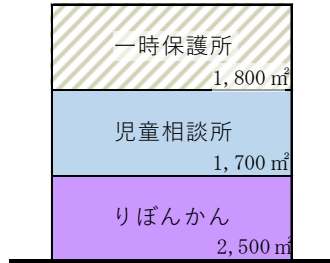
<考え方>

敷地の有効活用や景観への配慮の観点から、主に以下の①から③のゾーニングが考えられるが、機能間の連携のしやすさや、りぼんかんの利用者の利便性、複合化によるスペースや設備の共有化のメリットが最も大きいと考えられる「②同フロア複数機能配置」を採用する。

<ゾーニングのパターン【複合化パターン①—2】>

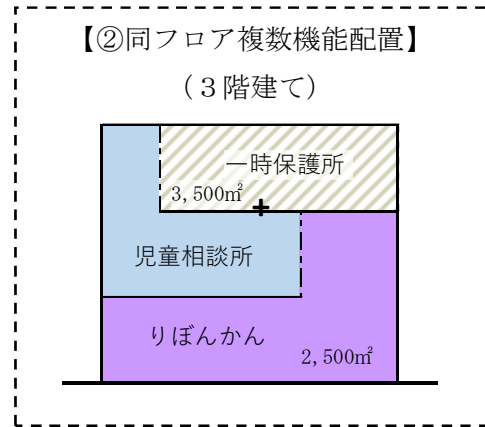
【①フロア別機能配置】

(3階建て)



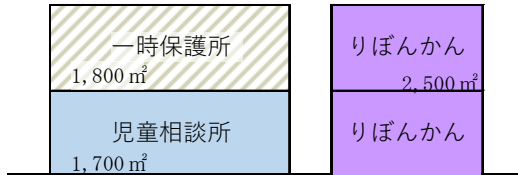
【②同フロア複数機能配置】

(3階建て)



【③フロア別・棟別機能配置】

(2階建て+2階建て)



<評価>

項目	評価基準	①	②	③
機能連携・利用者の利便性	・機能間の連携のしやすさ ・利用目的が複数の機能に及ぶ場合の利用者の利便性	○	◎	△
施設管理	・施錠や機械警備等のセキュリティ管理、各種設備の維持管理のしやすさ	○	○	○
スペース・設備の効率性	・スペースや設備（相談室、トイレ、階段、E V等）の共有化による効率性	○	○	△
プライバシー	・利用者（特に、秘匿性の高い一時保護所）のプライバシー確保のしやすさ	○	○	◎

※ゾーニングの各パターンを比較した場合の相対評価

オ. 敷地面積

4, 500 m² (A+B+C+D)

<積算内訳>

A. 建築面積 . . . 2, 400 m²

施設規模及び建物の階数等から算出

6, 000 m² ÷ 3階 ≒ 2, 000 m² + 400 m² (採光等を考慮した必要
想定面積)= 2, 400 m²B. 駐車場敷地 . . . 800 m²

(想定条件)

- ・ 2施設の公用車用及び児童相談所の利用者用駐車場は、複合施設に付設することを想定し、必要スペースを複合施設の敷地面積に含める。なお、職員駐車場は想定しない。
- ・ りぼんかんの利用者用駐車場は、鴨池公園駐車場を含め他の敷地を確保することを想定し、複合施設の敷地面積には含めない。

(算出根拠)

- ・ 駐車台数 . . . 軽自動車または普通自動車32台

<内訳>

	想定駐車台数	想定駐車台数の考え方	(参考) 現行駐車台数
児童相談所	公用車 (軽・普通) 6台	県中央児相を参考	6台
	利用者 (軽・普通) 25台		25台
りぼんかん	公用車 (軽・普通) 1台	現行と同じ	1台

- ・ 敷地面積 . . . 800 m²

軽・普通 : 32台 × 25 m² = 800 m²C. りぼんかん屋外ひろば敷地 . . . 400 m²

現行の屋外ひろば (おひさま広場) と同じ広さを確保する。

D. その他敷地 . . . 900 m²

駐車場の通路や滞留スペース、歩行者用通路、建物の周囲など

カ. 建物配置

北側配置 ※複合化パターン①-1と同じ

複合化パターン①-3

ア. 施設構成

児童相談所（一時保護所含む） + 中央保健センター（移転）【母子保健機能を有する施設】

イ. 各施設の機能

○児童相談所（一時保護所含む）

- ・児童相談所及び一時保護所の機能
- ・子ども家庭総合支援拠点の機能

○中央保健センター【母子保健機能を有する施設】

- ・現行の機能を維持（将来の利用見込み等を踏まえ、適切な施設規模等を検討する）

ウ. 施設規模（延床面積）

6, 100㎡（A+B）

<積算内訳>

A. 児童相談所（一時保護所含む）・・・ 3, 500㎡

基本構想・基本計画における想定面積

B. 中央保健センター・・・ 2, 600㎡（現行3, 126㎡）

現施設の延床面積から、未使用などの廃止可能な延床面積（※）を差し引いて算出

$3, 126 \text{ m}^2 - 613 \text{ m}^2 = 2, 513 \text{ m}^2 \div 2 = 2, 600 \text{ m}^2$

エ. フロア配置

同フロア複数機能配置（3階建て）

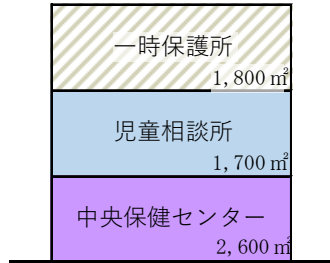
<考え方>

敷地の有効活用や景観への配慮の観点から、主に以下の①から③のゾーニングが考えられるが、機能間の連携のしやすさや、中央保健センターの利用者の利便性、複合化によるスペースや設備の共有化のメリットが最も大きいと考えられる「②同フロア複数機能配置」を採用する。

<ゾーニングのパターン【複合化パターン①-3】>

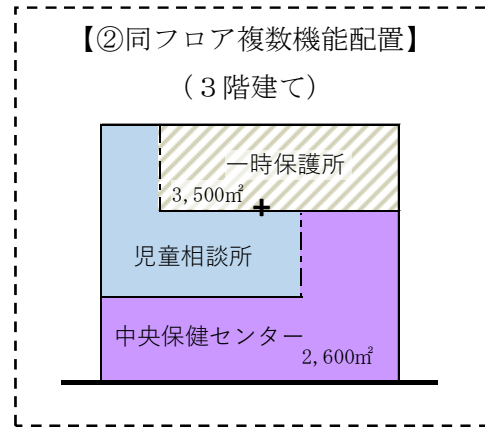
【①フロア別機能配置】

(3階建て)



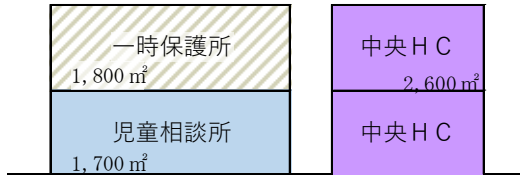
【②同フロア複数機能配置】

(3階建て)



【③フロア別・棟別機能配置】

(2階建て+2階建て)



<評価>

機能連携・利用者の利便性	・機能間の連携のしやすさ ・利用目的が複数の機能に及ぶ場合の利用者の利便性	○	◎	△
施設管理	・施錠や機械警備等のセキュリティ管理、各種設備の維持管理のしやすさ	○	○	○
スペース・設備の効率性	・スペースや設備（相談室、トイレ、階段、E V等）の共有化による効率性	○	○	△
プライバシー	・利用者（特に、秘匿性の高い一時保護所）のプライバシー確保のしやすさ	○	○	◎

※ゾーニングの各パターンを比較した場合の相対評価

オ. 敷地面積

4, 711 m² (A+B+C)

<積算内訳>

A. 建築面積 . . . 2, 400 m²

施設規模及び建物の階数等から算出

6, 100 m² ÷ 3階 ≒ 2, 000 m² + 400 m² (採光等を考慮した必要
想定面積)

= 2, 400 m²

B. 駐車場敷地 . . . 1, 011 m²

(想定条件)

- ・ 2施設の公用車用及び児童相談所の利用者用駐車場は、複合施設に付設することを想定し、必要スペースを複合施設の敷地面積に含める。なお、職員駐車場は想定しない。
- ・ 中央保健センターの利用者用駐車場は、鴨池公園駐車場を含め他の敷地を確保することを想定し、複合施設の敷地面積には含めない。

(算出根拠)

- ・ 駐車台数 . . . 軽自動車または普通自動車37台／大型車2台

<内訳>

	想定駐車台数	想定駐車台数の考え方	(参考) 現行駐車台数
児童相談所	公用車 (軽・普通) 6台	県中央児相を参考	6台
	利用者 (軽・普通) 25台		25台
中央保健センター	公用車 (軽・普通) 6台	現行と同じ	6台
	公用車 (大型) 2台		2台

- ・ 敷地面積 . . . 1, 011 m²

軽・普通 : 37台 × 25 m² = 925 m²

大型 : 2台 × 43 m² = 86 m²

C. その他敷地 . . . 1, 300 m²

駐車場の通路や滞留スペース、中央保健センターの健診時の大型車駐車スペース、歩行者用通路、建物の周囲など

カ. 建物配置

北側配置 ※複合化パターン①-1と同じ

複合化パターン②

ア. 施設構成

児童相談所（一時保護所含む） + 子育て支援機能を有する施設（新設）
 + 母子保健機能を有する施設（新設）

イ. 機能の内容

○児童相談所（一時保護所含む）

- ・ 児童相談所及び一時保護所の機能
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の機能

○子育て支援機能を有する施設及び母子保健機能を有する施設

- ・ 地域子育て支援拠点の機能（親子つどいの広場と同程度）
- ・ 子育て世代包括支援センターの機能（母子保健事業、子育て支援事業を除く）

※親子つどいの広場を新設するとともに、保健師等を4名程度配置し、利用者支援事業の「一般型」と「母子保健型」を一体的に実施することを想定

※本市の他の子育て世代包括支援センター（各保健センター）では、母子保健事業（母子健康手帳の交付、妊産婦健診、乳幼児健診等）や子育て支援事業（乳幼児全戸訪問等）を実施しているが、この「子育て支援機能及び母子保健機能を有する施設」ではこれらの事業は実施しない。

ウ. 施設規模（延床面積）

4, 200㎡（A+B）

<積算内訳>

A 児童相談所（一時保護所含む） . . . 3, 500㎡

基本構想・基本計画における想定面積

B 子育て支援機能を有する施設+母子保健機能を有する施設 . . . 700㎡

本市の親子つどいの広場や他都市の事例を参考に想定

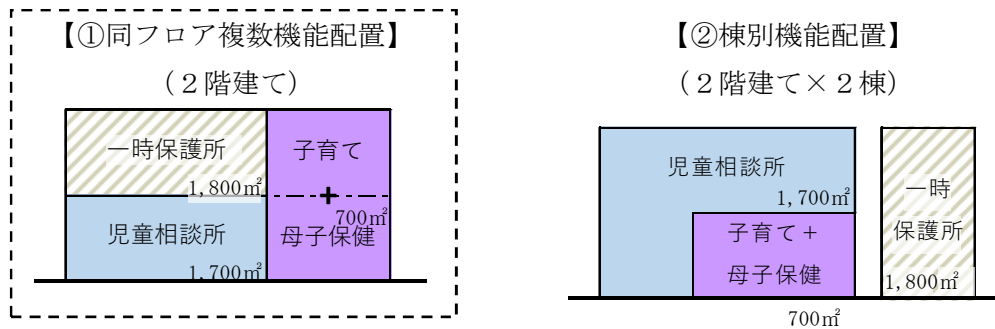
エ. フロア配置

同フロア複数機能配置（2階建て）

<考え方>

敷地の有効活用や景観への配慮の観点から、主に以下の①・②のゾーニングが考えられるが、機能間の連携のしやすさや、利用者の利便性、複合化によるスペースや設備の共有化のメリットが大きいと考えられる「①同フロア複数機能配置」を採用する。

<ゾーニングのパターン【複合化パターン②】>



<評価>

項目	評価基準	①	②
機能連携・利用者の利便性	・機能間の連携のしやすさ ・利用目的が複数の機能に及ぶ場合の利用者の利便性	◎	○
施設管理	・施錠や機械警備等のセキュリティ管理、各種設備の維持管理のしやすさ	○	○
スペース・設備の効率性	・スペースや設備（相談室、トイレ、階段、EV等）の共有化による効率性	◎	○
プライバシー	・利用者（特に、秘匿性の高い一時保護所）のプライバシー確保のしやすさ	○	◎

※ゾーニングの各パターンを比較した場合の相対評価

オ. 敷地面積

4, 125 m² (A+B+C)

<積算内訳>

A. 建築面積 . . . 2, 400 m²

施設規模及び建物の階数等から算出

4, 200 m² ÷ 2階 = 2, 100 m² + 300 m² (採光等を考慮した必要
想定面積)= 2, 400 m²B. 駐車場敷地 . . . 825 m²

(想定条件)

- ・ 3施設の公用車用及び児童相談所の利用者用駐車場は、複合施設に付設することを想定し、必要スペースを複合施設の敷地面積に含める。
- ・ 子育て支援機能及び母子保健機能を有する施設の利用者用駐車場は、鴨池公園駐車場を含め他の敷地を確保することを想定し、複合施設の敷地面積には含まない。

(算出根拠)

- ・ 駐車台数 . . . 軽自動車または普通自動車33台

<内訳>

	想定駐車台数		想定駐車台数の考え方	(参考) 現行 駐車台数
児童相談所	公用車(軽・普通)	6台	県中央児相 を参考	6台
	利用者(軽・普通)	25台		25台
子育て支援機能及び母子保健機能	公用車(軽・普通)	2台	各1台ずつと想定	—

- ・ 敷地面積 . . . 825 m²

軽・普通 : 33台 × 25 m² = 825 m²

※この他、歩行者通路や緑地など一定規模の面積が必要

C. その他敷地 . . . 900 m²

駐車場の通路や滞留スペース、歩行者用通路、建物の周囲など

カ. 建物配置

北側配置 ※複合化パターン①-1と同じ

複合化パターン③

ア. 施設構成

児童相談所（一時保護所含む）

＋関連機能窓口（子育て支援機能・母子保健機能以外の一部窓口機能等を追加）

イ. 機能の内容

○児童相談所（一時保護所含む）

- ・児童相談所及び一時保護所の機能
- ・子ども家庭総合支援拠点の機能

○子育て支援機能・母子保健機能以外の関連機能

下表の理由から他の機能を持つ施設は整備しないが、他都市の事例を踏まえ、一部関連機能に係る窓口機能を持たせる可能性あり。

- 例) 障害支援・療育機能 … 療育手帳等の交付申請窓口
 女性相談機能 … DV・女性相談（配暴センターのうち、一部機能のみ付与）など

	これまでの検討経過、 他都市の状況	施設整備の検討を行わない理由
障害・療育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画でも検討 ・他都市では、療育相談や障害児支援事業所などを併設する都市あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・療育相談は既に民間で児童発達支援センター等の設置が進み、地域において相談できる体制が整ってきた。 ・医療機関としての療育センターは、県こども総合療育センターや民間病院等が担っており、新たに公立の機関を児相に併設する必要性は低い。
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想・基本計画でも検討 ・他都市では、SSWによる教育相談や適応指導教室などを併設する都市あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・SSWは学校や教育委員会との連携が重要であり、児童相談所の機能として常設する必要性は低い。 ・隣接地の勤労青少年ホームで適応指導教室があり、連携が図れる。
女性相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年に配偶者暴力相談センターなどのDV・女性相談機能と、児童虐待対策分野との連携について国から通知等あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務については、本庁、サンエール等の女性相談があり、十分機能しており、児童の保護と女性の保護の連携については、現在県児童相談所、市の虐待部門と女性保護部門が連携しているところを、児童相談所設置後は市の中で、より連携した対応ができるようになることから児童相談所に機能を持たせる必要性は低い。

ウ. 施設規模（延床面積）

3, 600㎡（A+B）

A 児相（一時保護所含む）・・・ 3, 500㎡

基本構想・基本計画における想定面積

B 関連機能の窓口・・・ 100㎡

相談室（15㎡）×2室+事務室（70㎡）で想定

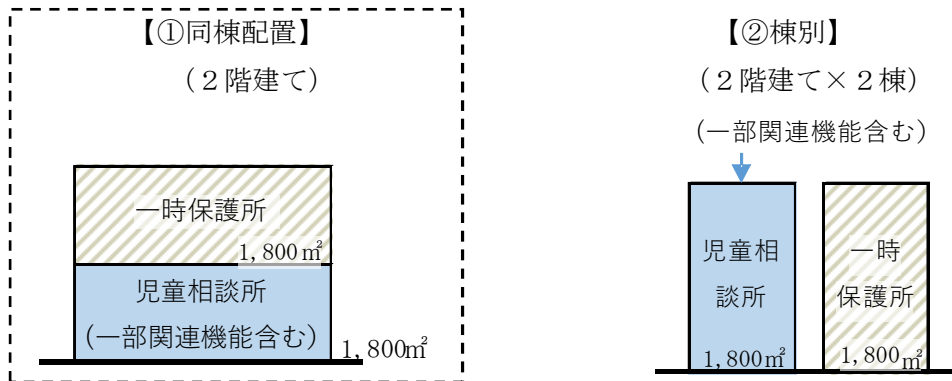
エ. フロア配置

同フロア複数機能配置（2階建て）

<考え方>

敷地の有効活用や景観への配慮の観点から、主に以下の①・②のゾーニングが考えられるが、複合化によるスペースや設備の共有化のメリットが大きいと考えられる「①同棟」を採用する。

<ゾーニングのパターン【複合化パターン③】>



<評価>

項目	評価基準	①	②
機能連携・利用者の利便性	・機能間の連携のしやすさ ・利用目的が複数の機能に及ぶ場合の利用者の利便性	◎	○
施設管理	・施錠や機械警備等のセキュリティ管理、各種設備の維持管理のしやすさ	○	△
スペース・設備の効率性	・スペースや設備（相談室、トイレ、階段、EV等）の共有化による効率性	◎	△
プライバシー	・利用者（特に、秘匿性の高い一時保護所）のプライバシー確保のしやすさ	○	◎

※ゾーニングの各パターンを比較した場合の相対評価

オ. 敷地面積

3, 575 m² (A+B+C)

<積算内訳>

A. 建築面積 . . . 2, 000 m²

施設規模及び建物の階数等から算出

3, 600 m² ÷ 2階 = 1, 800 m² + 200 m² (採光等を考慮した必要
想定面積)

= 2, 000 m²

B. 駐車場敷地 . . . 775 m²

(想定条件)

- ・ 児相の公用車用及び児童相談所の利用者用駐車場は、複合施設に付設することを想定し、必要スペースを複合施設の敷地面積に含める。
- ・ 関連機能の窓口の利用者用駐車場は、鴨池公園駐車場を含め他の敷地を確保することを想定し、複合施設の敷地面積には含めない。

(算出根拠)

- ・ 駐車台数 . . . 軽自動車または普通自動車31台

<内訳>

	想定駐車台数	想定駐車台数の考え方	(参考) 現行駐車台数
児童相談所	公用車 (軽・普通) 6台	県中央児相を参考	6台
	利用者 (軽・普通) 25台		25台
関連機能の窓口	なし	児相公用車を利用	—

- ・ 敷地面積 . . . 775 m²

軽・普通 : 31台 × 25 m² = 775 m²

C. その他敷地 . . . 800 m²

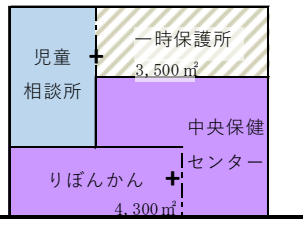
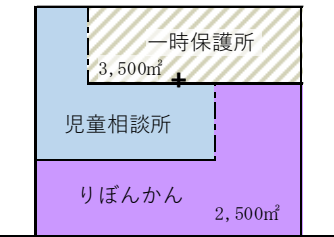

駐車場の通路や滞留スペース、中央保健センターの健診時の大型車駐車スペース、歩行者用通路、建物の周囲など

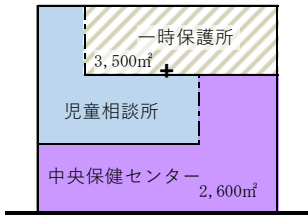
カ. 建物配置

北側配置 ※複合化パターン①-1と同じ

(2) 複合化パターンの整理

複合化パターンは、(1) に記載した5つのパターンとし、その条件は下表のとおり。

	複合化パターン①-1	複合化パターン①-2
ア. 施設構成	児相（一時保護所含む） +りぼんかん（移転） +中央保健センター（移転）	児相（一時保護所含む） +りぼんかん（移転）
イ. 機能の内容	○児童相談所（一時保護所含む） ・児童相談所及び一時保護所の機能 ・子ども家庭総合支援拠点の機能 ○りぼんかん ・現行の機能を維持（将来の利用見込み等を踏まえ、適切な施設規模等を検討する。） ○中央保健センター ・現行の機能を維持（将来の利用見込み等を踏まえ、適切な施設規模等を検討する。）	○児童相談所（一時保護所含む） ・児童相談所及び一時保護所の機能 ・子ども家庭総合支援拠点の機能 ○りぼんかん ・現行の機能を維持（将来の利用見込み等を踏まえ、適切な施設規模等を検討する。）
ウ. 施設規模 （延床面積）	7,800㎡（A+B+C） A. 児相（一時保護所含む） 3,500㎡ B. りぼんかん 2,100㎡ C. 中央保健センター 2,200㎡	6,000㎡（A+B） A. 児相（一時保護所含む） 3,500㎡ B. りぼんかん 2,500㎡
エ. フロア配置	同フロア複数機能配置（3階建て） 	同フロア複数機能配置（3階建て） 
オ. 敷地面積	5,936㎡（A+B+C+D） A. 建築面積 3,000㎡ B. 駐車場敷地 1,036㎡ C. りぼんかん屋外ひろば敷地 400㎡ D. その他敷地 1,500㎡	4,500㎡（A+B+C+D） A. 建築面積 2,400㎡ B. 駐車場敷地 800㎡ C. りぼんかん屋外ひろば敷地 400㎡ D. その他敷地 900㎡
カ. 建物配置	【北側配置】 	

複合化パターン①-3	複合化パターン②	複合化パターン③
<p>児相（一時保護所含む） +中央保健センター（移転）</p>	<p>児相（一時保護所含む） +子育て支援機能を有する施設（新設） +母子保健機能を有する施設（新設）</p>	<p>児相（一時保護所含む） +関連機能の窓口（子育て支援機能・母子保健機能以外の一部窓口機能を追加）</p>
<p>○児童相談所（一時保護所含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所及び一時保護所の機能 ・子ども家庭総合支援拠点の機能 <p>○中央保健センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の機能を維持（将来の利用見込み等を踏まえ、適切な施設規模等を検討する。） 	<p>○児童相談所（一時保護所含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所及び一時保護所の機能 ・子ども家庭総合支援拠点の機能 <p>○子育て支援機能及び母子保健機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点の機能（親子つどいの広場と同程度） ・子育て世代包括支援センターの機能（母子保健事業、子育て支援事業を除く） 	<p>○児童相談所（一時保護所含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所及び一時保護所の機能 ・子ども家庭総合支援拠点の機能 <p>○子育て支援機能・母子保健機能以外の関連機能</p>
<p>6,100 m²（A+B）</p> <p>A. 児相（一時保護所含む） 3,500 m²</p> <p>B. 中央保健センター 2,600 m²</p>	<p>4,200 m²（A+B）</p> <p>A. 児相（一時保護所含む） 3,500 m²</p> <p>B. 子育て支援施設+母子保健機能施設 700 m²</p>	<p>3,600 m²（A+B）</p> <p>A. 児相（一時保護所含む） 3,500 m²</p> <p>B. 関連機能の窓口 100 m²</p>
<p>同フロア複数機能配置（3階建て）</p> 	<p>同フロア複数機能配置（2階建て）</p> 	<p>同フロア複数機能配置（2階建て）</p> 
<p>4,711 m²（A+B+C）</p> <p>A. 建築面積 2,400 m²</p> <p>B. 駐車場敷地 1,011 m²</p> <p>C. その他敷地 1,300 m²</p>	<p>4,125 m²（A+B+C）</p> <p>A. 建築面積 2,400 m²</p> <p>B. 駐車場敷地 825 m²</p> <p>C. その他敷地 900 m²</p>	<p>3,575 m²（A+B+C）</p> <p>A. 建築面積 2,000 m²</p> <p>B. 駐車場敷地 775 m²</p> <p>C. その他敷地 800 m²</p>
<p>【北側配置】</p> 		

3.3 比較評価項目の設定

3.3.1 比較評価項目と評価基準等

- ・各施設を取り巻く現状や、他都市の動向・事例、本市施設の利用状況を踏まえ、以下を比較評価項目とし、それぞれ比較分析するための評価に用いる指標等とその評価基準を設定した。
- ・全ての比較評価項目について、可能な限り数値等の客観的データを根拠に比較評価を行った。

比較評価項目		評価内容
A 関連機能 の連携効 果	A-1 児童相談所と子育て支援 機能を有する併設施設の 連携効果	・児童相談所と子育て支援機能を有する併設施設の それぞれの連携効果の有無や大小を比較評価
	A-2 児童相談所と母子保健機 能を有する併設施設の連 携効果	・児童相談所と母子保健機能を有する併設施設のそ れぞれの連携効果の有無や大小を比較評価
	A-3 子育て支援機能を有する 併設施設と母子保健機能 を有する併設施設の連携 効果	・子育て支援機能を有する併設施設と母子保健機能 を有する併設施設のそれぞれの連携効果の有無や 大小を比較評価

評価に用いる指標等

- りぼんかんの利用者アンケート結果から、りぼんかんなどの子育て支援機能を有する施設利用者の、児童相談所の潜在的な利用ニーズを推計する。(=複合施設内において、児童相談所につなぐ可能性のある相談件数)
- 「子どもや子育てに関する悩みや不安として、どのようなことを感じたことがありますか。」の問に対して、下記の項目を回答した数
- ・子どもの知能・言語・療育・障害に関すること
 - ・家庭の養育環境、経済問題に関すること
- 「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特に利用して良かったと思う点」として、下記の項目を回答した数
- ・子どもの育ちに関して個別の相談や専門的な相談を受けられた
 - ・保健センターやその他の専門的相談が受けられる機関へ繋いでもらった
- 「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特にもっと充実したほうが良いと思う点」として、下記の項目を回答した数
- ・相談だけでなく、実際に必要な支援やサービスにつながるよう、総合的な支援をしてほしい
- 中央保健センターの利用者アンケート結果から、中央保健センターなどの母子保健機能を有する施設利用者の、児童相談所の潜在的な利用ニーズを推計する。(=複合施設内において、児童相談所につなぐ可能性のある相談件数)
- 「子どもや子育てに関する悩みや不安として、どのようなことを感じたことがありますか。」の問に対して、下記の項目を回答した数
- ・子どもの知能・言語・療育・障害に関すること
 - ・家庭の養育環境、経済問題に関すること
- 「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特にもっと充実したほうが良いと思う点」として、下記の項目を回答した数
- ・相談だけでなく、実際に必要な支援やサービスにつながるよう、総合的な支援をしてほしい
- ケアプラン（支援プラン）の策定数、経路別通報件数
- 中央保健センターにおけるケアプラン策定数
- 児童虐待通報の内、中央保健センターからの通報（情報提供）件数
- 要保護児童対策地域協議会の支援ケースについて、中央保健センターが関わるケース数及び個別ケース検討会議等開催数
- 中央保健センターが関わるケース数
- 中央保健センターが関わる個別ケース検討会議及び実務者会議の開催数
- 利用者アンケート結果から、複合施設内の子育て支援機能を有する施設と母子保健機能を有する施設の利用者の、両施設相互の潜在的な利用ニーズを推計する。(=両施設間でつなぐ可能性のある相談件数)
- りぼんかん利用者で「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特に利用して良かったと思う点」として、下記の項目を回答した数
- ・子どもの育ちに関して個別の相談や専門的な相談を受けられた
 - ・保健センターやその他の専門的相談が受けられる機関へ繋いでもらった
- 中央保健センター利用者のうち、「子育てに強い不安や悩みを感じた場合、どのような相談窓口であれば、相談しようと思う、または比較的相談しやすいと思うか」の問に対して、下記の項目を回答した数
- ・健診や相談を受ける間や前後で子どもを遊ばせる場や預けられる場がほしい

比較評価項目		評価内容
B 施設管理・ 運用	B-1 施設共用等による効率化	・延床面積 100 m ² 当たりの利用者見込み数を比較評価
	B-2 利用者プライバシー確保 上の課題	・利用者プライバシーの確保の上で、構造や動線への配慮の必要性の課題の大きさを比較評価
	B-3 利便性	・利用者の施設利用の利便性を比較評価
C コスト	C-1 イニシャルコスト	・イニシャル・ランニングのコストそれぞれを比較評価 ・活用可能な財源も積算 ・その他課題も評価
	C-2 ランニングコスト	
D 交通アクセス	D-1 交通利便性の向上	・既存施設の移転等に伴う、交通の便の良し悪しを比較評価

評価基準

複合化パターン同士を比較した場合の相対評価（交通アクセスについては、既存施設との比較）

◎…大きく優れている。

○…やや優れている。

△…やや劣る。

×…大きく劣っている。

評価に用いる指標等
<p>■利用者数等の見込みから、延床面積 100 ㎡あたりの利用者数を推計する。</p> <p>○延床面積 100 ㎡当たり利用者数</p>
<p>■児童相談所及び一時保護所以外を利用する利用者数</p> <p>○児童相談所及び一時保護所以外を利用する利用者数</p>
<p>■利用者のうち、1 階フロアを利用する利用者の割合</p> <p>○施設全体の利用者のうち、1 階フロアを利用する利用者の割合</p>
<p>■イニシャルコスト</p> <p>○建築費用（業者DBに基づき算出した標準的な費用）</p> <p>○駐車場整備費用（りぼんかん等併設施設の利用者駐車場と、現在の鴨池公園駐車場の駐車台数を確保するため、鴨池公園駐車場を立体駐車場化すると仮定した場合の費用、類似の整備工事の額を参考に算出）</p> <p>○財源（起債に対する特別交付税・普通交付税、補助金）</p> <p>○りぼんかん、中央保健センターを移転しない複合化パターンでは、両施設の将来的な建て替え費用は計算に算入しない。</p>
<p>■ランニングコストについて、児童相談所単体施設・りぼんかん・中央保健センターの3施設の運営費合計額を基準とした場合の増減額を複合化パターンごとに推計する。（推計期間は、R 4（2022）年に竣工したと仮定し、りぼんかんが建替（築70年）を迎えるR32（2050）年までの29年間）</p> <p>○人件費（正規職員：8,000千円/人、会計年度任用職員〔旧嘱託職員〕：4,000千円/人）</p> <p>○光熱水費（既存施設の実績を参考に2,000円/㎡で算出）</p> <p>○維持補修費（財団法人建築保全センターのLCCデータベースに基づく平均的な費用）</p> <p>○その他課題（本市公共施設等総合管理計画の考え方との整合性）</p> <p>○りぼんかん、中央保健センターを移転する複合化パターンでは、移転後の既存施設の解体費用や維持管理費用は計算に算入しない。</p>
<p>■りぼんかん、中央保健センターの交通の利便性の変化</p> <p>○1日あたり公共交通機関の便数等（バス・市電の最寄りの停留所における便数、最寄りの停留所からの各施設までの所要時間）</p> <p>○利用者駐車場の集約効果（集約後の駐車場台数）</p>

4 分析・整理

4.1 複合化パターンの比較

複合化パターンの比較分析結果について、一覧表を掲載する。

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1	
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター	
大項目	小項目	指標	推計方法等		
A 関連機能の連携効果	A-1 児童相談所と子育て支援機能を有する併設施設の連携効果	【利用者アンケート結果】 アンケート結果から、りぼんかんなどの子育て支援機能を有する施設利用者の、児童相談所の潜在的な利用ニーズを推計する。(=複合施設内において、児童相談所につなぐ可能性のある相談件数)			
		(1)りぼんかん利用者のうち、「子どもや子育てに関する悩みや不安として、どのようなことを感じたことがありますか。」(※複数回答可)の問に対して、下記の項目を回答した数			
		子どもの知能・言語・療育・障害に関すること	・回答数 512 件中 92 件 (=18.0%) ・回答者数 281 人 【推計】年間利用者数×512/281×18.0% ※年間利用者数=H30実績(コロナの影響を考慮) りぼんかん: 114,575 人 複合化パターン②の子育て支援機能: 43,594 人 (親子つどいの広場4か所の平均利用者数)		37,577 件
					114,575×512/281×18.0%
		家庭の養育環境、経済問題に関すること	・回答数 512 件中 19 件 (=3.7%) ・回答者数 281 人 【推計】年間利用者数×512/281×3.7% ※年間利用者数は上記と同じ。		7,724 件
					114,575×512/281×3.7%
		(2)りぼんかん利用者で「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特に利用して良かったと思う点」(※複数回答可)として、下記の項目を回答した数			
		子どもの育ちに関して個別の相談や専門的な相談を受けられた	・回答数 96 件中 22 件 (=22.9%) ・回答者数 79 人 【推計】年間相談件数×96/79×22.9% ※年間相談件数=H30実績(コロナの影響を考慮) りぼんかん: 2,726 件 複合化パターン②の子育て支援機能: 1,328 件 (親子つどいの広場4か所の平均相談件数)		759 件
			2,726×96/79×22.9%		
保健センターやその他の専門的相談が受けられる機関へつないでもらえた	・回答数 96 件中 1 件 (=3.7%) ・回答者数 79 人 【推計】年間相談件数×96/79×3.7% ※年間相談件数は上記と同じ。		123 件		
			2,726×96/79×3.7%		

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
【利用者アンケート結果】 アンケート結果から、りぼんかんなどの子育て支援機能を有する施設利用者の、児童相談所の潜在的な利用ニーズを推計する。（＝複合施設内において、児童相談所につなぐ可能性のある相談件数）			
(1)りぼんかん利用者のうち、「子どもや子育てに関する悩みや不安として、どのようなことを感じたことがありますか。」（※複数回答可）の問に対して、下記の項目を回答した数			
37,577 件	×	14,298 件	×
114,575 × 512/281 × 18.0%		43,594 × 512/281 × 18.0%	
7,724 件	×	2,939 件	×
114,575 × 512/281 × 3.7%		43,594 × 512/281 × 3.7%	
(2)りぼんかん利用者で「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特に利用して良かったと思う点」（※複数回答可）として、下記の項目を回答した数			
759 件	×	370 件	×
2,726 × 96/79 × 22.9%		1,328 × 96/79 × 22.9%	
123 件	×	60 件	×
2,726 × 96/79 × 3.7%		1,328 × 96/79 × 3.7%	

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター
大項目	小項目	指標	推計方法等	
A 関連機能の連携効果	A-1 児童相談所と子育て支援機能を有する併設施設の連携効果	【利用者アンケート結果】 アンケート結果から、りぼんかんなどの子育て支援機能を有する施設利用者の、児童相談所の潜在的な利用ニーズを推計する。(=複合施設内において、児童相談所につなぐ可能性のある相談件数)		
		(3)りぼんかん利用者で「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特にもっと充実したほうが良いと思う点」(※複数回答可)として、下記の項目を回答した数		
		相談だけでなく、実際に必要な支援やサービスにつながるよう、総合的な支援をしてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・回答数 101 件中 20 件 (=19.8%) ・回答者数 79 人 【推計】 年間相談件数 × 101/79 × 19.8% ※年間相談件数は (2) と同じ。	690 件
				2,726 × 101/79 × 19.8%
評価				○

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
【利用者アンケート結果】 アンケート結果から、りぼんかんなどの子育て支援機能を有する施設利用者の、児童相談所の潜在的な利用ニーズを推計する。（=複合施設内において、児童相談所につなぐ可能性のある相談件数）			
(3)りぼんかん利用者で「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特にもっと充実したほうが良いと思う点」（※複数回答可）として、下記の項目を回答した数			
690 件	×	336 件	×
$2,726 \times 101/79 \times 19.8\%$		$1,328 \times 101/79 \times 19.8\%$	
○	×	△	×

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1	
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター	
大項目	小項目	指標	推計方法等		
A 関連機能の連携効果	A-2 児童相談所と母子保健機能を有する併設施設の連携効果	【利用者アンケート結果】 アンケート結果から、中央保健センターなどの母子保健機能を有する施設利用者の、児童相談所の潜在的な利用ニーズを推計する。(=複合施設内において、児童相談所につなぐ可能性のある相談件数)			
		(1) 中央保健センター利用者のうち、「子どもや子育てに関する悩みや不安として、どのようなことを感じたことがありますか。」(※複数回答可)の問に対して、下記の項目を回答した数(=児童相談所につなぐ可能性がある相談を抱える利用者の数)			
		子どもの知能・言語・療育・障害の相談件数	<ul style="list-style-type: none"> ・回答数 260 件中 44 件 (=16.9%) ・回答者数 214 人 【推計】 年間利用者数 × 260/214 × 16.9% ※年間利用者数=H30 実績(コロナの影響を考慮) 中央保健センター: 10,279 件 (母子関係利用者数) 複合化パターン②の母子保健機能: 571 件 (10,279 × 4/72 [想定職員数/中央 HC 職員数])	2,111 件	10,279 × 260/214 × 16.9%
		家庭の養育環境、経済問題の相談件数	<ul style="list-style-type: none"> ・回答数 260 件中 9 件 (=3.5%) ・回答者数 214 人 【推計】 年間利用者数 × 260/214 × 3.5% ※年間利用者数は上記と同じ。	437 件	10,279 × 260/214 × 3.5%
		(2) 中央保健センター利用者で「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特にもっと充実したほうが良いと思う点」(※複数回答可)として、下記の項目を回答した数			
		相談だけでなく、実際に必要な支援やサービスにつながるよう、総合的な支援をしてほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・回答数 20 件中 3 件 (=15.0%) ・回答者数 21 人 【推計】 年間相談数 × 20/21 × 15.0% ※年間相談数=H30 実績(コロナの影響を考慮) 中央保健センター: 4,072 件 (母子関係相談件数) 複合化パターン②の母子保健機能: 226 件 (4,072 × 4/72 [想定職員数/中央 HC 職員数])	582 件	4,072 × 20/21 × 15.0%

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
【利用者アンケート結果】 アンケート結果から、中央保健センターなどの母子保健機能を有する施設利用者の、児童相談所の潜在的な利用ニーズを推計する。（=複合施設内において、児童相談所につなぐ可能性のある相談件数）			
(1)中央保健センター利用者のうち、「子どもや子育てに関する悩みや不安として、どのようなことを感じたことがありますか。」（※複数回答可）の問に対して、下記の項目を回答した数（=児童相談所につなぐ可能性がある相談を抱える利用者の数）			
×	2,111 件	117 件	×
	$10,279 \times 260/214 \times 16.9\%$	$571 \times 260/214 \times 16.9\%$	
×	437 件	24 件	×
	$10,279 \times 260/214 \times 3.5\%$	$43,594 \times 512/281 \times 3.7\%$	
(2)中央保健センター利用者で「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特にもっと充実したほうが良いと思う点」（※複数回答可）として、下記の項目を回答した数			
×	582 件	32 件	×
	$4,072 \times 20/21 \times 15.0\%$	$226 \times 20/21 \times 15.0\%$	

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1	
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター	
大項目	小項目	指標	推計方法等		
A 関連機能の連携効果	A-2 児童相談所と母子保健機能を有する併設施設の連携効果	【ケアプラン（支援プラン）の策定数、経路別通報件数】			
		(1) 中央保健センターにおけるケアプラン策定数	・ 472 件 (R2 実績)		472 件
		(2) 児童虐待通報の内、中央保健センターからの通報（情報提供）件数	・ 9 件 (R2 実績)		9 件
		【要保護児童対策地域協議会の支援ケースについて、中央保健センターが関わるケース数及び個別ケース検討会議等開催数】			
		(1) 中央保健センターが関わるケース数	・ 88 件 (R2 実績) ※中央保健センター管轄内の未就学児のケース数		88 件
		(2) 中央保健センターが関わる個別ケース検討会議及び実務者会議の開催数	・ 179 件 (R2 実績) ※中央保健センター管内の未就学児のケースについて 支援方針等を検討した会議の開催数 個別ケース検討会議：延 91 件 実務者会議：延 88 件		179 件
		評価			○

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
【ケアプラン（支援プラン）の策定数、経路別通報件数】			
×	472 件	×	×
×	9 件	×	×
【要保護児童対策地域協議会の支援ケースについて、中央保健センターが関わるケース数及び個別ケース検討会議等開催数】			
×	88 件	×	×
×	179 件	×	×
×	○	△	×

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1		
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター		
大項目	小項目	指標	推計方法等			
A 関連機能の連携効果	A-3 子育て支援機能を有する併設施設と母子保健機能を有する併設施設の連携効果	【利用者アンケート結果】 複合施設内の子育て支援機能を有する施設と母子保健機能を有する施設の利用者の、両施設相互の潜在的な利用ニーズを推計する。(=両施設間でつなぐ可能性のある相談件数)				
		(1)りぼんかん利用者で「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特に利用して良かったと思う点」(※複数回答可)として、下記の項目を回答した数 【再掲】				
		子どもの育ちに関して個別の相談や専門的な相談を受けられた	<ul style="list-style-type: none"> ・回答数 96 件中 22 件 (=22.9%) ・回答者数 79 人 【推計】年間相談件数×96/79×22.9% ※年間相談件数=H30実績(コロナの影響を考慮) りぼんかん：2,726件 複合化パターン②の子育て支援機能：1,328件 (親子つどいの広場4か所の平均相談件数)	759件		
		保健センターやその他の専門的相談が受けられる機関へつないでもらえた	<ul style="list-style-type: none"> ・回答数 96 件中 1 件 (=3.7%) ・回答者数 79 人 【推計】年間相談件数×96/79×3.7% ※年間相談件数は上記と同じ。	123件		
		(2)中央保健センター利用者のうち、「子育てに強い不安や悩みを感じた場合に、どのような相談窓口であれば、相談しようと思う、または比較的相談しやすいと思うか」(※複数回答可)の問に対して、下記の項目を回答した数				
		健診や相談を受ける間や前後で子どもを遊ばせる場や預けられる場がほしい	<ul style="list-style-type: none"> ・回答数 344 件中 110 件 (=32.0%) ・回答者数 214 人 【推計】年間利用者数×344/214×32.0% ※年間利用者数=H30実績(コロナの影響を考慮) 中央保健センター：10,279人(母子関係) 複合化パターン②の母子保健機能：571件 (10,279×4/72[想定職員数/中央HC職員数])	5,287件		
				2,726×96/79×22.9%		
				2,726×96/79×3.7%		
				10,279×344/214×32.0%		
評価				○		

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
【利用者アンケート結果】 複合施設内の子育て支援機能を有する施設と母子保健機能を有する施設の利用者の、両施設相互の潜在的な利用ニーズを推計する。（＝両施設間でつなぐ可能性のある相談件数）			
(1)りぼんかん利用者で「子どもや子育てに関する相談、情報収集の場所として利用したことがある」と回答した利用者のうち、「特に利用して良かったと思う点」（※複数回答可）として、下記の項目を回答した数【再掲】			
×	×	370 件	×
		$1,328 \times 96/79 \times 22.9\%$	
×	×	60 件	×
		$1,328 \times 96/79 \times 3.7\%$	
(2)中央保健センター利用者のうち、「子育てに強い不安や悩みを感じたときに、どのような相談窓口であれば、相談しようと思う、または比較的相談しやすいと思うか」（※複数回答可）の問に対して、下記の項目を回答した数			
×	×	294 件	×
		$571 \times 344/214 \times 32.0\%$	
×	×	△	×

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1	
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター	
大項目	小項目	指標	推計方法等		
B 施設管 理・運 用	B-1 施設共 用等に よる効 率化	【延床面積 100 m ² あたりの利用者数の見込み】 利用者数等の見込みから、延床面積 100 m ² あたりの利用者数を推計する。			
		延床面積 100 m ² 当たり利用者数 の見込み	・利用者数 本市児相：2,297人（県中央児相 H30 実績を人口比で 換算） りぼんかん：114,575人（H30 実績） 中央保健センター：22,938人（H30 実績） 合計：139,810人 【推計】139,810人×100 m ² /延床面積 ※パターン①-1以外の延床面積には、既存施設分も 含む。	1,792人 /100 m ²	139,810×100/7,800
		評価			◎
B 施設管 理・運 用	B-2 利用者 プライ バシー 確保上 の課題	【児童相談所及び一時保護所以外を利用する利用者数】			
		利用者数見込み	児童相談所及び一時保護所以外を利用する利用者数 りぼんかん：114,575人（H30 実績） 中央保健センター：22,938人（H30 実績） 複合化パターン②の子育て支援機能：43,594人 （親子つどいの広場4か所の平均利用者数） 母子保健機能：571人 （10,279×4/72 [想定職員数/中央 HC 職員数]） 複合化パターン③の利用者：571人 （複合化パターン②の母子保健機能と同数想定）	137,513人	
		評価			△

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
【延床面積 100 m ² あたりの利用者数の見込み】 利用者数等の見込みから、延床面積 100 m ² あたりの利用者数を推計する。			
1,532 人/100 m ²	1,610 人/100 m ²	1,411 人/100 m ²	1,502 人/100 m ²
139,810 × 100/9,126	139,810 × 100/8,682	139,810 件 × 100/9,908	139,810 件 × 100/9,308
△	○	×	△
【児童相談所及び一時保護所以外を利用する利用者数】			
114,575 人	22,938 人	44,165 人	571 人
△	○	○	◎

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1	
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター	
大項目	小項目	指標	推計方法等		
B 施設管 理・運 用	B-3 利便性	【利用者のうち、1階フロアを利用する利用者の割合】			
		利用者のうち、 1階フロアを利 用する利用者の 割合	<ul style="list-style-type: none"> 施設全体の利用者のうち、低層階を利用者が利用する割合 児相：2,297件（県中央児相 H30 実績を人口比で換算） 一時保護所：1,530人（県中央児相 H30 実績を人口比で換算） りぼんかん：114,575人（H30 実績） 中央保健センター：22,938人（H30 実績） 複合化パターン②の子育て支援機能：43,594人（親子つどいの広場4か所の平均利用者数） 母子保健機能：571人 (10,279 × 4/72 [想定職員数/中央 HC 職員数]) 複合化パターン③の利用者：571人 (複合化パターン②の母子保健機能と同数想定) 	59.5%	
				1階：59.5% 2階：39.3% 3階：1.2%	
評価				△	

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 + りぼんかん	児童相談所 + 中央保健センター	児童相談所 + 子育て支援機能を有する施設 + 母子保健機能を有する施設	児童相談所 + 関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
【利用者のうち、1階フロアを利用する利用者の割合】			
65.6%	71.1%	50.0%	58.8%
1階：65.6% 2階：17.1% 3階：0.9%	1階：71.1% 2階：23.6% 3階：5.3%	1階：50.0% 2階：50.0%	1階：58.8% 2階：41.2%
○	◎	×	△

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター
大項目	小項目	指標	推計方法等	
C コスト	C-1 イニシ ヤルコ スト	【概算コスト】		
		(1) 建築費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者DBに基づき算出した標準的な費用（消費税込み） ・ 複合化パターンごとの条件設定で整理した施設規模や構造等に基づき算出 ・ 屋根や外壁、内壁等の仕上げは標準的なものを想定 ・ 給排水工事には、インフラ引き込みのための費用を含む。 ・ りぼんかん、中央保健センターを移転しない複合化パターンでは、両施設の将来的な建て替え費用は計算に算入しない。 	<p style="text-align: center;">40.5 億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・外構工事 26.2 億円 ・ 電気・非常用発電 5.0 億円 ・ 空調・給排水 8.2 億円 ・ 昇降機設備 1.1 億円
		(2) 駐車場整備費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ りぼんかん等併設施設の利用者駐車場と、現在の鴨池公園駐車場の駐車台数を確保するため、鴨池公園駐車場を立体駐車場化すると仮定した場合の費用を推計 <p>【推計】必要台数×1台あたりの整備費用</p> <p>※必要台数</p> <p style="padding-left: 20px;">りぼんかん：113台（現行と同じ）</p> <p style="padding-left: 20px;">中央保健センター：54台（現行と同じ）</p> <p style="padding-left: 20px;">複合化パターン②の子育て支援機能・母子保健機能を有する施設：44台（りぼんかんを参考に推計）⇒ 113台（りぼんかん駐車台数）</p> <p style="padding-left: 40px;">÷114,571人（りぼんかん利用者数）</p> <p style="padding-left: 40px;">×44,165人（併設施設利用者数見込み）</p> <p style="padding-left: 20px;">鴨池公園駐車場：普通361台、大型20台（現行と同じ。ただし大型20台は、敷地内の平面部に確保するため整備費用は積算しない）</p> <p>※1台あたりの整備費用</p> <p style="padding-left: 20px;">2,000千円（類似の立体駐車場整備工事を参考に算出）</p>	<p style="text-align: center;">10.6 億円</p> <p style="text-align: center;">(113+54+361) × 2,000</p>
(3) 総合計	・ (1) ~ (2) の合計	<p style="text-align: center;">51.1 億円</p> <p style="text-align: center;">40.5+10.6</p>		

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
【概算コスト】			
30.3 億円	31.6 億円	22.3 億円	19.3 億円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・外構工事 19.3 億円 ・ 電気・非常用発電 3.8 億円 ・ 空調・給排水 6.1 億円 ・ 昇降機設備 1.1 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・外構工事 20.1 億円 ・ 電気・非常用発電 4.0 億円 ・ 空調・給排水 6.4 億円 ・ 昇降機設備 1.1 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・外構工事 14.1 億円 ・ 電気・非常用発電 3.0 億円 ・ 空調・給排水 4.5 億円 ・ 昇降機設備 0.7 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築・外構工事 12.0 億円 ・ 電気・非常用発電 2.6 億円 ・ 空調・給排水 4.0 億円 ・ 昇降機設備 0.7 億円
9.5 億円	8.3 億円	8.1 億円	7.2 億円
$(113+361) \times 2,000$	$(54+361) \times 2,000$	$(44+361) \times 2,000$	$361 \times 2,000$
39.8 億円	39.9 億円	30.4 億円	26.5 億円
$30.3+9.5$	$31.6+8.3$	$22.3+8.1$	$19.3+7.2$

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1	
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター	
大項目	小項目	指標	推計方法等		
C コスト	C-1	【概算コスト】			
	イニシャルコスト	(4)財源（歳入額）	<ul style="list-style-type: none"> ・(3)に係る財源内訳 ・(4)'には、補助金のほか、市債に対する交付税措置（基準財政需要額への算入額）を記載 ・児相、一時保護所は「次世代育成支援対策交付金」と「施設整備事業債」を活用 ・りぼんかん、中央保健センターは「次世代育成支援対策交付金」と「公共施設等適正管理推進事業債」を活用 （同事業債はR3年度までの時限措置だが、R4年度以降の継続を中核市市長会で要望中） ・パターン②の子育て支援機能及び母子保健機能は「地域活性化事業債」を活用 ・立駐整備費用は「社会資本整備総合交付金」と「公共事業等債」を活用 	財源内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 9.3億円 ・市債 38.0億円 ・一般財源 3.8億円
		(5)差引額	・(3) - (4)'	(4)'	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金 9.3億円 ・特別交付税 7.5億円 ・普通交付税 12.4億円 <hr/> 29.2億円
				21.9億円	
評価				×	

パターン①-2		パターン①-3		パターン②		パターン③	
児童相談所 + かりぼんかん		児童相談所 + 中央保健センター		児童相談所 + 子育て支援機能を有する 施設 + 母子保健機能を有する施設		児童相談所 + 関連機能窓口	
評価根拠（推計結果等）							
【概算コスト】							
財 源 内 訳	・ 補助金 8.7 億円 ・ 市債 28.4 億円 ・ 一般財源 2.7 億円	・ 補助金 8.1 億円 ・ 市債 29.0 億円 ・ 一般財源 2.8 億円	・ 補助金 8.1 億円 ・ 市債 20.5 億円 ・ 一般財源 1.8 億円	・ 補助金 7.7 億円 ・ 市債 17.4 億円 ・ 一般財源 1.4 億円			
	・ 補助金 8.6 億円 ・ 特別交付税 7.3 億円 ・ 普通交付税 7.9 億円 <hr/> 23.8 億円	・ 補助金 8.1 億円 ・ 特別交付税 7.5 億円 ・ 普通交付税 8.2 億円 <hr/> 23.8 億円	・ 補助金 8.1 億円 ・ 特別交付税 7.7 億円 ・ 普通交付税 3.2 億円 <hr/> 19.0 億円	・ 補助金 7.7 億円 ・ 特別交付税 7.7 億円 ・ 普通交付税 2.2 億円 <hr/> 17.6 億円			
16.0 億円		16.1 億円		11.4 億円		8.9 億円	
△		△		○		◎	

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1	
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター	
大項目	小項目	指標	推計方法等		
C コスト	C-2 ランニングコスト	【人件費、光熱水費、維持補修費】			
		<ul style="list-style-type: none"> ランニングコストとして、人件費、光熱水費、維持補修費を推計し、現行のりぼんかん、中央保健センターを維持しつつ、児童相談所単体を新設した場合の合計コストとの比較で記載 期間は、R4（2022）年に竣工したと仮定し、りぼんかんが建替（築70年）を迎えるR32（2050）年までの29年間の累計で集計 りぼんかん、中央保健センターを移転する複合化パターンでは、移転後の既存施設の解体費用や維持管理費用は計算に算入しない。 			
		(1)人件費	<p>【推計】職員数×職員1人あたりの人件費</p> <p><職員数の考え方></p> <p>正規職員と会計年度任用職員〔旧嘱託職員〕の人数 （詳細は右記を参照）</p> <p>児相：基本構想・基本計画策定時の想定人数 りぼんかん：R3職員数 中央保健センター：R3職員数 パターン②の子育て支援機能：R3南部親子つどいの広場と同じ人数</p> <p>※パターン②の母子保健機能及びパターン③の関連窓口は現時点の想定人数</p> <p><職員1人あたりの人件費></p> <ul style="list-style-type: none"> 正規職員：8,000千円/人 会計年度任用職員〔旧嘱託職員〕：4,000千円/人 <p>※いずれも本市における標準的な想定額（共済費含む）</p>	±0億円	
		(2)光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> 現行施設実績等を参考に2,000円/㎡として算定 りぼんかん、中央保健センターは、築70年で規模を縮小して建替え、引き続き運営する場合の費用も含めて推計 	<p>△0.7億円</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合施設 2.5億円 既存施設 △3.2億円 	
(3)維持補修費	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人建築保全センターのLCCデータベースに基づく平均的な費用 りぼんかん、中央保健センターは、築70年で規模を縮小して建替え、引き続き運営する場合の費用も含めて推計 	<p>△7.2億円</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合施設 18.0億円 既存施設 △25.2億円 			

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
<p>【人件費、光熱水費、維持補修費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランニングコストとして、人件費、光熱水費、維持補修費を推計し、現行のりぼんかん、中央保健センターを維持しつつ、児童相談所単体を新設した場合の合計コストとの比較で記載 ・期間は、R4（2022）年に竣工したと仮定し、りぼんかんが建替（築70年）を迎えるR32（2050）年までの29年間の累計で集計 ・りぼんかん、中央保健センターを移転する複合化パターンでは、移転後の既存施設の解体費用や維持管理費用は計算に入れない。 			
±0 億円	±0 億円	+36.0 億円	+7.0 億円
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 87 （正規 66、会任 21） ・りぼんかん 25 （正規 4、会任 21） ・中央保健センター72 （正規 29、会任 43） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 87 （正規 66、会任 21） ・りぼんかん 25 （正規 4、会任 21） ・中央保健センター72 （正規 29、会任 43） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 87 （正規 66、会任 21） ・りぼんかん 25 （正規 4、会任 21） ・中央保健センター72 （正規 29、会任 43） ・子育て支援機能 14 （正規 11、会任 3） ・母子保健機能 4 （正規 2、会任 2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 87 （正規 66、会任 21） ・りぼんかん 25 （正規 4、会任 21） ・中央保健センター72 （正規 29、会任 43） ・関連窓口 4 （正規 2、会任 2）
±0 億円	△0.2 億円	+0.4 億円	+0.1 億円
<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設 1.5 億円 ・既存施設 △1.5 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設 1.5 億円 ・既存施設 △1.7 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設 0.4 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設 0.1 億円
△1.5 億円	△3.7 億円	+3.0 億円	+0.5 億円
<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設 9.5 億円 ・既存施設 △11.0 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設 10.6 億円 ・既存施設 △14.3 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設 3.0 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設 0.5 億円

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1	
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター	
大項目	小項目	指標	推計方法等		
C コスト	C-2 ランニングコスト	【人件費、光熱水費、維持補修費】			
		<ul style="list-style-type: none"> ランニングコストとして、人件費、光熱水費、維持補修費を推計し、現行のりぼんかん、中央保健センターを維持しつつ、児童相談所単体を新設した場合の合計コストとの比較で記載 期間は、R4（2022）年に竣工したと仮定し、りぼんかんが建替（築70年）を迎えるR32（2050）年までの29年間の累計で集計 りぼんかん、中央保健センターを移転する複合化パターンでは、移転後の既存施設の解体費用や維持管理費用は計算に算入しない。 			
		(4) 総合計	・(1)～(3)の合計		△7.9億円
	(5) その他課題	<ul style="list-style-type: none"> 「鹿児島市公共施設等総合管理計画」において、施設の目標耐用年数を70年とし、建替等については施設の長寿命化等を図ることとしており、同計画との整合性について整理する。 		<ul style="list-style-type: none"> りぼんかん、中央保健センターは建替時期を迎える前に移転することになる。 	
評価				○	

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
<p>【人件費、光熱水費、維持補修費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランニングコストとして、人件費、光熱水費、維持補修費を推計し、現行のりぼんかん、中央保健センターを維持しつつ、児童相談所単体を新設した場合の合計コストとの比較で記載 ・期間は、R4（2022）年に竣工したと仮定し、りぼんかんが建替（築70年）を迎えるR32（2050）年までの29年間の累計で集計 ・りぼんかん、中央保健センターを移転する複合化パターンでは、移転後の既存施設の解体費用や維持管理費用は計算に算入しない。 			
△1.5 億円	△3.9 億円	+39.4 億円	+7.6 億円
0-0-1.5	0-0.2-3.7	36.0+0.4+3.0	7.0+0.1+0.5
・りぼんかんは建替時期を迎える前に移転することになる。	・中央保健センターは建替時期を迎える前に移転することになる。	・りぼんかん、中央保健センターは引き続き活用できる。	・りぼんかん、中央保健センターは引き続き活用できる。
○	○	△	○

比較評価項目		評価に用いる指標		パターン①-1		
				児童相談所 +りぼんかん +中央保健センター		
大項目	小項目	指標	推計方法等			
D 交通ア クセス	D-1 交通の 利便性 の向上	【りぼんかん、中央保健センターの交通の利便性の変化】				
		1日あたり公共交通機関の便数等【りぼんかん】	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りのバス停・電停における1日あたりの便数及び最寄りのバス停・電停までの距離を比較 ・移転しない場合の中央保健センターの市電便数は2系統の合計 ・バス本数は市営・民営路線の合計 ・最寄りのバス停・電停 		<ul style="list-style-type: none"> ・市電（徒歩10分） 144便/日 ・バス（徒歩4分） 119便/日 	
		1日あたり公共交通機関の便数等【中央保健センター】	<ul style="list-style-type: none"> りぼんかん 市電：使用不可 → 鴨池電停 バス：りぼんかん前及び与次郎ヶ浜一丁目 → 鴨池市営プール前 中央保健センター 市電：郡元電停 → 鴨池電停 バス：鴨池→鴨池市営プール前 		<ul style="list-style-type: none"> ・市電（徒歩10分） 144便/日 ・バス（徒歩4分） 119便/日 	
		利用者駐車場の集約効果	<ul style="list-style-type: none"> ・りぼんかん、中央保健センター、鴨池公園駐車場の利用者による相互利用が可能と想定される駐車場台数 		528台	
						113+54+361
評価					◎	

パターン①-2	パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所 +りぼんかん	児童相談所 +中央保健センター	児童相談所 +子育て支援機能を有する施設 +母子保健機能を有する施設	児童相談所 +関連機能窓口
評価根拠（推計結果等）			
【りぼんかん、中央保健センターの交通の利便性の変化】			
・市電（徒歩10分） 144便/日 ・バス（徒歩4分） 119便/日	・市電 利用不可 ・バス りぼんかん前バス停 （徒歩1分） 10便/日 与次郎ヶ浜1丁目 バス停（徒歩7分） 70便/日	・市電 利用不可 ・バス りぼんかん前バス停 （徒歩1分） 10便/日 与次郎ヶ浜1丁目バス 停（徒歩7分） 70便/日	・市電 利用不可 ・バス りぼんかん前バス 停（徒歩1分） 10便/日 与次郎ヶ浜1丁目 バス停（徒歩7 分） 70便/日
・市電（徒歩1分） 291便/日 ・バス（徒歩3分） 89便/日	・市電（徒歩10分） 144便/日 ・バス（徒歩4分） 119便/日	・市電（徒歩1分） 291便/日 ・バス（徒歩3分） 89便/日	・市電（徒歩1分） 291便/日 ・バス（徒歩3分） 89便/日
474台	415台	0台	0台
113+361	54+361		
◎	◎	○	○

比較評価項目		パターン①-1	パターン①-2
		児童相談所（一時保護所含む） ＋りぼんかん（移転） ＋中央保健センター（移転）	児童相談所（一時保護所含む） ＋りぼんかん（移転）
大項目	小項目	評価	評価
A 関連機能 の連携効 果	A-1 児童相談所と子育て 支援機能を有する併設施設 の連携効果	○	○
	A-2 児童相談所と母子保 健機能を有する併設施設の 連携効果	○	×
	A-3 子育て支援機能を有 する併設施設と母子保健機 能を有する併設施設の連携 効果	○	×
B 施設管 理・運用	B-1 施設共用等による効 率化	◎	△
	B-2 利用者プライバシー 確保上の課題	△	△
	B-3 利便性	△	○
C コスト	C-1 イニシャルコスト	×	△
	C-2 ランニングコスト	○	○
D 交通アク セス	D-1 交通利便性の向上	◎	◎
◎		2	1
○		4	3
△		2	3
×		1	2

パターン①-3	パターン②	パターン③
児童相談所（一時保護所含む） +中央保健センター（移転）	児童相談所（一時保護所含む） +子育て支援機能を有する施設 （新設） +母子保健機能を有する施設（新設）	児童相談所（一時保護所含む） +関連機能窓口 （子育て支援機能・母子保健機能以外の一部窓口機能等を付加）
評価	評価	評価
×	△	×
○	△	×
×	△	×
○	×	△
○	○	◎
◎	×	△
△	○	◎
○	△	○
◎	○	○
2	0	2
4	3	2
1	4	2
2	2	3

比較評価項目		パターン①-1	パターン①-2
			<p>児童相談所（一時保護所含む） 十りぼんかん（移転） 十中央保健センター（移転）</p>
複合化パターン①-1の比較分析結果	A 関連機能の連携効果	<p>複合施設内における、児童相談所、りぼんかん、中央保健センターの連携した支援が求められる相談が多数見込まれ、連携効果が期待できる。</p>	<p>複合施設内における、児童相談所、りぼんかんの連携した支援が求められる相談が相当数見込まれ、一定の連携効果が期待できる。</p>
	B 施設管理・運用	<p>3施設を集約することにより施設の効率的な運用に効果が期待できる一方、施設間でのプライバシー確保やセキュリティ確保の面で一定の配慮が必要となる。</p>	<p>2施設を集約することにより施設の効率的な運用に一定の効果が期待できる一方、施設間でのプライバシー確保やセキュリティ確保の面で一定の配慮が必要である。</p>
	C コスト	<p>イニシャルコストは大きい。 ランニングコストは、3施設を集約することにより削減できるが、既存2施設は建替え時期を迎える前に移転することになる。</p>	<p>イニシャルコストはやや大きい。 ランニングコストは、2施設を集約することにより削減できるが、既存1施設は建替え時期を迎える前に移転することになる。</p>
	D 交通アクセス	<p>中央保健センターへの市電利用の利便性が低下するものの、りぼんかんへのバス利用の利便性が向上するほか、両施設への交通手段の約9割を占める自家用車利用が容易となり、交通アクセスの利便性の向上に効果が期待できる。</p>	<p>りぼんかんへのバス利用の利便性が向上するほか、同施設への交通手段の約9割を占める自家用車利用が容易となり、交通アクセスの利便性の向上に効果が期待できる。</p>
	まとめ	<p>メリットとしては、関連機能の連携効果が期待できるほか、ランニングコストを削減できる。 課題としては、プライバシー等確保のために一定の配慮を要するほか、イニシャルコストが大きい。 また、本市公共施設等総合管理計画の中で、建築物の面積削減など質・量の適正化を図るとともに、概ね70年で建替を行うなど長寿命化等を推進することとしており、りぼんかん及び中央保健センターを移転し、新たな施設を整備することについては、同計画との整合性について留意する必要がある。</p>	<p>メリットとしては、関連機能の一定の連携効果が期待できるほか、ランニングコストを削減できる。 課題としては、プライバシー等確保のために一定の配慮を要するほか、イニシャルコストがやや大きい。 また、本市公共施設等総合管理計画の中で、建築物の面積削減など質・量の適正化を図るとともに、概ね70年で建替を行うなど長寿命化等を推進することとしており、りぼんかんを移転し、新たな施設を整備することについては、同計画との整合性について留意する必要がある。</p>

パターン①-3	パターン②	パターン③
<p>児童相談所（一時保護所含む） ＋中央保健センター（移転）</p>	<p>児童相談所（一時保護所含む） ＋子育て支援機能を有する施設（新設） ＋母子保健機能を有する施設（新設）</p>	<p>児童相談所（一時保護所含む） ＋関連機能窓口 （子育て支援機能・母子保健機能 以外の一部窓口機能等を付加）</p>
<p>複合施設内における、児童相談所、中央保健センターの連携した支援が求められる相談が相当数見込まれ、一定の連携効果が期待できる。</p>	<p>複合施設内における、児童相談所、子育て支援機能を有する施設、母子保健機能を有する施設の連携した支援が求められる相談件数が見込まれ、ある程度の連携効果が期待できる。</p>	<p>児童相談所単体に近い施設となることから、他のパターンのような連携効果は期待できない。</p>
<p>2施設を集約することにより施設の効率的な運用に効果が期待でき、施設間でのプライバシー確保やセキュリティ確保は比較的容易である。</p>	<p>施設の効率的な運用については、他のパターンのような効果は期待できないが、施設間でのプライバシー確保やセキュリティ確保は比較的容易である。</p>	<p>施設の効率的な運用については、あまり効果は期待できないが、施設間でのプライバシー確保やセキュリティ確保は容易である。</p>
<p>イニシャルコストはやや大きい。 ランニングコストは、2施設を集約することにより削減できるが、既存1施設は建替え時期を迎える前に移転することになる。</p>	<p>イニシャルコストはやや小さい。 ランニングコストは、機能が重複する施設をそれぞれ維持することになるため大きくなるが、既存2施設は引き続き活用することになる。</p>	<p>イニシャルコストは小さい。 ランニングコストは、既存施設との集約を行わないことから削減できないが、既存2施設は引き続き活用することになる。</p>
<p>中央保健センターへの市電利用の利便性が低下するものの、同施設への交通手段の約9割を占める自家用車利用が容易となり、交通アクセスの利便性の向上に効果が期待できる。</p>	<p>りぼんかん、中央保健センターともに移転しないことから、両施設の交通アクセスの利便性に変化はない。</p>	<p>りぼんかん、中央保健センターともに移転しないことから、両施設の交通アクセスの利便性に変化はない。</p>
<p>メリットとしては、関連機能の一定の連携効果が期待できるほか、ランニングコストを削減できる。 課題としては、イニシャルコストがやや大きい。 また、本市公共施設等総合管理計画の中で、建築物の面積削減など質・量の適正化を図るとともに、概ね70年で建替を行うなど長寿命化等を推進することとしており、中央保健センターを移転し、新たな施設を整備することについては、同計画との整合性について留意する必要がある。</p>	<p>メリットとしては、関連機能の連携効果がある程度期待できるほか、プライバシーやセキュリティ確保が比較的容易である。 課題としては、りぼんかんや中央保健センターの近くに、機能が重複する施設を新たに整備することとなり、ランニングコストが大きい。</p>	<p>メリットとしては、イニシャルコストが小さいほか、プライバシーやセキュリティ確保が容易である。 課題としては、既存施設との集約によるランニングコストの削減ができない。</p>

4.2 分析・整理 まとめ

関連機能の連携効果については、児童相談所やりぼんかん、中央保健センター利用者の他の施設との相互利用の潜在的ニーズの推計などから、既存施設を移転して集約する複合化パターンの方が、より大きな効果が期待できると考えられる。

施設管理・運用面については、既存施設を移転して集約する複合化パターンの方が、諸室の共用化・廃止により、施設の効率的な運用が可能となるが、利用者が多くなることから、プライバシー確保への配慮が必要であり、入口や動線の区別などの配慮が求められる。一方、集約しない場合は諸室の共用化・廃止による効率化が図られないが、プライバシーの確保は容易である。

コスト面については、既存施設を移転して集約する複合化パターンの方が、インシヤルコストは大きくなるが、ランニングコストについては、長期的に見ると削減できる。ただし、建替え時期を迎える前に既存施設を移転することについては、本市が公共施設等総合管理計画において、「長寿命化の推進」を掲げ、目標耐用年数を70年としていることとの整合性に留意する必要がある。

一方、既存施設を移転しない複合化パターンでは、インシヤルコストは小さいが、ランニングコストは大きくなる。

交通アクセスについては、特にりぼんかんを移転する複合化パターンでは、利用者の交通アクセス向上のメリットがある。また、りぼんかん、中央保健センターともに利用者の大多数は自家用車を利用して来所されており、両施設を移転する複合化パターンでは、それぞれ現在の駐車場台数を維持しつつ、鴨池公園駐車場に集約することにより、相互利用が可能となり、利便性の向上につながる。

5 りぼんかん、中央保健センターの利用者団体からの意見聴取

りぼんかん、中央保健センターの利用者団体から、児童相談所との複合化に関する意見聴取を行った。その概要等は以下のとおりである。

1 意見聴取概要

- (1) 聴取期間 : 令和3年11月29日(金)～12月6日(月)
- (2) 聴取対象 : りぼんかん、中央保健センターを定期的に利用する利用団体の方
りぼんかん16団体、中央保健センター6団体
- (3) 聴取項目 : 各施設が児童相談所との複合施設となった場合の
①複合施設に期待することやメリット
②複合施設になった場合の課題
について意見聴取(自由記述)
- (4) 回答者数 : 合計 57人

りぼんかん	利用者	12人
中央保健センター	利用者	45人

2 主な意見 (※1人が複数回答されるケースもあったため、回答者数の合計は全回答者数と異なる。)

(1) 複合施設に期待すること、メリットなど

主な意見	回答割合 (回答者数/全回答者数)
①健診、相談、遊びや交流など、様々な子育てサービスを1か所で受けることができ、児童相談所も気軽に利用できる。	61.4% (35人/57人)
②交通の便が良くなる。	26.3% (15人/57人)
③施設やサービスが充実する。	26.3% (15人/57人)
④市立図書館・科学館など周辺施設もあわせて利用することができる。	19.3% (11人/57人)

(2) 複合施設になった場合の課題

主な意見	回答割合 (回答者数/全回答者数)
①駐車場の確保	49.1% (28人/57人)
②プライバシーの確保	24.6% (14人/57人)
③公共交通機関の便が不便になる。	21.1% (12人/57人)
④利用者数増による会議室等の確保、混雑への懸念がある。	15.8% (9人/57人)
⑤気軽に相談しやすい環境づくり、児童相談所との複合化への懸念がある。	7.0% (4人/57人)

6 鹿児島市児童相談所等複合施設検討委員会における意見

(気軽に相談ができる環境づくり)

- ・りぼんかんで遊ばせながら困ったことがあれば、児童相談所に相談できるような複合施設になれば、利用者にとってメリットが生まれるのではないかと。児童相談所を利用することを隠すのではなく共有、理解できる社会になれば、子育てしやすい環境づくりにつながる。
- ・りぼんかんの親しみやすさが気軽に相談できる雰囲気につながることはメリットである。
- ・子育てが楽しいと感じられる、子どもがのびのびと成長できる環境づくりができると良い。

(関係機関との連携)

- ・被虐待児童、知的・発達障害等のある子どもに対する支援については、関係機関、特に児童相談所に付加される子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター（各保健センター）の連携した対応が重要である。
- ・柏市では高校生以上の青少年を対象とした相談窓口を併設する予定。今回の複合化案では同様の相談窓口は入れる案はないが、今後、学校等との連携がますます重要となる中、絶えず情報交換をするなど、連携強化を図っていただきたい。
- ・市が持つ様々な子育て支援の資源を、子ども家庭総合支援拠点が中心となって有効活用していくことが大事な視点である。児童相談所と関連機能を結び付けるコーディネート力の強化について、今後、充実の方法を検討いただきたい。
- ・中央保健センターを併設・複合化した場合、他の保健センターとの連携も検討課題である。中央保健センターと他の保健センターで支援のつながりやすさに格差が生じないように検討する必要がある。

(気軽に利用できることとプライバシーの確保の両立)

- ・児童相談所の利用者は他の利用者に知られたくない人も多い。他の施設の利用者と出会わないよう動線や出入口を分ける等の配慮が重要である。
- ・施設によって機能や対象者が違い、アプローチの方法も異なるなど、それぞれ独自の役割もある。連携は強化する一方、単体の機能が損なわれないような距離感が大事である。
- ・プライバシー確保と複合化によるオープンな雰囲気づくりのバランスが重要である。

(ソフト面の検討)

- ・複合施設内において、連携をどう図るかコーディネート力が大事。また、複合施設外においても、今回の検討では複合化を検討しなかった他の機関とどう連携するか、県域レベルでの各機関との連携も見据えて具体的な検討を進めていただきたい。
- ・国においては、児童福祉法の改正により、児童相談所、一時保護所の第三者評価を努力義務としており、評価のガイドラインが示されたほか、全国において評価機関の設置も広がりつつあるなど、第三者評価の体制が整ってきている。本市が想定している児童相談所、一時保護所についてもガイドライン等に適合しているか改めて点検し、検討を進めてほしい。

(児童相談所の早期設置)

- ・スケジュールについて他市の基本計画策定から開設までの時期などを参考にすると、本市も何年後に設置されるか期待が高まる。設置時期については早く明確にしていきたい。
- ・現在、児童養護施設では、市内の虐待を受けた子どもを多く預かっており、県中央児童相談所と連携して支援を行っているが、本市児童相談所ができれば、さらに連携した支援が可能となり、大きな効果が期待できるので、早期設置をお願いしたい。
- ・本市の虐待の対応件数も大変多いので、鹿児島市が他の機能と併せて、虐待対応や子育て支援等の機能を充実されることは素晴らしいと考える。早期の実現を願っている。
- ・平成30年度の提言書の提出、令和元年度の基本構想・計画の策定、今年度は複合化の検討を行い、本市が目指す新しいタイプの児童相談所の具体像が固まったと思うので、ぜひ早期実現をお願いしたい。

(その他)

- ・県中央児童相談所では、管轄区域の広さという要因もあるが、業務に私有車を使用している状況もあるので、職員用駐車場の設置についても、そういう視点を持っておいた方がよい。

7 報告書まとめ

本報告書は、りぼんかんや中央保健センターの移転の可能性を含め、子育て支援機能と母子保健機能を中心とする関連機能の併設・複合化に関する検討結果をまとめたものである。

検討にあたっては、まず、児童相談所等を取り巻く現状や他都市の動向・事例、本市施設の状況の調査を行い、調査結果を踏まえて、5つの複合化パターンと、これらを比較分析するための比較評価項目を設定した。

そして、これらの条件のもと、各複合化パターンについて「関連機能の連携効果」、「施設管理・運用」、「コスト」、「交通アクセス」の面から、それぞれメリットや課題を整理し、その結果を公募市民や学識経験者等で構成する「鹿児島市児童相談所等複合施設検討委員会」や、りぼんかん・中央保健センターの利用者団体の意見を踏まえながら報告書としてとりまとめた。

児童相談所等を取り巻く現状の各種調査では、児童相談所のほか、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点（りぼんかんなど）、子育て世代包括支援センター（中央保健センターなど）について、それぞれの目的や役割、法改正等の経過などを調査し、各施設等の主要な役割には違いがあるものの子どもや妊産婦及びその家庭を支援するという点は共通していること、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てをめぐる環境が変化してきていることを背景に、これまで法改正等により各制度の充実が図られてきていることを整理した。

また、子どもや子育てに関するニーズが多様化するとともに、複雑で困難な課題を抱える子どもや家庭も増えてきていることから、施設等が効果的に連携し、きめ細かで切れ目のない支援を行うことが強く求められていることが分かった。

他都市の動向・事例調査では、平成31年4月に児童相談所を設置した明石市や、今後数年間のうちに設置予定としている奈良市、A市、柏市の中核市4市における関連機能の併設・複合化等の状況を調査し、4市全てが「子ども家庭総合支援拠点」を付加あるいは併設していること、明石市、奈良市、柏市が「子育て支援機能」として地域子育て支援拠点を併設していることが分かった。

また、「母子保健機能」を併設している市はなく、母子保健事業と一体的な実施体制が既に構築されていることがその背景として考えられること、「障害支援・療育機能」について、明石市、柏市が簡易な窓口機能を付加していること等が分かったところであり、いずれの市においても、それぞれが有する資源やノウハウを活用するとともに、候補地の立地条件など各市の実情を踏まえた検討がなされていることが分かった。

児童相談所及び一時保護所の施設規模については、明石市や奈良市との人口規模を含めた比較から、本市が想定する施設規模が適正であることが分かった。

コストについては、イニシャルコストは各市負担が発生していること、ランニングコストは奈良市やA市の想定では、交付税を含めると市の負担が発生していないことが分かり、いずれにしても国の財政支援を十分に活用し、財源確保に努める必要があるとした。

本市の施設の状況調査では、りぼんかん、中央保健センターの利用者数や諸室の利用状況を調査したほか、利用者アンケート等を実施した。

これらを通じて、両施設では、りぼんかんが標準耐用年数を迎える令和22年度（築60年）においても現状と同程度の利用者数が見込まれること、建築からりぼんかんは41年、中央保健センターは49年が経過した施設であること、会議室や調理室など両施設で同じ目的で使用されている諸室や、あまり活用されていない諸室などがあり、複合化することで、共用化や廃止によるスペースの効率化が期待できることなどが分かった。

これらの調査結果を踏まえ、りぼんかん、中央保健センターの両方、あるいはいずれか片方を移転し併設・複合化する3パターンのほか、両施設を移転せずに新たに子育て支援機能や母子保健機能を有する施設を併設・複合化するパターン、関連機能を有する施設は併設せず簡易な窓口機能を付加するパターンの計5つの複合化パターンを設定した。

また、これらを比較分析するための比較評価項目として「関連機能の連携効果」、「施設管理・運用」、「コスト」、「交通アクセス」を設定し、「鹿児島市児童相談所等複合施設検討委員会」や、りぼんかん、中央保健センターの利用者団体の意見を踏まえながら、複合化パターンごとのメリットや課題を整理した。

子育て支援機能や母子保健機能を併設・複合化するメリットとしては、検討委員会において、児童相談所が特別な場所ではなく気軽に相談できる場所となり本市が設置する効果が生まれるといった意見が出されたほか、りぼんかんや中央保健センターの利用者から、健診、相談、遊びや交流などさまざまな子ども・子育て支援を一か所で受けることができるといった意見が多く寄せられた。一方、課題としては、検討委員会において、児童相談所利用者のプライバシー確保のため動線への配慮が必要といった意見が出されたほか、りぼんかん等の利用者から、利用者駐車場の確保を懸念する声が多く寄せられたところである。

今回の検討を通じて、児童相談所と子育て支援機能や母子保健機能などの関連機能を有する施設を集約することにより相互の設置効果が高まること、その場合、新たな施設を整備するよりも既存施設を移転する方が、イニシャルコストは多くなるものの、ランニングコストではメリットがあることが分かった。ただし、既存施設を移転する場合、建替え時期を迎える前の移転となるため、本市公共施設等総合管理計画との整合性が課題となるところであり、いずれの複合化パターンもそれぞれメリット・デメリットがあるが、今後の施設整備の方向性については、こうした各パターンの優位性や課題を十分に踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による本市の財政状況の変化等も考慮しながら、検討を進める必要がある。

【資料編】

8 会議開催

8.1 児童相談所等複合施設検討委員会

(1) 会議開催

	日時、場所	協議議題
第1回	令和3年6月7日(月) 15時00分～16時30分 鹿児島市役所本館2階 特別会議室	1 児童相談所及び本市の検討経過 2 児童相談所等複合施設検討委員会及び検討会議の役割
第2回	令和3年11月25日(木) 10時00分～12時00分 鹿児島市役所東別館9階 特別中会議室	1 児童相談所等複合施設に関する調査結果 2 児童相談所等複合施設に関する条件設定及び分析・整理
第3回	令和3年12月23日(木) 10時00分～12時00分 鹿児島市役所東別館9階 特別中会議室	1 利用者団体の意見聴取 2 児童相談所等複合施設検討結果報告書(案)

(2) 委員

区分	氏名	役職等
会長	岩井 浩英	鹿児島国際大学 福祉社会学部 教授・学部長
委員	精松 泰成	鹿児島市児童福祉連絡会 代表
委員	興 明日香	鹿児島市子育てサークル連絡協議会 会長
委員	五反田 晃一	鹿児島県中央児童相談所 所長
委員	染川 藍子	鹿児島県弁護士会 子どもの権利委員会 副委員長
委員	高橋 佳代	鹿児島大学大学院 臨床心理学研究科 准教授
委員	瀧川 憲洋	公募委員
委員	田中 久美	公募委員
委員	中尾 直毅	鹿児島県警察本部 生活安全部人身安全・少年課 児童虐待対策官
委員	根路銘 安仁	NPO法人鹿児島子どもの虐待予防協会 理事長
委員	畠田 悟	鹿児島地方法務局 人権擁護課長

※五十音順、敬称略

(3) 設置要綱

鹿児島市児童相談所等複合施設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における児童相談所の設置検討にあわせて行う、鹿児島市すこやか子育て交流館（以下「りぼんかん」という。）及び中央保健センターの移転の可能性を含めた、子育て支援機能や母子保健機能等（以下「関連機能」という。）の併設・複合化の検討について意見を述べるため鹿児島市児童相談所等複合施設検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童相談所の関連機能の検討について、各委員が専門的知見等から意見を述べること。
- (2) その他児童相談所の関連機能に関すること。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係民間団体代表者
- (3) 関係行政機関代表者
- (4) りぼんかん及び中央保健センターの利用者代表
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、この要綱の施行の日以降最初に開かれる検討委員会の会議（以下「会議」という。）の日から令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 検討委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

(会長等の職務)

第5条 会長は、会議の議長を務める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

第8条 委員会の庶務は、こども未来局こども支援室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、こども未来局こども支援室において処理する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

8.2 児童相談所等複合施設検討会議

(1) 会議開催

	日時、場所	協議議題
第1回	令和3年6月2日(水) 10時00分～11時00分 鹿児島市役所東別館9階 特別中会議室	1 児童相談所及び本市の検討経過 2 児童相談所等複合施設検討委員会及び検討会議の役割
第2回	令和3年10月1日(金) 14時00分～16時00分 鹿児島市役所みなと大通り別館 3階302会議室	1 関連機能の併設・複合化の検討フロー 2 I-1 児童相談所、地域子育て支援拠点(りぼんかん)子育て世代包括支援センター(中央保健センター)を取り巻く現状の各種調査 3 I-2 他都市の動向・事例調査 4 I-3 本市の施設の状況調査(りぼんかん、中央保健センター) 5 II 条件設定
第3回	令和3年11月18日(木) 14時00分～15時30分 鹿児島市役所西別館2階 201会議室	1 関連機能の併設・複合化の検討フロー 2 I-3 本市の施設の状況調査(りぼんかん、中央保健センター) 3 II 条件設定 4 III 分析・整理
第4回	令和4年1月6日(木) 14時00分～15時30分 鹿児島市役所東別館9階 特別中会議室	1 利用者団体の意見聴取 2 児童相談所等複合施設検討結果報告書(案)

(2) 委員

会 長：こども未来局次長

副会長：健康福祉局保健部長

委 員：企画財政局企画部政策推進課長

企画財政局財政部財政課長

企画財政局財政部管財課長

市民局人権政策部男女共同参画推進課長

健康福祉局谷山福祉部福祉課長

健康福祉局保健部保健政策課長

健康福祉局保健部中央保健センター所長

こども未来局こども政策課長

こども未来局母子保健課長

こども未来局こども福祉課長

こども未来局こども支援室長

建設局建設管理部公園緑化課長

建設局建築部建築課長

建設局建築部設備課長

教育委員会事務局教育部青少年課長

(3) 設置要綱

鹿児島市児童相談所等複合施設検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における児童相談所の設置検討にあわせて行う、鹿児島市すこやか子育て交流館及び中央保健センターの移転の可能性を含めた、子育て支援機能、母子保健機能等（以下「関連機能」という。）の併設・複合化について調査及び検討を行うため、鹿児島市児童相談所等複合施設検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関連機能に関する調査及び検討に関すること。
- (2) その他児童相談所の関連機能の検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、こども未来局次長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉局保健部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理し、検討会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、こども未来局こども支援室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

別表（第3条関係）

鹿児島市児童相談所等複合施設検討会議委員

企画財政局企画部政策推進課長
企画財政局財政部財政課長
企画財政局財政部管財課長
市民局人権政策部男女共同参画推進課長
健康福祉局谷山福祉部福祉課長
健康福祉局保健部保健政策課長
健康福祉局保健部中央保健センター所長
こども未来局こども政策課長
こども未来局母子保健課長
こども未来局こども福祉課長
こども未来局こども支援室長
建設局建設管理部公園緑化課長
建設局建築部建築課長
建設局建築部設備課長
教育委員会事務局教育部青少年課長

